

能美市地域防災計画

第3編 津波災害対策編

沿革	平成18年3月23日	作成
	平成25年1月23日	修正
	平成28年3月25日	修正
	平成31年3月26日	修正
	令和3年2月26日	修正
	令和6年4月12日	修正
	令和7年4月1日	修正

能美市防災会議

第3編 津波災害対策編

も く じ

第3編 津波災害対策編

第1章 総 則	1
第1節 目 的	3
第2節 性格及び基本方針	3
1 性格	3
2 基本方針	3
第3節 構成と内容	3
1 計画の構成	3
2 計画の内容	4
第4節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第5節 計画の運用	4
1 平常時の運用	4
2 津波災害発生時の運用	4
3 計画の修正	5
4 計画の周知	5
第6節 本市の特性と既往の津波災害	6
1 位置及び地勢	6
2 社会的要因とその変化	6
3 石川県及びその周辺での津波の発生状況	8
第7節 津波浸水想定調査における地域の危険性	13
1 想定される津波の適切な設定	13
2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方	13
3 津波浸水想定調査	13
4 津波災害に備える対策	18
5 市民運動の展開	18
第2章 災害予防計画	19
第1節 災害に強いまちづくり計画	21
1 計画の方針	21
2 災害に強いまちづくりの計画的な推進	21
3 災害に強い都市構造の形成	21
4 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備	22
第2節 防災知識の普及	23
1 基本方針	23
2 津波ハザードマップの作成、周知	23

3	職員に対する防災教育	23
4	学校教育における防災教育	24
5	市民に対する防災知識の普及	24
6	防災相談及び意識調査	26
7	災害教訓の伝承	26
8	ボランティア教育による防災支援活動	26
第3節	市民及び事業者等のとるべき行動	27
1	基本方針	27
2	市民のとるべき行動	27
3	事業者等のとるべき行動	29
4	市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進	30
第4節	自主防災組織の育成	31
1	基本方針	31
2	地域住民等の自主防災組織	31
3	事業所の自衛消防隊等	32
第5節	防災ボランティアの活動環境の整備	33
1	基本方針	33
2	防災ボランティアの環境整備	33
3	防災ボランティアの受入体制等	33
4	防災ボランティアの育成	34
第6節	防災訓練の充実	35
1	基本計画	35
2	防災訓練計画	35
第7節	防災体制の整備	37
1	基本計画	37
2	市の活動体制	37
3	防災関係機関の活動体制	40
4	人材確保方策	40
第8節	通信及び放送施設災害予防	41
1	基本方針	41
2	通信用施設設備の整備	41
3	放送事業者との協定	42
4	通信施設等の現況	42
5	通信施設等の災害予防	42
6	その他の通信施設の整備	42
第9節	消防力の充実、強化	44
1	基本方針	44
2	消防力の強化	44
3	消防機械器具の点検整備と出動計画等	44
4	消防機関の警戒警備体制の確保	45
5	火災発生防止の緊急徹底	45
6	救助・救急体制の整備	45
第10節	水害予防	47
1	基本方針	47

2	水防計画に基づく危険区域の監視	47
3	水防資機材の点検整備	47
4	水防作業人員の確保	47
5	雨量及び水位情報の収集・確認	47
6	避難準備措置の確立	47
7	地下空間の浸水対策	48
8	水防施設等の安全対策	48
第 11 節	避難体制の整備	49
1	基本方針	49
2	指定緊急避難所、指定避難所、地域避難所、車両避難場所の指定等	49
3	津波避難ビルの指定等	52
4	二次避難支援体制の整備	52
5	交通規制	52
6	避難誘導標識等の設置	53
7	避難誘導体制	53
8	避難所運営マニュアルの作成	54
第 12 節	要配慮者対策	55
1	基本方針	55
2	在宅の災害時要配慮者への配慮	55
3	社会福祉施設等の整備	57
4	外国人等に対する防災対策	58
5	障害者に対する情報伝達等	58
第 13 節	緊急輸送体制の整備	59
1	基本方針	59
2	緊急輸送道路の選定整備	59
3	臨時離着陸場の整備	59
4	民間事業者等の活用	59
第 14 節	医療体制の整備	61
1	基本方針	61
2	医療救護体制の整備	61
3	情報連絡体制	62
4	医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制	63
第 15 節	健康管理活動体制の整備	64
1	基本方針	64
2	平常時の健康管理対策	64
3	災害時の健康管理体制の整備	64
4	情報連絡体制の整備	64
第 16 節	こころのケア体制の整備	65
1	基本方針	65
2	こころのケア実施体制の整備	65
3	災害時精神科医療体制の整備	65
4	情報連絡体制の整備	65
第 17 節	食料及び生活必需品等の確保	66
1	基本方針	66

2	役割分担	66
3	飲料水の確保	66
4	食料及び生活物資の確保	66
5	物資の集積、配送先の整備	67
6	義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成	67
第18節	積雪・寒冷対策	68
1	基本方針	68
2	積雪対策の推進	68
3	交通の確保	68
4	寒冷対策の推進	69
第19節	建築物等災害予防	70
1	基本方針	70
2	防災上重要な公共建築物等の災害予防	70
3	一般建築物の災害予防	70
4	文化財災害対策	70
5	ブロック塀、石塀等倒壊予防対策	71
6	家具等転倒防止対策	71
7	所有者不明土地の利用	71
第20節	公共施設災害予防	72
1	基本方針	72
2	道路施設整備対策	72
3	海岸、河川の整備対策	73
4	公園、緑地等の整備	73
5	上水道、下水道の整備対策	74
6	電力施設の整備対策	75
7	通信設備の整備対策	75
8	鉄道の整備対策	76
9	農業、農業用施設整備対策	77
10	一般廃棄物処理施設整備対策	77
第21節	危険物等災害予防	78
1	基本方針	78
2	火薬類の保安	78
3	高圧ガスの保安	79
4	毒物・劇物の保安	80
5	石油類等の危険物の保安	80
6	放射性物資の保安	81
第3章	応急対策計画	83
第1節	初動体制の確立	85
1	基本方針	85
2	災害対策本部、現地对策本部及び地区支部の設置	85
3	災害対策本部、現地对策本部の解散	87
4	災害応急対策の総合調整	87
5	動員の方法	87

6	動員の伝達系統	87
7	出勤義務	87
8	受援体制の確立	87
9	広域応援協力体制の確立	88
10	各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理	89
第2節	受援計画	90
1	基本方針	90
2	応援要請	90
第3節	大津波警報・津波警報・注意報の発表	92
1	基本方針	92
2	警報・注意報等の種類、発表基準	92
3	地震及び津波警報等発表の流れ	97
4	津波に関する予報の伝達	98
5	津波災害発生直前の対策	101
6	津波に係る現場情報	102
7	水防法に定める水防警報	102
第4節	災害情報の収集・伝達	104
1	基本方針	104
2	情報の優先順位	104
3	情報収集体制及び伝達系統の確立	104
4	収集すべき情報	106
5	災害通信	107
第5節	通信手段の確保	108
1	基本方針	108
2	通信手段の利用方法等	108
3	通信設備の応急復旧	113
第6節	消防防災ヘリコプターの活用等	114
1	基本方針	114
2	消防防災ヘリコプターの活動内容	114
3	応援要請	114
4	臨時離着陸場の開設	115
第7節	災害広報	116
1	基本方針	116
2	広報体制	116
3	広報の内容	116
4	広報手段等	116
5	被災地の相談・要望等の対応	117
6	安否情報の提供等	117
7	ライフライン情報の提供等	118
第8節	消防活動	119
1	基本方針	119
2	応援要請	119
3	消防活動	120
4	消防水利	121

5	救助・救急活動	121
6	惨事ストレス対策	121
第9節	自衛隊への災害派遣の要請	122
1	基本方針	122
2	災害派遣の適用	122
3	派遣の要請	123
4	派遣部隊の受け入れ	123
5	使用資器材の準備	123
6	経費の負担区分	123
7	派遣部隊の撤収要請	124
第10節	避難誘導等	125
1	基本計画	125
2	避難の指示の実施	125
3	避難の指示の内容及びその周知	126
4	警戒区域の設定	126
5	警戒区域設定の周知等	127
6	避難区分及び基準	127
7	住民に対する周知	127
8	避難者の誘導	128
9	避難所の開設及び運営	128
10	広域避難対策	130
11	帰宅困難者対策	131
12	避難所外避難者対策	132
13	避難のあとの警備等	132
第11節	要配慮者の安全確保	133
1	基本方針	133
2	在宅の要配慮者に対する対策	133
3	社会福祉施設等における対策	134
4	医療機関における対策	134
5	外国人に対する対策	135
第12節	災害医療及び救急医療	136
1	基本方針	136
2	実施体制	136
3	DMAT・医療救護班派遣・受入体制	136
4	救護所の設置	137
5	災害時後方医療体制	137
6	災害拠点病院	137
7	重傷患者の搬送体制	137
8	医薬品等及び輸血用血液の供給体制	137
9	医療機関のライフラインの確保	138
10	個別疾患対策	138
第13節	健康管理活動	139
1	基本方針	139
2	実施体制	139
3	健康管理活動従事者の派遣体制	139

4	健康管理活動	139
第14節	救助・救急活動	140
1	基本方針	140
2	実施体制	140
3	惨事ストレス対策	140
4	医療救護活動	140
5	災害救助法による措置	140
第15節	水防活動	141
1	基本方針	141
2	監視、警戒活動	141
3	応急復旧	141
4	ハザードマップの作成	141
第16節	災害救助法の適用	142
1	基本方針	142
2	被害情報の収集	142
3	適用基準（災害救助法施行令）	142
4	適用手続	142
5	災害救助法に基づく救助の種類	143
6	災害救助法が適用されない場合	143
第17節	災害警備及び交通規制	144
1	基本方針	144
2	災害警備体制	144
3	交通対策	145
第18節	行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬	149
1	基本方針	149
2	行方不明者及び遺体の捜索	149
3	遺体の検視（見分）及び処理	149
4	遺体の埋葬	149
5	安否確認	150
6	警察の措置	150
7	海上保安部の措置	150
8	災害救助法による措置	150
9	記録簿	150
第19節	危険物の応急対策	151
1	基本方針	151
2	火薬類	151
3	高圧ガス	151
4	石油類等	151
5	毒物劇物	152
6	放射性物質	152
7	応急復旧の活動体制の確立	152
第20節	ライフライン施設の応急対策	153
1	基本方針	153
2	電力施設	153

3	通信施設	153
4	上水道施設	154
5	下水道施設	154
6	L P ガス供給設備等	155
第 21 節	公共土木施設等の応急対策	156
1	基本方針	156
2	道路施設	156
3	海岸、河川等	156
4	放送施設	157
5	鉄道施設	157
6	公園、緑地施設	157
7	農地、農業用施設等	157
8	公共建築物等	158
第 22 節	給水活動	159
1	基本方針	159
2	給水対策本部の設置、運営	159
3	応急給水活動	159
4	施設の応急復旧活動	160
5	災害救助法による措置	161
6	記録等	161
第 23 節	食料の供給	162
1	基本方針	162
2	実施体制	162
3	主食等の供給	162
4	炊出し等の方法	163
5	応援等の手続	163
6	災害救助法による措置	164
7	食品衛生	164
8	記録等	164
第 24 節	生活必需品の供給	165
1	基本方針	165
2	実施体制	165
3	実施対象者	165
4	生活必需品等の確保	165
5	物資の輸送（配送）拠点の確保と運営	165
6	災害救助法による供給	166
7	記録等	166
第 25 節	障害物の除去	167
1	基本方針	167
2	実施体制	167
3	障害物除去の実施基準	167
4	障害物除去計画の作成	167
5	障害物除去の方法	167
6	除去した障害物の集積場所	167
7	湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置	168

8	災害救助法による措置	168
9	粉塵等公害防止対策	168
10	障害物除去に関する応援、協力	168
11	記録等	168
第 26 節	輸送手段の確保	169
1	基本方針	169
2	輸送の対象	169
3	実施機関	169
4	要員、物資輸送車両等の確保	169
5	災害救助法による措置	170
6	記録等	170
第 27 節	こころのケア活動	171
1	基本方針	171
2	実施体制	171
3	精神保健医療活動	171
4	精神保健医療活動情報	171
第 28 節	防疫、保健衛生活動	172
1	基本方針	172
2	実施体制	172
3	避難所の防疫措置	172
4	被災地域の防疫措置	172
5	防疫用資材の備蓄、調達	173
6	感染症患者発生時の対応	173
7	患者等に対する処置	173
8	家庭動物の保護対策	174
9	特定動物の逸走対策	174
10	記録等	174
第 29 節	ボランティア活動の支援	175
1	基本方針	175
2	ボランティアの受け入れ	175
3	ボランティア現地本部の機能	175
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	176
5	ボランティアの活動業務	176
第 30 節	し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理	177
1	基本方針	177
2	実施体制	177
3	被災地の把握状況	177
4	廃棄物の収集、運搬及び処分の方法	177
5	震災時における廃棄物の処理目標	178
6	野外仮設トイレの設置	178
7	廃棄物の応急的処理	179
8	廃棄物処理施設の復旧	179
第 31 節	住宅の応急対策	180
1	基本方針	180
2	実施体制	180

3	災害救助法による措置	181
4	応急仮設住宅の建設場所	181
5	応急仮設住宅入居基準	181
6	住宅確保等の種別	181
7	その他	182
8	記録等	182

第32節 文教対策 183

1	基本方針	183
2	文教施設の応急復旧対策	183
3	応急教育実施の予定施設	183
4	応急教育計画	183
5	児童、生徒への対応	184
6	備品等の確保について	184
7	教材、学用品の調達及び給与方法	184
8	授業料の減免及び育英資金	184
9	給食措置	185
10	保健衛生	185
11	教職員の健康管理	185
12	避難所協力	185
13	記録等	185
14	文化財対策	186

第33節 応急金融対策 187

1	基本方針	187
2	通貨の円滑な供給の確保	187
3	非常金融措置	187

第34節 農林水産物災害応急対策 188

1	基本方針	188
2	農作物関係	188
3	畜産関係	188
4	林産関係	189

第35節 労務の供給対策 190

1	基本方針	190
2	動員等の順序	190
3	応援の要請	190
4	ボランティアの編成及び作業内容等	190
5	労務者の雇用	191
6	労務者の従事命令等	191
7	記録簿	193

第4章 復旧・復興計画 195

第1節 公共施設災害の復旧 197

1	基本方針	197
2	実施責任者	197
3	災害復旧事業計画	197

4	復旧事業の方針	198
5	職員の確保	198
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	199
1	基本方針	199
2	助成制度	199
3	激甚災害の早期指定	199
4	激甚災害に係る財政援助措置	199
第3節	被災者への支援	201
1	基本方針	201
2	農林漁業制度金融の確保	201
3	中小企業融資の確保	201
4	住宅金融支援機構資金のあっせん	202
5	生活福祉資金の貸付	202
6	母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付	202
7	災害援護資金の貸付	202
8	災害弔慰金等の支給	202
9	災害障害見舞金の支給	202
10	被災者生活再建支援制度の活用	202
11	県の対応	203
12	制度の周知	203
第4節	被災者の生活確保のための緊急措置	204
1	基本方針	204
2	被災者台帳の作成	204
3	生活相談	204
4	こころのケア活動の継続	204
5	罹災証明の交付	204
6	被災者に対する職業のあっせん	205
7	国税等の徴収猶予及び減免の措置	205
8	公営住宅等の整備	205
9	国有財産の無償借受等	205
10	災害廃棄物の処理等	205
第5節	災害義援金及び義援物資の配分	206
1	基本方針	206
2	義援物資の募集	206
3	義援金及び義援物資の受付	206
4	義援金の配分	206
5	義援金及び義援物資の輸送	206
6	義援物資保管場所	206
第6節	復興計画	207
1	基本方針	207
2	基本方向の決定	207
3	計画的復興の進め方	207
第5章	複合災害対策	209

第1節 基本方針	211
第2節 災害予防対策	211
1 情報収集・連絡体制の整備	211
2 複合災害時の災害予防体制の整備	211
3 複合災害を想定した訓練の実施	211
第3節 災害応急対策	212
1 活動体制の確立	212
2 情報の収集・連絡	212
3 避難対策	212
4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達	212
5 緊急時医療措置	212
第4節 災害復旧対策	212

第1章 総 則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、能美市防災会議が作成する計画であり、津波の災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって、社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 性格及び基本方針

1 性格

この計画は、津波対策の一貫性を図るとともに、内容の充実を図るため、現行の「能美市地域防災計画」中の津波に係る対策等を体系化したもので、「能美市地域防災計画」の「津波災害対策編」とする。

また、能美市における地震災害対策を推進するうえでの基本となるものであり、指定地方行政機関又は指定公共機関の長が作成する防災業務計画及び石川県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

なお、「能美市地域防災計画」の「地震災害対策編」とは重なるところもあるので、両編合わせて震災対策のために活用されるべきものである。

2 基本方針

この計画は、市、防災関係機関、事業所及び市民がとるべき基本的事項等を定めたものである。

市及び防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互に協力して防災対策に万全を期するとともに、防災基盤の整備、推進に努める。

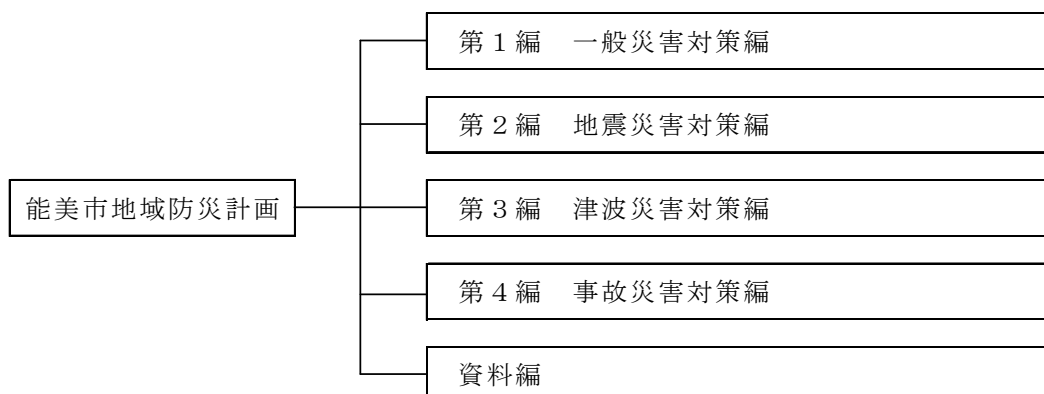
また、事業者及び市民は、それぞれ自助・共助の精神に基づいて、自ら津波災害への備えの充実に努めることが大切である。

第3節 構成と内容

1 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の一般災害対策編に続いて、第2編を地震災害対策編、第3編に津波災害編を新設、第4編を事故災害対策編と位置づけ、計画を作成する。

また、巻末には資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



2 計画の内容

計画の内容は、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。

災害予防計画	災害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、市民への防災知識の普及等に関する計画とする。
災害応急対策計画	組織体制の確立、情報の収集、伝達など災害発生後直ちに必要となる緊急対策（初動期の対策）と、給水、給食、文教対策など被害の状況に応じて、ある程度の時間を経て需要が発生する応急対策など、被害の拡大を防止するための計画とする。
復旧・復興計画	被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための計画とする。

第4節 市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1号の規定により、市、防災関係機関及び市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、市の地域に係る津波防災に寄与するものとし、それぞれが防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱は、本計画一般対策編第1章第4節「市及び防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりとする。

第5節 計画の運用

1 平常時の運用

(1) 津波災害予防計画に基づいた事務の遂行

各種施策、事業の企画立案の段階において、当該施策及び事業が災害予防計画に合致したものとなっているか、又は反するものとなっていないかを点検し、問題がある場合は当該施策、事業の修正を行わなければならない。

(2) 津波災害応急対策計画及び津波災害復旧計画等の習熟及びマニュアル等の整備

災害発生時には、被害を最小限に止めるために防災活動を展開することになるが、防災活動は津波災害応急対策計画、及び津波災害復旧計画に沿って行われることから、防災活動の成否は、これらの計画の適否及び各担当職員の活動計画の習熟の程度によって左右されることになる。

そのため、関係する計画箇所については日頃から習熟しておくとともに、災害発生時にスムーズな計画運用を図るためのマニュアルを必要に応じて整備しておく。

(3) 防災会議への報告

市及び防災関係機関は、津波災害予防計画に基づいた事務の遂行状況及び今後の目標、方針を防災会議に報告する。

2 津波災害発生時の運用

津波災害発生時には、津波災害応急対策計画及び津波災害復旧計画等を積極的に活用し、被害を最小限に止めるよう努める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各機関は、関係ある事項について修正がある場合は、毎年3月末までに修正案を能美市危機管理課へ提出する。

4 計画の周知

この計画は、市職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底する。

第6節 本市の特性と既往の津波災害

1 位置及び地勢

能美市は、加賀地域のほぼ中央に位置し、金沢市へは北東約20kmの距離にあり、小松市が南に隣接している。

西部は、白砂青松の海岸を有する日本海に面し、中央部には手取川扇状地の平坦な地形が広がっている。一方、東部は白山山系に連なる緑豊かな能美丘陵を有し、北部には県内最大の一級河川である手取川が、南には同じく一級河川である梯川が流れており、豊かな自然環境に恵まれた地域を形成している。また、能美市は、84.14k㎡の面積を有しており、山林：約42%、農地：約22%、宅地：約14%となっている。

2 社会的要因とその変化

地震・津波災害は、自然的条件に起因する災害と社会的条件によってもたらされる災害が同時複合的に現出するという特徴を持っている。

被害を拡大する社会的要因としては、主として次のような点が指摘される。

(1) 都市化の進展

本市は、北に金沢市、白山市、南に小松市と、大きな都市の間に位置し、交通の利便性の高さから住宅地開発や工業立地が盛んな地域となっている。このため、急速に市街化が進展しており、発災時の被災者の増加や同時多発火災の発生、延焼地域の拡大等の危険性が懸念される。

(2) 工業化の進展

本市は、高度経済成長により急速に工業化が進展したが、工業自体が災害発生の危険を包含していることなど地域に及ぼす影響が大きく、被害拡大の危険性を高めている。

(3) 交流人口の増大・国際化の進展

毎年多くの観光客が本県に訪れるなど、交流人口が増大している。加えて、国境を越えた経済社会活動の拡大とともに、在県・来県外国人も増加している。したがって、災害時に、要配慮者としての旅行者や外国人にも十分配慮する必要がある。

(4) 生活環境の変化

近代生活を営むに当たっては、電話、電気、水道、ガス等のライフラインに加え、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク等は欠かせないものとなっているが、生活水準の向上に伴い、これらは急速に整備されてきている。

このため、地震が発生すると、生活面及び情報面での不安が増大し、心理的にも危険な状態におちいることが予想される。

(5) 住民の共同意識の変化

手取川の氾濫に対して共同で対応した「川筋根性」と呼ばれる共同体意識が存在した地域であるが、今日の社会経済の発展は、物質的には豊かな社会を出現させた反面、生活様式の多様化や都市化の進展に伴い、住民の地域的連帯感が希薄になってきている。このため、いったん地震等の災害が発生すると、混乱を増幅させ被害が拡大することが予想される。

(6) 交通機関の発達

自動車保有台数が、急速に増加してきているが、自動車自体がガソリン等の危険物を内蔵しており、出火、延焼の原因になるとともに、交通混乱によって被害が著しく拡大されることが予想

されることに加え、生活に自動車が必須の土地柄から、交通機関としての自動車利用に対するニーズが非常に強い。また、近年は道路の高規格化や橋梁の整備が進み、短時間で金沢や小松などの都市部へ移動することが可能となった。利便性にともない、住宅地の広域化が進展している。

こうしたことから、発災時の道路の寸断等により、輸送、避難に影響が出ることが懸念される。

(7) 新たな感染症への対策

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

(8) 情報通信技術の発達

効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

3 石川県及びその周辺での津波の発生状況

過去の文献調査による県内の津波被害をもたらした地震とその被害状況は、次の表のとおりである。(※は文献一覧を参照)

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
701. 5. 12 大宝元年	丹波・若狭湾 (不明)	※1:「凡海郷(若狭湾内舞鶴沖にあった島)が海中に没し、旧山頂が海面上に残っている。現在の冠島と履島であるといわれているが地学的根拠はない。」(→石川県西岸にも、弱い津波が到達したと推定される) ※6: 丹波国で地震が3日続いた。若狭湾内の島が海中に没したということは、史学的・地学的に否定された。
850. 11. 27 嘉祥3年10月16日	山形県沿岸 (出羽庄内) (M7)	※1, ※2, ※6:「最上川の岸崩る。海水は国府から6里のところまで迫った。」(→石川県には弱い津波が到達したものとと思われる)
863. 7. 10 貞観5年6月17日	越中・越後 (M7以上)	※1: 山崩れ谷埋まり、水湧き、民家破壊し、圧死者多数。 ※16: 越中・越後・出羽に地大に震い、海陸一帯津波に罹り、土地を侵蝕し、民家を侵流す。
887. 8. 2 仁和3年7月6日	新潟県南部沖 M=6. 5	※1:「越後で津波を伴い、溺死者数千という。」 ※2:「越後国地震、津波を伴う。海鳴り潮陸にみなぎりて、溺死せしものの数千人」と『佐渡年代記』にあるが、正史に記されておらず、疑わしい。」
1092. 9. 13 寛治6年8月3日	新潟県沖 (不明)	※1, ※3:「柏崎～岩船の沿岸、海府浦・親不知大津波に襲わる。」『紫雲寺新田由来記』(付記)に「大津波大地震浦原岩船陸地となる(地殻変動?)」とある。これ以外地震状況の記録が無い。 ※15: 津波に関する記述有り ※16: 越後沿岸一帯に大津波あり
1341. 10. 31 興国2年9月13日	青森県西方沖 (不明)	※2:『東日流(つがる)外三郡誌』によれば、朝地震とともに三丈余(9m)の津波が津軽半島の十三湊を襲い26,000人が溺死したとある。
1614. 11. 26 慶長19年10月25日	越後高田 (京都) (M7. 0～7. 5)	※1:「高田で大地震・大津波、死者あり」 ※6: 従来、越後高田の地震とされていたもの。「東海道・南海道各地で地震強く、津波があった。」(←確実性が十分ではない)
1729. 8. 1 享保14年7月7日	能登・佐渡 (M6. 6～7. 0)	※1: 能登半島先端で被害大。穴水・七尾間で海岸崩れあり。 ※17, ※20: 地震に関する記述あるも津波に関しては明記なし
1741. 8. 29 寛保1年7月19日	北海道南西沖 (渡島沖) (M6. 9)	※1: 石川県七浦に津波、人畜被害ありという。 ※2, ※3: 佐渡では相川・海府が浸水、鷺崎で流出家屋あり、石川県七浦村(鳳至郡門前町皆月)にも災害があった模様。 ※6: 能登七浦<門前町>で被害があった、波高2～3m。 ※13: 能登七浦(門前町)で「人畜の被害少なからず」(七浦村史)とあり、河川に遡上したと伝えられている。 (p542、p535 図13、p540 図2にて確認可能) ※17: 寛保元年七月十九日朝七浦の近海に大海嘯あり、人畜の被害少なからず、以上は凡て碧雪寺の過去帳に見えたり。 ※20: 津波に関する記述あり。
1762. 10. 31 宝暦12年11月15日	新潟県沖 (M6. 6)	※1: 鶴島村で津波、潮入り5軒。願村で流失18軒など。 ※2, ※3: 津波によって佐渡北端の両津市願が全部落流失。同市鶴島で26戸流失。 ※3: 両津・油川(陸奥湾)・能登七浦などの大型湾内の波高が目立って大きく、津波の周期がやや長周期成分を含んでいることを示している。 ※5, ※6: 津波があった、願村全戸、鶴島村で26戸流失

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1799. 6. 29 寛政 11 年 5 月 16 日	加賀 (M6)	※1：金沢で被害最大。上下動が激しかったらしく、屋根石が1尺(30cm)飛び上がったり、石灯笼の竿石が6尺(1.8m)飛び上がったり、田の水が板のようになって3～4尺(約1m)あがったなどという記事が見える。 ※11：津波は犀川河口の金石(宮腰)を襲い、“宮腰津波あり、人家百軒をかきさらい、溺死多し”と記録されている。 ※13：p539 表1に記載あり ※18：地震に関する記載あり。 ※21：宮腰海嘯二百餘戸ヲ流ス(地震記/金沢市立図書館_富田文庫を引用)
1802. 12. 9 享和 2 年 11 月 15 日	佐渡 (M6.5～7.0)	※1. ※3：佐渡の西南海岸(沢崎～赤泊間)は隆起した。佐渡の郷土誌に津波の記述があるが、正史に見当らず。 ※21：津波に関する記載あり。
1833. 12. 7 天保 4 年 10 月 26 日	山形県沖 (M7.5)	※2, ※3：輪島では地震後10町ばかり潮が引いたが、第1波で床上浸水し、第3波で最大となり、家屋流失および半潰365、溺死47。能登半島と隠岐島は遠隔にもかかわらず3mを超す高さとなったことは、1983年日本海中部地震津波と著しい共通点をもっている。 ※4：津波は3波にわたって町を襲い、最も大きい第3波は高さ5、6間(約9～11m)で、河原田川を1km以上も逆流した。 ※5, ※6：能登で地震が強く、輪島で1,460軒中流失200余、皆潰れ111、溺死者47。 ※10：天保4年10月下旬昼7ツ時頃大なる地震ありて、7ツ時過、磯端波引事凡そ十町許、輪島沖に大蛇岩という岩あり、舟方通い路に障る所、此岩を知って舟を廻らすこと第一とする由。～。 此一枚の波にて、河合、鳳至の両町に家引き取らるる事300軒。欲にまよいし人、或は老人、産婦等都て走り後れたるもの死人百余人とぞ、庄屋の何某今も身の毛のよだつとぞ嘶けり。 実に稀有の事也。此段海浜の人は心得置くべき事なり。 ※11：能登半島にも押しよせ、輪島の町に浸水した(p92)。函館・輪島などの遠隔地にも、天保津波は被害を与え、1964年の津波の規模を上回った(p93)。 ※13：3波目が最高波になり、輪島川を1kmほど遡上して橋を大破し、浜に面したところでは300mほど町内に溢れたとある。 ※14：……。以上の考察から、輪島での浸水高は鳳至町と河井町での値を平均した五・七メートル程度と推定され、…… ※18：能州輪嶋等津波 ※20：津波に関する記載あり。 ※24：敦賀市市野々の豪農柴田家に伝わる「年々跡書帳」に「のと(能登)の輪嶋(輪嶋)と大津波のよし、大変といふべきことなり」と記述あり。
1855. 2. 25 安政 2 年 1 月 9 日	不明	※19：五十三次十宿地震くつれ同廿七宿津波地志ん同六宿

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1892. 12. 9 明治 25 年 12 月 9 日	石川県西岸 (M6. 4)	※1：加賀・越中の海岸で潮位の異常ありというも資料少なく疑わしきか。 ※2, ※3, ※9：石川および富山県の海岸で潮位の異常が記録されている。おそらく弱い津波を目撃したものと思われる。 ※11：羽咋郡に家屋破損、地割れを起こした地震があり、加賀・越中海岸で異常潮位が記録されている。 ※12：被害規模 2（家屋の破損、道路の破損などが生じる程度の小被害）p407 表内にて確認。 ※13：p 539 表に記載あり。
1915 大正 4 年ごろ	不明 (不明)	※7：大正 4 年頃、上大沢が大津波に洗われた。
1917. 1. 18 大正 6 年 1 月 18 日	高潮であったと考えられる	※8：大正六年一月十八日 橋立村で津波が起こった。 ※9：橋立村で高潮発生 大正六年(一九一七)一月十八日、発達した大陸からの季節風は暴風となり、大波を引き起こし、橋立漁港付近では高潮を発生させた。
1940. 8. 2 昭和 15 年 8 月 2 日	北海道西方沖 (M7. 5)	※1, ※2, ※3：津波は日本海沿岸を襲った。 ※5：震害はほとんどなく、津波による被害が大きかった。波高は、羽幌・天塩 2m、利尻 3m、金沢・宮津 1m。 ※6：震害はほとんどなく有感区域もマグニチュードの割りに著しく狭い。日本海沿岸各地を襲った津波の高さは、利尻・苫前で 3m、杓形〈利尻町〉・天塩・羽幌・留萌・増毛・樺太西海岸で 2m、隠岐で 1. 5m。 ※13：金沢市の金石、京都府丹後町、隠岐諸島でも水位異常に気付かれている（p 534 図 12 で確認可能）。
1964. 6. 16 昭和 39 年 6 月 16 日	新潟県沖 (M7. 5)	※1：図より、能登半島北部沿岸で最高水位 1m未満程度 ※2, ※3：津波の高さは、波源域に直面する本州側の対岸で最大となり、平均海面上 3～4mに達した。さらに、北は男鹿半島、西は能登半島付近まで 1～2m、佐渡の両津湾、船川港、七尾湾などで 2～3mとなり、若干の被害を生じた。 ※5：津波が日本海沿岸一帯を遅い、波高は新潟県沿岸で 4m以上に達した。 ※13：p 542 図 6 にて確認可能
1983. 5. 26 昭和 58 年 5 月 26 日	秋田県沖 (M7. 7)	※1：波源域に近いところで(津波痕跡高は)10m以上となり、島や半島で高くなっているところがある。例えば奥尻島、能登半島などである。富来町前浜港で津波痕跡高さ 2. 5m（※2, ※3においても確認できる） ※5：石川・京都・島根など遠方の府県にも津波による被害が生じた。 ※6：佐渡関漁港で波高 5m、能登半島で 2～3m、朝鮮半島東岸でも死者 3、船舶の転覆・沈没・流失等かなりの被害を生じた。 ※13：遠く能登半島や隠岐島でも津波波 3mに達したところもあり、また韓国北部の一部で 4m程度の高さに達した(p496)。狼煙で 2. 5m、輪島で 2. 0m、福浦で 1. 8mとやや大きい値を示している。注目すべきは輪島の約 50km沖合にある舩倉島であって、5mもの津波高が報告されている。 能登半島で出た被害の主なものは、負傷 3 人(輪島港)、全半壊 3 と浸水 6（すべて舩倉島）、漁船被害 67 隻（うち福浦南港 26 隻、輪島港 5 隻、狼煙港 6 隻）である(p523)。 日本海中部地震津波では能登北部の外浦で 2～3mに達したが、東部沿岸の内浦では 50cm前後であった（p542）。

年代	波源域 (推定地震規模)	主な記述
1993. 2. 7 平成 5 年 2 月 7 日	能登半島北方沖 (M6. 6)	※1：輪島に小津波（最大波高26cm）あり。 ※3：表181-1に能登半島沖の津波の最大振幅を示す。 【最大振幅】金沢港：32cm、輪島港：51cm、輪島：25cm、宇出津港：18cm
1993. 7. 12 平成 5 年 7 月 12 日	北海道南西沖 (M7. 8)	※1：津波は日本海沿岸各地を襲った。 ※3：表182-2に北海道南西沖津波の最大振幅を示す。 【最大振幅】金沢港：57cm、輪島港：188cm、輪島：74cm、宇出津港：58cm ※6：津波は渡島半島西岸にも大被害をもたらし、さらに日本海全域に波及し、北海道から九州に至る各地、韓国、ロシア沿海州などで浸水、漁船流失などの被害が出た。
2007. 3. 25 平成 19 年 3 月 25 日	能登半島沖 (M6. 9)	※5：珠洲と金沢で0.2mの津波。
2023. 5. 5 令和 5 年 5 月 5 日	能登半島沖 (M6. 5)	※25：珠洲市長橋で4cm、輪島港（港湾局）で10cmの津波を観測した。
2024. 1. 1 令和 6 年 1 月 1 日	石川県能登地方 (M7. 6)	※26：金沢観測点（港湾局）で80cm、酒田観測点（気象庁）で0.8mなど、北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した。そのほか、空中写真や現地観測から、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。また、現地調査により、石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。 表 8-2 に津波の痕跡から津波の高さを推定した主な地点と、津波の高さを示す。なお、1月1日16時10分の石川県能登地方の地震(M7. 6)発生後に欠測となった、津波観測点付近（輪島港及び珠洲市長橋）では、津波による浸水の痕跡は認められなかった。 石川県珠洲市飯田港 4.3m 浸水高 石川県珠洲市鵜飼漁港 2.7m 浸水高 石川県珠洲市見附公園 2.9m 浸水高 石川県能登町恋路海岸 1.7m 遡上高 石川県能登町松波漁港 3.1m 浸水高 石川県能登町内浦総合運動公園 4.0m 浸水高 石川県能登町白丸 4.7m 浸水高 石川県能登町九十九湾 2.2m 浸水高 石川県能登町宇出津港 1.3m 浸水高 石川県七尾市鵜浦漁港 1.8m 浸水高 石川県七尾市下佐々波漁港 2.4m 遡上高 石川県輪島市袖倉島漁港 2.9m 浸水高

【文献一覧】

- ※1：最新版日本被害地震総覧[416]-2001/宇佐美龍夫(2003. 4. 15), 東京大学出版会
 ※2：日本被害津波総覧/渡辺偉夫(1985. 11. 25), 東京大学出版会
 ※3：日本被害津波総覧【第2版】/渡辺偉夫(1998. 2. 25), 東京大学出版会
 ※4：加賀藩史料(金沢市立玉川図書館近世史料館)
 ※5：理科年表 第84冊(平成23年)/国立天文台(2010. 11), 丸善
 ※6：地震の事典/宇津徳治(1987), 朝倉書店
 ※7：西保村史/伊藤和吉(1960), 輪島市西保公民館
 ※8：加賀市史〈通史下巻〉/加賀市・加賀市史編纂委員会(1979. 10), 加賀市
 ※9：橋立町史/橋立町史編集委員会(1997. 3), 橋立町史編集委員会

- ※10：輪島町史＜復刻版＞/(1984)
- ※11：歴史津波-その挙動を探る-/羽鳥徳太郎(1977. 5. 1), 海洋出版株式会社
- ※12：日本付近のM6. 0以上の地震および被害地震の表 1885年～1980年, 東京大学地震研究所彙報 Vol. 57
- ※13：月刊海洋科学 日本海中部地震津波/三好寿ら(1984. 9. 1), 海洋出版株式会社
- ※14：続古地震 実像と虚像/萩原尊禮(1989. 3), 東京大学出版会
- ※15：日本中世気象災害史年表稿/藤木久志編(2007. 11), 高志書院
- ※16：新収日本地震史料第1巻/東京大学地震研究所編(1981. 3), 東京大学地震研究所
- ※17：新収日本地震史料第3巻/東京大学地震研究所編(1983. 3), 東京大学地震研究所
- ※18：新収日本地震史料第4巻/東京大学地震研究所編(1984. 3), 東京大学地震研究所
- ※19：新収日本地震史料第5巻/東京大学地震研究所編(1985. 3), 東京大学地震研究所
- ※20：新収日本地震史料補遺/東京大学地震研究所編(1989. 3), 東京大学地震研究所
- ※21：新収5編/石川県編(1974), 石川県図書館協会
- ※23：日本地震史料続補遺/東京大学地震研究所編(1993. 3), 東京大学地震研究所
- ※22：石川縣史第石川県現代篇(4)/石川県編(1972), 石川県
- ※24：寛保津波に関する記事/北國新聞ホームページ(2011. 8. 17)
- ※25: 令和5年5月 地震・火山月報(防災編)/気象庁(2023. 5)
- ※26: 令和6年能登半島地震の評価/地震調査研究推進本部 地震調査委員会(2024. 2. 9)

第7節 津波浸水想定調査における地域の危険性

1 想定される津波の適切な設定

国、県及び市町は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

津波の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査するものとする。なお、地震活動の長期評価、地震動及び津波の評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。

2 総合的な津波災害対策のための基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2津波）
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（レベル1津波）

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地の嵩上げ、避難場所（津波避難ビル等を含む。）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

3 津波浸水想定調査

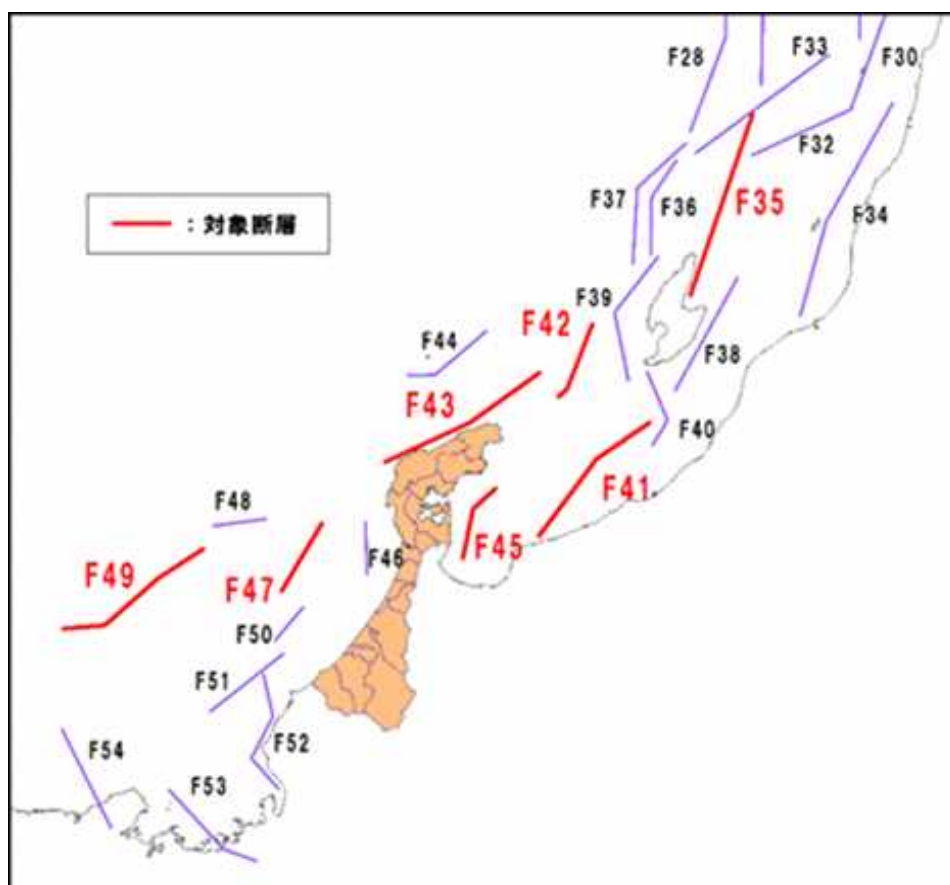
東日本大震災では、大津波の発生により甚大な被害が発生したことから、県では、平成23年度に石川県に影響を与える最大規模の津波を考慮した津波浸水想定を実施した。

その後、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づき、平成26年8月に「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」により、国から日本海側における統一的な津波断層モデルが示されたことから、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を設定した。

(1) 想定した津波

ア 断層位置図

平成28年度津波浸水想定断層位置図



<参考> 平成23年度津波浸水想定断層位置図



イ 断層の設定条件

平成28年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
F35	7.58	99.10	19.20	4.59
F41	7.60	85.60	22.70	4.66
F42	7.28	55.80	17.70	3.10
F43	7.57	94.20	19.70	4.50
F45	7.18	42.60	18.30	2.77
F47	7.12	42.50	15.80	2.59
F49	7.39	87.30	14.50	3.56

※平均すべり量：地震により断層がずれ動く距離

＜参考＞ 平成23年度津波浸水想定断層

断層名	地震規模	長さ	幅	平均すべり量
	M	km	km	m
日本海東縁部	7.58	99.10	19.20	4.59
能登半島東方沖	7.60	85.60	22.70	4.66
能登半島北方沖	7.28	55.80	17.70	3.10
石川県西方沖	7.57	94.20	19.70	4.50

(2) 津波浸水想定結果の概要

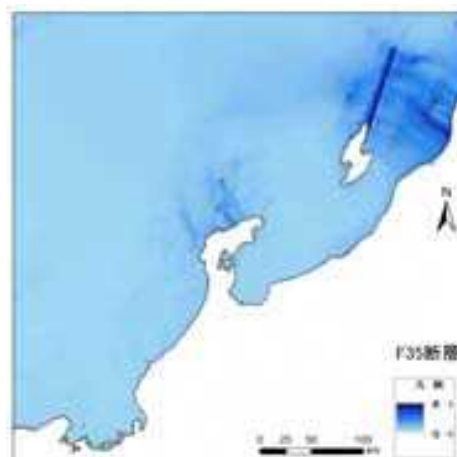
ア 浸水面積、最大津波高、最大津波の到達時間、影響開始時間

能美市	浸水面積			最大津波高	最大津波 到達時間	影響開始 時間
	住居 地域	非住居 地域	計			
	km ²	km ²	km ²			
平成28年度	—	0.21	0.21	3.6	34	20
平成23年度	—	0.22	0.22	5.7		
増減	—	▲ 0.01	▲ 0.01	▲ 2.1		

ウ 断層ごとの津波シミュレーションの概要

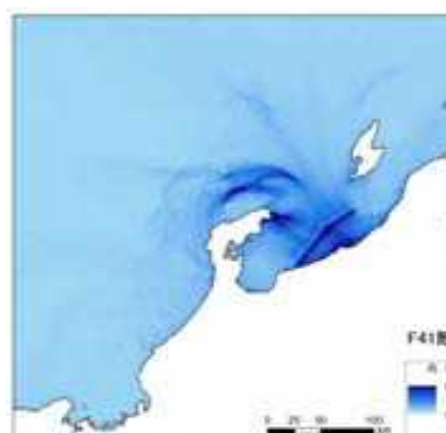
【F 3 5】

- ・日本海東縁部で発生した津波は、日本海側に広く伝播するが、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・影響が大きいのは、志賀町、輪島市、珠洲市で、1.7m～8.2m（珠洲市真浦地区）の津波が到達する結果となった。



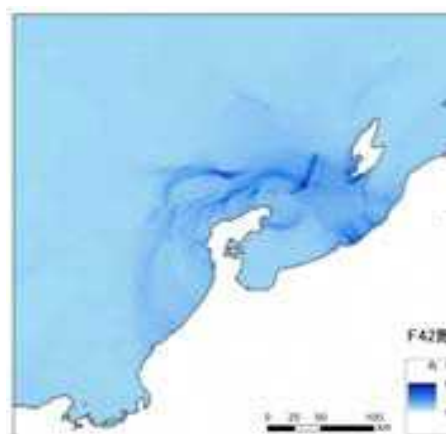
【F 4 1】

- ・能登半島東方沖で発生した津波は、能登内浦へ向けまっすぐ伝播し、遠浅の地形により波が収斂し高くなる。また、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように外浦へと伝播する。
- ・羽咋市から七尾市にかけて能登地域全体で影響が大きく、1.0m～20.0m（珠洲市小泊地区）の津波が到達する結果となった。



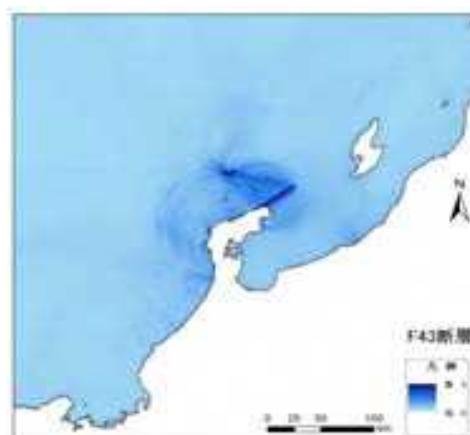
【F 4 2】

- ・能登半島珠洲沖で発生した津波は、海底地形により、能登半島の北部沖で波が屈折し、回り込むように石川県に到達する。
- ・加賀市から宝達志水町、輪島市、珠洲市で影響が大きく、1.6m～8.0m（輪島市深見）の津波が到達する結果となった。



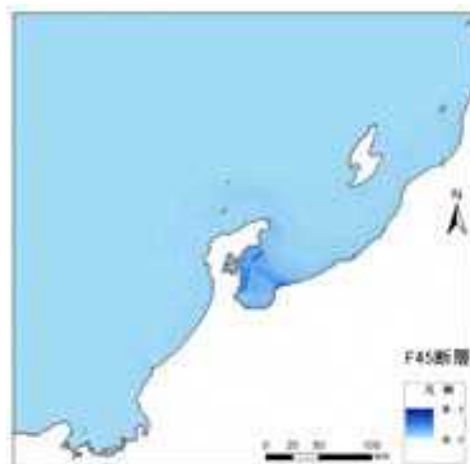
【F 4 3】

- ・能登半島北方沖で発生した津波は、能登半島北部沿岸に近接しており、短時間で到達する。他地域には、波が回り込む形で伝播し、到達する。
- ・加賀市から穴水町にかけて広く伝播し、1.7m～6.3m（志賀町百浦）の津波が到達する結果となった。（舳倉島の一部では9.4m）



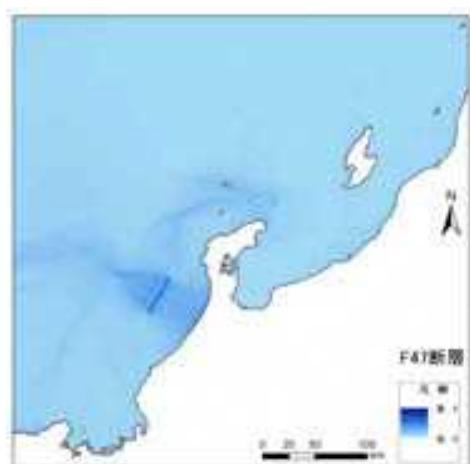
【F 4 5】

- ・富山湾西部で発生した津波は、能登半島東部沿岸に近接しており、能登内浦に短時間で到達する。
- ・能登町から七尾市にかけて影響が大きく、0.7m～7.8m（七尾市下佐々波）の津波が到達する結果となった。



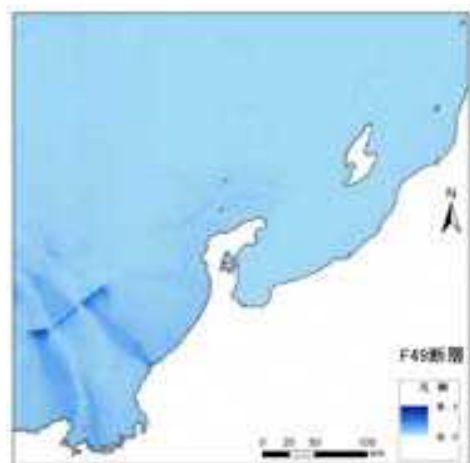
【F 4 7】

- ・能登半島西方沖で発生した津波は、加賀から能登外浦に伝播し、到達する。
- ・白山市から志賀町にかけて影響が大きく、1.6m～3.8m（内灘町白帆台、かほく市白尾）の津波が到達する結果となった。



【F 4 9】

- ・石川県西方沖で発生した津波は、加賀から金沢地域に向けて伝播し、到達する。
- ・加賀市から羽咋市にかけて影響が大きく、1.9m～4.9m（加賀市橋立）の津波が到達する結果となった。



4 津波災害に備える対策

平成28年度に実施した津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定調査では、7カ所の断層により発生する津波の重ね合せの浸水面積は47.45 km²となった。

また、F43断層やF45断層を波源とする津波は、陸に近い位置で発生するため、短時間での津波到達が予測されたところである。

上記の津波浸水想定調査の結果を踏まえ、市及び防災関係機関は、津波災害に対する予防対策として、市民、防災関係機関及び都市基盤の防災力向上を図るとともに、津波発生後にも迅速に対応できるよう、応急対策を時系列に沿って分類・整理したうえで、適時・的確に応急対策を講じる体制を整備する。さらに、被災者の利便に配慮した復旧・復興を目指すものとする。

なお、今回の想定結果を超える事態が発生するおそれがあることにも十分留意し、想定を超える津波にも対応できるよう、十分な備えが必要である。

5 市民運動の展開

(1) 運動の方針

市は、市民一人ひとりの防災意識及び地域コミュニティ等の防災力を向上させるべく、いつでも起こりうる災害への備えを実践する市民運動を展開する。また、地震・津波対策、治山治水対策をはじめとする防災対策については、被害減少に向けた成果目標を設定し、戦略的・重点的に施策を推進する。特に大規模地震対策については、緊急に取り組むべき事項と目標を設定し、国、県、関係機関、市民等と協力し、その達成に向け対策の強化、充実を図ることが必要である。

(2) 実施すべき項目

- ア 「備え」を実践する市民運動の展開
- イ 住宅等及び地域の防災拠点となる公共施設の耐震化
- ウ 迅速・的確な防災情報の提供
- エ 防災関連施設の整備
- オ 災害応急体制の整備
- カ 被災地の復旧・復興支援

第 2 章 災害予防計画

3.2.1 災害に強いまちづくり計画

担 当 課	危機管理課、土木課、まち整備課、各課
-------	--------------------

第1節 災害に強いまちづくり計画

1 計画の方針

災害に強いまちづくりを推進するために、市は県等と協力して、幹線道路、都市公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤としての公共施設整備のほか、住宅、工場、商業施設、教育、医療、福祉等の施設の配置についても計画的な土地利用を図り、防災上危険な市街地の解消などの総合的な施策を展開する。

2 災害に強いまちづくりの計画的な推進

市は、災害発生時における市民の生命及び財産の安全を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくり計画の策定を推進する。

3 災害に強い都市構造の形成

災害に強いまちづくりを推進するため、本市の地形、地質的特徴を市民に公表、周知し、気象情報等災害に関する情報の収集・伝達体制の整備と防災に資する各種公共施設の総合的、一体的整備により、災害に強い都市構造の形成を図る。

(1) 浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等の公表

ア 市及び県は、河川管理者等が浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を公表することにより、これら災害のおそれのある土地の区域については、安全な土地利用の推進と土地の耐水性強化への誘導を図る。

イ 市は、浸水実績、浸水予想区域及び土砂災害危険箇所等を十分考慮して、避難路・避難場所等の整備に努める。

(2) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

防災上危険な密集市街地の解消のためには、幹線道路、河川などの主要な公共施設の整備だけでなく、区画道路や公園、水路などを総合的、一体的に整備することが重要である。区画整理事業等の総合的な都市整備事業を推進し、災害に強いまちづくりに努める。

(3) 市街地の浸水対策等の推進

市、県及び民間の開発事業者は、開発に当たって、必要な調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置等により、雨水の流出抑制、保水、遊水機能が確保されるよう、市街地の浸水対策を推進する。

(4) 土砂災害危険箇所の整備の推進

市は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等における土砂災害防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含めた総合的な土砂災害対策を推進する。

(5) 要配慮者対策の推進

- ア 市は、災害関係情報の迅速でわかりやすい方法による伝達や、警戒避難体制の整備・強化等により、要配慮者の安全確保に努める。
- イ 市は、避難路となる道路、公園及び避難所等において、段差を解消するなど、要配慮者に配慮した施設のバリアフリー化を推進する。
- ウ 災害発生時に、市民だけでなく観光客も迅速に避難できるよう、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識の設置に努める。

4 防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備

(1) 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

ア 緊急輸送ネットワークの整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市庁舎、避難所、消防署）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、流通拠点（トラックターミナル、商業集積地等）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

イ 防災上の公園整備

市は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難地や広域避難地となる公園を、関係機関と連携を図りながらその整備について検討する。

ウ オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難地・避難路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

エ 能美市役所本庁舎の防災性向上のための整備

市は、災害対策本部が設置される能美市役所本庁舎の防災性向上のため、浸水想定区域内に位置する能美市役所本庁舎地下に設置されている非常電源設備を含む機械室について、浸水想定区域外への移転を検討する。

3.2.2 防災知識の普及

担 当 課

危機管理課、教育総務課、学校支援課、ふるさと文化財課

第2節 防災知識の普及

1 基本方針

津波災害対策は市民等の避難行動が基本となることを踏まえ、人的被害防止を最優先とし、市及び防災関係機関は、平素から防災関係職員はもとより、初等教育段階から社会人教育に至るまで、市民一人ひとりに対し、様々な機会をとらえ、津波防災知識の普及徹底を図り、関係主体による危機意識の共有、いわゆるリスクコミュニケーションに努める。

また、「自らの身の安全は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自主防災意識を持った津波に強い市民の育成に努める。

なお、市は、防災関係機関と連携し、住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め、緊急地震速報について、普及、啓発に努める。

2 津波ハザードマップの作成、周知

市は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、能美市地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

このほか市においては、県の示す津波災害警戒区域図に基づき、津波ハザードマップを作成、公開するとともに、住民に配布し、津波ハザードマップを活用した地域学習や防災訓練の継続的な実施を推進することにより、津波ハザードマップの正しい理解と普及啓発に努める。

なお、津波ハザードマップが安心マップとならないよう、あわせてその特性や限界を市民に周知する。

3 職員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、津波発生時における適切な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な活動を期すため、防災業務に従事する職員等に対し、職員研修会等で防災教育を取り込むなど、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

また災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、市と関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

また、防災行動力を向上させ、市民一人ひとりが災害に対する心構えを持ち、災害発生時に

ても、行動力と助け合いの精神を発揮するなど適切な行動がとれるようにする。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した防災活動手引等印刷物の配布等

(2) 教育の内容

- ア 能美市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 津波災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術
- エ 防災関係法令の運用
- オ 地域の地震・津波災害等の危険度
- カ その他災害対策に必要な事項

4 学校教育における防災教育

児童、生徒が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い市民を育成する上で重要である。そのため、教育委員会及び学校長は、学校における防災訓練等では、消防団員等が参画した体験的・実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、継続的な防災教育を推進する。

なお、防災教育を含めた安全教育については、様々な機会における指導を密接に関連付けながら、学校安全計画に位置づけ、教職員の共通理解の下で、学校全体で取り組みを進める。

(1) 大規模津波災害から児童、生徒等の安全の確保を図るため、保護者をはじめ、当該学校が所在する地域の実情に応じて、市及び関係機関、地域の住民との連携を図り、より実践的な防災訓練の実施に努める。

(2) 児童、生徒の発達段階に応じて、地域の実情を踏まえた防災教育用教材やパンフレット、津波ハザードマップ等を作成・活用して、以下の事項等について指導を行う。また、津波てんでんこ等、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

- ア 防災知識一般
- イ 避難の際の留意事項
- ウ 登下校中、在宅中に地震が発生した場合の対処の方法
- エ 具体的な危険箇所
- オ 要配慮者に対する配慮
- カ 地域の地震・津波災害等の危険度
- キ その他津波対策に必要な事項

5 市民に対する防災知識の普及

市及び防災関係機関は、津波防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、市民に対して、わかりやすい防災情報の発信に努めるとともに、防災訓練の実施や防災マップの作成・配付等あらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。なお、防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

(1) 普及の方法

ア 防災センターを活用した普及

防災センターの展示や体験施設を活用した防災に関する学習や災害の疑似体験等を通じ、自らの身を守る方法や災害に対する備えの重要性を伝える。

イ 生涯学習教育を通じての普及

教育内容の中に防災関係に事項をとりあげるほか、防災関連の講座等を実施して、津波防災上必要な知識の普及に努める。

ウ 広報媒体等による普及

(ア) ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等

(イ) 防災行政無線

(ウ) 新聞、雑誌

(エ) 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）

(オ) ビデオ、映画、スライド

(カ) 広報車の巡回

(キ) 図画、作文等の募集

(ク) 講演会や実地研修等の開催

(ケ) 防災器具、災害写真等の展示

(コ) 津波ハザードマップ等の活用

(サ) 自動車運転免許の取得時及び更新時の活用

(シ) 避難看板の設置による普及

(ス) 各地域の標高や想定される津波高、津波到達予想時間の表示等による普及

エ 社会教育施設の活用を通じた普及

公民館等の活用など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(2) 普及の内容

ア 能美市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 津波災害についての知識及びその特性

ウ 津波警報等や避難指示等の意味と内容

エ 要配慮者に対する配慮

オ 避難指示の発令時に市民及び事業所のとるべき措置

カ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

キ 災害発生後の性暴力等を防止する意識啓発

ク 自主防災組織の活動

ケ 地域の地震・津波災害等の危険度

コ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

シ その他津波対策に必要な事項

6 防災相談及び意識調査

市及び防災関係機関は、その所管する事項について、住民の津波災害対策の相談に積極的に応じるとともに、防災意識を把握するため、住民に津波対策の意識調査を必要に応じて実施する。

7 災害教訓の伝承

(1) 市は、昭和9年の手取川水害など、過去に起こった災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等を適切に保存するとともに、その持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、住民が災害教訓を伝承する取り組みを推進する。

8 ボランティア教育による防災支援活動

各地の水害被害や震災被害において、ボランティア活動への参加思考が高まり、広範で多様な考え方を持った人々が不時の災害支援活動に参加している。

本市においては、こうしたボランティア意識の高揚と各種ボランティア団体の交流などを考慮しつつ、市民の防災ボランティアの育成と活動環境の整備に努める。

3.2.3 市民及び事業者等のとるべき行動

担 当 課	危機管理課
-------	-------

第3節 市民及び事業者等のとるべき行動

1 基本方針

津波災害時における被害及び混乱を防止するため、市民及び事業者等の果たす役割が極めて大きいことから、市民及び事業者等は、自らが防災対策をとり、冷静かつ的確な行動をとる。

2 市民のとるべき行動

(1) 平素から次のことに留意し、万一の場合に備えておく。

平 常 時 の 心 得	○ 日頃から出火の防止に努める。 ・ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓 ・ ガソリン、灯油等の危険物類は保管場所の注意 ・ プロパンガスボンベ等は固定し、止め金具、鎖の緩み、腐食を点検
	○ 消火用具を準備する。 消火器等を備え、日頃から点検し、いつでも使用できる場所に設置
	○ 住宅の耐震性を確認する。 柱、土台や屋根瓦などを点検し、老朽化しているものは補強
	○ 家具類の転倒、落下防止及び窓ガラスの落下防止の措置を講ずる。 ・ タンス、食器棚、ピアノ等の家具類は固定 ・ 家具の上に物を置かない。 ・ ベランダの物品、屋根の工作物及び看板等は落下防止の措置
	○ ブロック塀等の点検補修をする。 ブロック塀、石垣、門柱等を点検し、転倒防止の措置
	○ 食料や非常持出品など、次のものを備蓄しておく。 ・ 家族が必要とする「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水（家族構成（乳幼児、高齢者、アレルギー、慢性疾患等）を考慮した食料、飲料水の備蓄） ・ 携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー ・ 三角きん、ばんそうこうなどの医薬品等 ・ ラジオ、懐中電灯等の防災用品 ・ ロープ、バール、スコップなどの避難救助用具等 ・ 自動車へのこまめな満タン給油
	○ 家族で次の対応措置を話し合っておく。 ・ 津波発生時の役割分担及び避難所及び避難場所等、避難路の事前確認 ・ 毎日の行動予定及び地震災害時の連絡先と連絡方法 ・ 「津波てんでんこ」の理解と確認
	○ 家庭動物との同行避難や避難所及び避難場所等での飼養について準備する。 ○ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを講ずる。
	○ 地域等の防災訓練に積極的に参加し、震災時の行動力を身につける。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。

- (2) 地震を感じたときや、大津波警報・津波注意報が発表された場合は、次のことに留意し、落ち着いて行動する。

	一 般 用	
津波発生時の心得	○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。 ○ 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。 ○ 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。 ○ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、津波浸水想定の対象地域外でも浸水する可能性があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	
	船 舶 用	
	○ 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。 ○ 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。 ○ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。 ○ 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。 ○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。	

注1 港外：水深の深い、広い海域

3 事業者等のとるべき行動

- (1) 事業者等は、自らの防災計画（事業継続計画（BCP）、消防計画、予防規定その他の規定等を含む。）に基づくなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

平常時の心得	○ 自主防災体制の確立を図る。 ○ 情報の収集伝達方法を確認しておく。 ○ 事業所の耐震化・耐浪化に努める。 ○ 設備器具及び窓ガラス等の転倒落下等による危害防止措置を講ずる。 ○ 防災用品等の備蓄をしておく。 ○ 出火防止対策を講ずる。 ○ 従業員、顧客の安全対策等の措置を講ずる。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練に積極的に参加する。 ○ 緊急地震速報の特性や限界を十分理解する。 ○ 津波ハザードマップの特性や限界を十分理解する。 ○ 燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応措置を講ずる。 ○ 取引先とのサプライチェーンの確保等を図る。 ○ 従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や物資等の備蓄など帰宅困難者対策に努める。 ○ 損害保険への加入など資金の確保を図ること。 ○ 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策課に係る業務に従事する企業は、市との協定の締結に努める。
--------	---

なお、防災計画等の作成上の留意事項は、以下のとおりとする。

防災計画等作成上の留意事項	○ 県及び市の地域防災計画に留意するとともに、事業所の立地条件（津波ハザードマップに基づく浸水リスク、交通手段、建築構造及び周辺市街地の状況等）、事業内容等を考慮した実効性のあるものにする。 ○ 従業員、顧客及び周辺住民の生命の安全確保、出火の防止、混乱の防止等二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生についての対策を重点に作成する。 ○ 責任者の不在時についても考慮する。 ○ 防災訓練等の実施及び地域の防災訓練への積極的な参加に努める。 ○ 他の防災又は保安等の規程がある場合は、それらの計画と整合性を図る。 ○ 事業所内外の情勢に応じて、逐次見直しを行い、実情にあったものにしておく。 ○ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。 ○ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
---------------	---

- (2) 津波発生時には、次のことに留意し、被害及び混乱防止に努める。

津波発生時の心得	○ テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。 ○ 顧客、従業員等が適正な行動がとれるよう、事業所の利用状況等により判断して、指示、案内等を行う。 この場合、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい要配慮者の安全に特に留意する。 ○ バス、タクシー、生活物資輸送車等、市民生活上必要な車両以外の車両の使用は、できるかぎり控える。 ○ 屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。
----------	---

4 市民及び事業者等による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を共同して作成し、これを地区防災計画の素案として能美市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

さらに、能美市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者等から提案を受け、必要があると認めるときは、能美市地域防災計画に地区防災計画を定めることができる

3.2.4 自主防災組織の育成

担 当 課	危機管理課
-------	-------

第4節 自主防災組織の育成

1 基本方針

津波の発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るためには、防災関係機関の活動のみならず「自らの地域は皆で守る。」という共助意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

市は、地域住民及び事業所等自らが出火防止、初期消火、救出救護等を迅速に実施できるよう自主防災組織の組織づくりを推進し、その充実強化を図るとともに、消防団や婦人会等地域の各種団体等との連携を通じて、一体となって地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

2 地域住民等の自主防災組織

(1) 組織の育成

市は、市民の自主的な防災組織の重要性を認識し、多様な世代が参加できるような地域ぐるみの自主防災組織の設立や意識啓発及び防災リーダー等の育成、強化を図り、組織率の向上、活動の活性化及び地域ごとの連携を促進する。

その際、自主防災組織が有効に機能し、円滑な避難や避難所運営が行われるためには、地域の実情を把握し防災知識等を有する防災士等の防災リーダーが必要であることから、自主防災組織リーダー育成研修会の実施などを通じてその計画的な育成に努めるとともに、フォローアップ研修を通じて、その技術・技能の維持向上を図る。

なお、特に女性防災士の育成など女性の参画促進や、地域の実情に応じた防災資機材の整備に努めるものとし、必要な財政措置等を講ずる。

(2) 活動内容

自主防災組織は、地域の実情に応じた活動計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を次のとおり行う。なお、市は、地震災害発生時における自主防災組織の役割について効果的な周知を行う。

ア 平常時

平常時	○ 情報の収集伝達体制の確立
	○ 津波ハザードマップを活用した防災知識の普及及び防災訓練の実施
	○ 火気使用設備器具等の点検
	○ 防災資機材の備蓄及び管理
	○ 地域における避難行動要支援者の把握
	○ 避難所となる学校等との連携・情報交換、協力体制の確立
	○ 避難路の危険箇所のチェックを含めた維持管理

イ 災害時

津波発生時	○ 地域内の被害状況等の情報収集、住民に対する避難命令の伝達 ○ 救出救護の実施及び協力 ○ 集団避難の実施 ○ 避難所運営の実施及び協力 ○ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力 ○ 避難行動要支援者の避難行動への支援
-------	---

(3) 避難行動要支援者に対する地域協力体制

避難行動要支援者は、津波等の災害時には、自力による避難が困難である。

このため、自主防災組織は、市と連携し、寝たきりや一人暮らしの高齢者等に対する地域の協力体制づくり及び社会福祉施設等に対する地域の協力体制づくりを推進する。

(4) 漁業地域における関係機関との連携

自主防災組織は、漁港・港湾管理者や漁業協同組合等と連携して、正確な災害情報や防災知識の共有、津波発生時における避難行動や災害支援のあり方などの地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みを推進する。

3 事業所の自衛消防隊等

事業所は、家庭に比べて使用する火気設備・器具にしても、貯蔵又は取扱う危険物が質、量ともに大きく、被害拡大の危険性が高い。

また、不特定多数の者を収容する劇場、デパート等にあつては、地震発生時のパニック等による被害も予想される。

このため、事業者は、市及び防災関係機関の実施する防災事業に協力するとともに、その社会的責任を自覚し、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制の整備に努める。

更に、自ら防災施設や消防設備を整備するとともに、自衛消防隊等を充実、強化し、その活動能力を高めることにより、津波被害の軽減、防止に努める。

3.2.5 防災ボランティアの活動環境の整備

担 当 課	危機管理課、福祉課、社会福祉協議会、各課
-------	----------------------

第5節 防災ボランティアの活動環境の整備

1 基本方針

- (1) 津波等の災害による被害の拡大を防止するためには、市及び関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、市及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が安全かつ円滑に行えるよう活動環境の整備を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO、町会・町内会、民生委員、防災士、災害ボランティアコーディネーターなどとの連携強化を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図る。

また、大規模・広域災害発生時においても、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるようコーディネート機能の強化を図るとともに、防災ボランティア活動に対する市民の理解促進のための広報活動に努める。

- (2) 市は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

2 防災ボランティアの環境整備

防災ボランティアの活動には、無線通信、医療看護、建築物・宅地の危険度判定等一定の知識、経験や特定の資格を要するものや、避難所における炊出し、清掃作業等、特に資格や経験を必要としないものがあるが、当面、次の業務に区分し、活用が図られるよう環境整備を行う。

- (1) アマチュア無線通信業務（総務部）
- (2) 傷病人の応急手当等医療看護業務（健康福祉部）
- (3) 被災建築物の危険度判定業務及び被災宅地の危険度判定業務（土木部）
- (4) 船舶、特殊車両等の操縦、運転業務（総務部・土木部等）
- (5) 通訳業務（教育委員会等）
- (6) その他の専門的な技術、知識を要する業務（各部）
- (7) その他の業務（各部）

3 防災ボランティアの受入体制等

- (1) 防災ボランティアの柔軟な受け入れ

市及び関係機関は、津波発生時において2の防災ボランティアを効果的に活用できるよう、氏名、連絡先、活動の種類等を把握し、事前登録に努める。

(2) 災害対策ボランティア現地本部の運営訓練

市及び社会福祉協議会ボランティア・コミュニティ活動支援センターは、ボランティア活動の支援に必要な事務用品や各種資機材を確保しておくとともに、迅速にボランティアへの情報提供、相談体制を構築できるよう、平常時より災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）の運営訓練を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

緊急の判定活動に対応するため、県及び市は、全国被災宅地危険度判定協議会と連携しながら、地域連絡協議会を組織し、被災宅地危険度判定の活動体制の整備を図る。

(4) 災害廃棄物等の撤去等に係る連絡体制の構築等

市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進める。

4 防災ボランティアの育成

(1) 市及び関係機関は、平時より積極的に防災ボランティアとして支援活動を行う上での知識や技術について講習会、研修会を開催するとともに、地域における防災訓練等においても町会・町内会、民生委員、防災士、NPO・ボランティアなど地域住民と一体となった訓練を実施する。

(2) 市は、防災ボランティア活動に関する普及啓発を行い、市民や学生、企業、NPO・ボランティア等に積極的に活動参加を呼びかける。

(3) 市は、津波災害時にボランティア活動として、宅地の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士を養成するため、建築士等を対象に認定講習会を実施し、有資格者を登録する。

(4) 市は、被災地のニーズに応じたボランティアの受入れや派遣を県に要請するとともに、支援物資の調達など総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成等に努める。

(5) 市は、地域住民及び関係機関と連携して、災害ボランティアコーディネーターの活用を中心に、被災者ニーズに即したボランティア活動が効果的に行える体制作りに努める。

3.2.6 防災訓練の充実

担 当 課	危機管理課、消防本部、消防団
-------	----------------

第6節 防災訓練の充実

1 基本計画

市及び防災関係機関等は、災害予防の万全を期するため、単独又は共同して津波発生時における避難、救助、通信等の効果的方策を検討し、過去の災害の教訓等を踏まえ、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、具体的計画をたて、より実践的な防災訓練を継続的に実施する。

また、市及び防災関係機関は、特に自主防災組織や事業所従業員及び一般市民に参加を求めて、津波発生時の避難等をより多くの住民が身をもって体験できるよう努める。

なお、訓練の実効性を高めるため、訓練終了後、評価及び課題の整理等を行い、事後の訓練や地域防災計画、各種マニュアルの見直しに反映する。

2 防災訓練計画

市、防災関係機関及び事業所等は、津波災害予防の万全を期するため、単独又は共同して、次に定めるところにより防災訓練を行う。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、訓練参加者、使用する機材及び冬季や夜間といった実施時間、地域の災害リスク等の訓練環境などについて具体的な設定を行うなど、最も早い津波の到達予想時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。この際、各機関の救援活動等の連帯強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、津波発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

(1) 図上訓練

図上訓練は、津波災害応急対策について地図等を使用して実施するもので、訓練実施項目は、次のとおりとする。

ア 迅速、的確な情報の収集、伝達

イ 広域応援の要請

ウ 防災関係機関相互の緊密な連絡、調整

エ 多種多様に発生する非常事態に対応する措置の実施

オ その他地震災害対策事務又は業務の迅速的確な処理

(2) 実地訓練

津波災害の発生を想定し、災害応急対策を実地に行う。

ア 総合防災訓練

市は、防災関係機関及び広域応援協定締結自治体と連携して、能美市地域防災計画の習熟、防災体制の確立、防災技術の向上及び住民の防災意識の高揚等を図ることを目的に、防災関係機関の参加及び住民その他関係団体の協力を得て、水防、消防、避難、救出・救助、通信、輸送、応急復旧、指定避難所及び福祉避難所開設・運営、災害ボランティアセンターの開設・運

営等の各種訓練を総合的に実施する。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

イ 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、職員に対する防災体制の周知等を図るため、必要に応じて他機関あるいは住民、防災士、災害ボランティアコーディネーター等の参加を得て、それぞれが所管する業務に関し、防災訓練を実施する。

ウ 事業所等の防災訓練

事業所等は、災害応急対策を実施するため、関係機関と緊密な連絡をとり、それぞれの計画に基づいて、他の訓練と共同又は単独で、次の訓練を年1回以上実施する。

(ア) 災害情報等の通信訓練

(イ) 災害応急対策従事者の動員訓練

(ウ) 避難救助訓練

また、各事業所等の立地状況、事業内容を勘案し、地域の自主防災組織等との連携を目的とした防災訓練も実施するよう努める。

エ 住民・自主防災組織の防災訓練

大津波発生時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し実施することが必要である。

このため、住民においては「自らの身の安全は自らが守る」、自主防災組織においては「自らの地域は自分達で守る」という防災の基本に立って、平素から自主的に初期消火訓練、救出訓練、応急救護訓練、避難訓練等各種防災訓練を行い、防災活動に必要な知識、技術を修得しておく。

市は自主防災組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導や防災訓練の映像による発信等、体験訓練などを行う上で必要な支援を実施する。

3.2.7 防災体制の整備

担 当 課	危機管理課、各課
-------	----------

第7節 防災体制の整備

1 基本計画

津波災害時における応急、復旧対策を円滑に推進するには、平常時から防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、各対策に必要な機能をできる限り集約化していくことが必要である。このため、市は、応急復旧活動のみならず、予防活動にも活用できる拠点として防災活動施設を整備する。

また、市及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電源車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

さらに、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるほか、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

2 市の活動体制

市は応急対策活動の中枢拠点として、能美市役所に本部を設置し、能美市防災センター等において防災備蓄施設等の整備を行うとともに、災害現場での応急対策活動を行う地区拠点の整備を行う。

また、災害発生時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等を明確に定める等、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

【第3章第1節「初動体制の確立」に定める】

(1) 災害対策拠点の整備

能美市の主要な居住地は、根上、寺井、辰口の旧市街地に集中し、災害時にそれぞれの地区の状況を集約する拠点の整備が望まれる。

防災センターには、消防機能の充実・強化と共に、緊急物資の備蓄倉庫を併設するなど、災害時の拠点強化を図り、能美市役所の本部機能を著しく損なう事態が生じた場合、その機能のバックアップ施設として、対策本部代替機能を果たすべく資機材を整備し危機管理に備える。

平常時には、防災に関する体験訓練や防災研修施設としての機能を設けるなど市民に対する防災教育の拠点として活用する。

なお、能美市役所及び防災センターについては、ディーゼル自家発電設備を完備しているが、その他の施設についても非常用電源設備（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含

む) の整備に努める。

(2) 災害対策本部要員等の確保

市は、大津波が発生した時に災害対策本部を速やかに設置できるよう災害対策本部の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。なお、県の示す浸水想定区域図等における津波浸水リスクを考慮するものとし、加えて防災拠点機能の維持を図るため、事前に複数の拠点を整備しておくように努める。

(3) 国、県との連絡体制等の整備

ア 市は、避難指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

イ 市は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

(4) 災害情報の収集

市は、災害情報の収集にあたっては平常時から収集・伝達体制を整える。

(5) 情報発信

市は、避難所、町会・町内会ごとの情報提供体制を点検し、必要な整備を行う。

なお、在宅被災者など、避難所以外における情報提供が十分確保されるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難する被災者を想定し、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(6) 他の地方公共団体等との応援協定締結の推進

ア 市は、必要に応じて、被災時に周辺市町が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置づけるなど、必要な準備を整える。

イ 市は、応急活動及び復旧活動に関し、関係機関や企業等との間で、相互応援の協定を締結するなど、平常時より連携を強化することにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

ウ 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結

するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

オ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

(7) 業務継続計画（BCP）の策定等

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（Business continuity planning：BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の修正などを行う。

(8) 罹災証明交付体制の確立

市は、速やかに罹災証明を交付できるよう、平常時から次の措置を講ずる。

ア 住家被害の調査や罹災証明書の交付は「罹災証明班」が担当する。

イ 罹災証明交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例やGIS、被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る。

ウ 自治体間の支援体制を確立するための協定などを締結する。

エ 国、県等が実施するり災証明事務等の研修に対し、職員を積極的に参加させる。

オ 民間の調査要員の確保策について検討する。

(9) 応急仮設住宅の建設地等の事前選定

市は、平常時から、応急危険度判定対象建築物及び仮設住宅建設戸数と建設候補地を設定しておくものとする。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する

(10) 災害廃棄物の仮置き場の確保等

市は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

また、市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場、処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保に努める。

(11) 被災者生活再建支援制度等の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、平常時から、被災者生活再建支援制度、罹災証明制度及び住宅応急修理制度について、住民にわかりやすい制度周知に努める。

(12) 情報のバックアップ化

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ自ら保有するコンピュータシステムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等）の総合的な整備保全並びにバックアップ体制の整備に努める。

- (13) 業務継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）の構築支援
市は、事業所等の事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（Business Continuity Management：BCM）構築を支援するため、情報提供等に努める。
- (14) 事業継続力強化支援計画の策定
市は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、商工会・商工会議所と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (15) 災害発生時の中小企業等の被害状況の把握
市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。
- (16) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制
市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

3 防災関係機関の活動体制

防災関係機関は、大津波が発生した時に応急活動を円滑に行えるよう職員の動員、配備、任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

4 人材確保方策

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

3.2.8 通信及び放送施設災害予防

担 当 課	危機管理課、秘書課、広報広聴課、デジタル推進課
-------	-------------------------

第8節 通信及び放送施設災害予防

1 基本方針

津波発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の情報が得られなくなるおそれがあり、また、防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、市及び防災関係機関は、転倒防止対策を含めた情報通信設備の耐震性の確保に努めるとともに、情報伝達手段の多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、一体的な整備を図る。

なお、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 通信用施設設備の整備

(1) 市の整備

ア 市は、住民に対する災害時における情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能等を含む）、公共安全LTE（PS-LTE）、ソーシャルメディア、Lアラート（災害情報共有システム）等の多様な情報伝達手段の整備促進を図り、通信の確保に努める。

また、IP通信網やケーブルテレビ網等のほか、ヘリコプター映像等の外部からの被災情報を入手するため、防災行政無線衛星系（VSAT）の活用を検討する。

イ 市等は、119番通信回線が確保されるよう設備等の保守点検に努める。

(2) 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて、情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、衛星携帯電話などの整備を図り、通信の確保に努める。

(3) 応急用資機材の点検整備

市及び防災関係機関は、停電による通信不能を回避するため、非常用電源（自家発電用設備、電池及び再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）、移動系無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図り、非常災害時に使用出来るよう対策を講じるとともに、これらの点検整備に努め、緊急連絡体制を確保する。

また、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう、通信活用マニュアルを作成するとともに平常時から機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を年1回実施する。

(4) 災害時優先電話の確保

市及び防災関係機関は、災害時の電話の利用制限を回避するため、平常時から防災関係機関・団体間の優先電話の確保に努める。

(5) 緊急地震速報の通信施設の整備等

市は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めるとともに、受信した緊急地震速報を防災行政無線等により住民等へ伝達するよう努める。

3 放送事業者との協定

市は、災害に関し市民等に対して的確な情報を提供できるよう、災害時の協定を締結するなど、放送事業者との連携に努める。

なお、有線放送事業者の株式会社テレビ小松と災害時緊急放送の実施について、災害時協定を締結している。

4 通信施設等の現況

(1) 無線通信施設

本市の防災行政無線等の状況は、以下に示すとおりである。

- ア 能美市防災行政無線（同報系、移動系）
- イ 石川県防災行政無線（衛星固定電話・衛星携帯電話・衛星 FAX）
- ウ 携帯電話等（緊急速報メール等を含む）
- エ その他通信施設

(2) 有線通信施設

本市の有線通信施設の状況は、以下に示すとおりである。

- ア 電話
非常時には、職員初動マニュアルに定められた方法により関係者へ連絡する。
- イ ケーブルテレビ
ケーブルテレビで、映像、文字により災害情報を伝達する。
- ウ 音声告知放送（J－A L E R T）
音声告知放送で、音声により災害情報を伝達する。
- エ インターネット通信
市ホームページなどで、非常時における防災情報を公開する。

5 通信施設等の災害予防

通信施設等の災害予防について、各種災害に応じた非常時を想定し、予防対策を講じる。

- (1) 通信施設等に適した予備電源の確保
- (2) 送受信装置、送信線等の災害予防対策
- (3) 通信機器、配線等の定期点検

6 その他の通信施設の整備

より広範囲にわたる災害情報の収集、伝達を行うため、災害時応急協定に基づき鉄道無線、電力

無線、警察無線、アマチュア無線、タクシー無線、事業所業務無線等の民間無線の活用を図り、災害時の協力体制を確立するよう努める。

3.2.9 消防力の充実、強化	
担 当 課	危機管理課、消防本部、消防団

第9節 消防力の充実、強化

1 基本方針

都市の過密化、建築物の高層化、危険物需要の拡大等により、地震や津波に伴う火災の被害が大規模、広域化し、津波からの避難に支障を来すことも予想される。

このため、市は、消防力の充実、強化、火災予防のための指導の徹底、危険物等の安全確保に努める。

2 消防力の強化

市長及び消防長は、消防施設装備等の強化や消防体制の充実、消防水利の多様化及び消防団の活性化を図るなど、消防力の強化に努める。

(1) 消防施設装備等の強化

市長及び消防長は、「消防力の整備指針」（内閣府）に定められた施設及び人員を目標として、消防の責任を十分果たすために必要な消防体制の確立に努める。

(2) 消防水利の強化

市長及び消防長は、危険地域における消火栓、耐震性貯水槽、防火水槽等の消防水利を増設し、その適正配置を推進する。

また、海水、河川水などの自然水利はもちろんのこと、井戸、ため池、農業用水及び工業用水なども消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立てる。

(3) 消防団の活性化

市長及び消防長は、地域における消防防災の中核として活躍し、有事の際の国民保護等ますます重要な役割が期待されている消防団の大規模災害等への対応力を強化し、施設・設備の充実、処遇の改善、及び知識・技能の向上のための教育訓練体制の充実を図る。

また、消防団については、団員の条例定数確保を当面の目標とし、女性消防団員の入団促進、事業所の消防団活動への理解促進、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を推進するとともに、機能別団員制度の導入を検討するなど、地域ぐるみで活性化を図る。

(4) 関係機関の連携強化

市は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防防災体制の整備に努める。

(5) 消防の広域化

消防組織法に基づき策定された県消防広域化推進計画（平成20年3月28日策定）により、市長は、広域消防運営計画の作成等を進め、広域化の実現に努める。

3 消防機械器具の点検整備と出動計画等

市長及び消防長は、消防機械器具の点検整備を徹底するとともに、次の事項について、あらかじめ

め計画を定めておく。

- (1) 消防機械器具の特別点検整備計画
- (2) 出動計画等

ア 要員召集計画

消防ポンプ自動車にあつては、少なくとも機関員待機以上の体制をとり、必要な召集待機の計画を定めておく。なお、消防ポンプ自動車以外の消防ポンプに対する団員待機についても計画を定めておく。

イ 出動計画

消防署及び消防団の地域別、区分別の出動計画を定め、統制ある消防活動を行うよう配慮するとともに、次の事項についても計画を定めておく。

- (ア) 特殊危険地域に対する出動、消防計画
- (イ) 飛火警戒のための出動、配置計画
- (ウ) 応援部隊の誘導、配置計画
- (エ) 隣接市町からの要請に基づく区域外出動計画

ウ 現場水利統制計画

4 消防機関の警戒警備体制の確保

市長及び消防長は、津波発生時における消防機関の警戒警備体制の確保を図るため、あらかじめ警戒警備計画を定めておく。

この計画は、おおむね次の事項について策定する。

- (1) 警戒のための組織体制
- (2) 警戒区域の分掌
- (3) 警戒出動のための要員召集及び伝達方法
- (4) 消防無線、防災行政無線等の通信の確保
- (5) 上水道、用水路等の水利統制のための要員待機計画

5 火災発生防止の緊急徹底

津波発生時には、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) ラジオ、テレビ等による広報

ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、地域住民に火災発生防止の徹底を図る。

- (2) 予防広報等

市長及び消防長は、宣伝広報車等による巡回予防広報、防災行政無線を利用しての一斉広報等により、火災予防上必要な事項について市民に徹底するものとし、このための予防広報計画をあらかじめ定めておく。

6 救助・救急体制の整備

- (1) 救助機材の整備

ア 市長は、大規模災害時に発生するあらゆる救助事案に的確に対応するために、高度救助資機材の整備を図る。なお、必要に応じ、民間事業者等との連携を図る。

イ 家屋や建造物などの重量物の下敷になった人々の救出を迅速に行うため、レスキューツー

ル、エンジンカッター及びチェーンソー等の救助資機材の整備を図る。

(2) 救急体制の整備

ア 市長は、職員の安全を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、県及び関係省庁との連携強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

イ 津波発生時には同時に多数の傷病者が発生することから、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うため、治療優先順位を決定する方法としてトリアージ・タグ（患者識別票）の整備、現場での救命効果向上のための高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成、高度救命処置用資機材及び救護所用資機材の整備に努める。

また、津波発生時に迅速に医療機関に搬送するため、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の活用を図る。

〔トリアージタグ〕

The image shows two versions of the ETS-TAG (Triage Tag). The left tag is a detailed form with fields for patient information: Name, Date of Birth, Sex, and Medical History. It also includes a section for 'Triage Category' with options: 0 (Dead), 1 (Immediate), 2 (Delayed), and 3 (Minor). The right tag is a simplified version with a color-coded priority scale at the bottom: 0 (Dead) in black, 1 (Immediate) in red, 2 (Delayed) in yellow, and 3 (Minor) in green. Both tags include a section for 'Triage Category' with options: 0 (Dead), 1 (Immediate), 2 (Delayed), and 3 (Minor).

3.2.10 水害予防

担 当 課

危機管理課、土木課、農林課、消防本部、消防団

第10節 水害予防

1 基本方針

津波発生時は人的被害防止を最優先するため、水防活動に従事する者の安全確保を図ったうえで、津波発生後（津波警報解除後）の豪雨、又は高潮・高波による二次災害に対して、次の措置を講ずるほか、石川県水防計画及び能美市水防計画の定めに基づいて所要の警戒措置をとる。

2 水防計画に基づく危険区域の監視

水防管理者は、石川県水防計画及び能美市水防計画に定める危険区域の堤防等施設の巡視を行い、状況に応じて監視のための水防団員若しくは消防団員を配置する。

この団員の配置等危険区域の監視体制については、津波発生時の団員の安全確保に配慮し、地域防災計画にあらかじめ定めておく。

また、水防管理者は河川管理者の同意を得た上で、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携に強化する。

3 水防資機材の点検整備

水防管理者は、水防倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、津波発生時に資機材が流出・損傷しない位置に資機材の配備を行い、使用後は直ちに不足分を補充する。

4 水防作業人員の確保

水防管理者は、津波発生に伴って石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸について水防警報が発せられたときは、石川県水防計画及び能美市水防計画の定めるところにより、水防作業上必要な人員を確保する。

なお、津波等の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保を図るよう配慮する。

5 雨量及び水位情報の収集・確認

市及び水防管理団体等の関係機関は、「石川県河川総合情報システム」により自主的に常時雨量及び水位情報を入手し、水防警報発表前にあっても状況を勘案して出動準備や出動に遺漏のないよう注意する。

6 避難準備措置の確立

市長は、津波発生後の豪雨に伴って河川の水位が上昇したとき、若しくは高潮・高波により海岸で越波による二次災害が予想されるとき、又は石川県水防計画に定める指定河川及び指定海岸に水防警報が発せられたときは、その状況に応じて溢水あるいは破堤により直接被害を受け

るおそれのある地域の住民、滞在者その他の者に対し速やかに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令するなど、人の生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずる。

また、県は、市長が行う避難指示等の判断を支援するため、市長に河川の状況等を直接伝えるなど、その通知にかかる情報提供をする。

7 地下空間の浸水対策

- (1) 市は、ビルの地階などの地下空間について、浸水防止施設の設置を推進するため、施設の具体的事例等必要な情報を地下空間の管理者等に提供する。
- (2) 地下空間の管理者は、浸水防止施設の設置に努めるとともに、円滑な避難誘導ができるよう避難誘導計画等の整備に努める。

8 水防施設等の安全対策

津波による水害対策上重要な水防施設等については、適切な耐震性を有するよう所要の措置を講ずる。

また、市は、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるとともに、常時開放の必要がない水門、陸閘等については、できるだけ閉鎖するように努める。

3.2.11 避難体制の整備

担 当 課

危機管理課、土木課、教育総務課、学校支援課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課、各課

第11節 避難体制の整備

1 基本方針

津波被害の軽減には、早期の避難が最も重要であることから、市は、最大クラスの津波の襲来を予測した上で、住民が安全に避難できるよう、地域の実情、感染症対策等を踏まえて災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（津波避難ビルを含む。）及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所並びに避難路について管理者の同意を得た上で、必要な数・規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、町会・町内会、自主防災組織等を通じて住民に周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地の有効活用を図る。

また、避難所等については、救護所及び仮設トイレの設置など生活環境の整備のほか要配慮者に配慮した施設等の整備や施設等の耐震性の向上に努める。

さらに、あらかじめ自助、共助による運営を基本とした避難所開設・運営マニュアルを作成して普及に努める。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

その他、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

2 指定緊急避難所、指定避難所、地域避難所、車両避難場所の指定等

市は、津波発生時に住民が安全かつ迅速に避難できるように次の事項を留意し、避難路、指定緊急避難場所等をあらかじめ指定するとともに、町会・町内会、自主防災組織等を通じて、防災訓練に実施や防災マップの作成・配布等により、その内容について住民等への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

防災時、防災拠点機能を適切に発揮するために、指定避難所、地域避難所においては、あらかじめBCP（業務継続計画）を定めるよう努める。

また、市は災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

【資料編 指定緊急避難場所、指定避難所、緊急輸送道路（優先避難路）一覧表】

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合にその危険からのがれるための避難場所

ア 被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であること。

なお、緊急の避難場所として、道路空間が有効な避難場所と判断される場合は、各道路管理者と協議の上、相互に協力し、避難場所として整備を図る。

イ 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

ウ 都市公園等のオープンスペースについては、津波浸水深以上の高さを有すること。

エ 下記の災害の発生のおそれのない区域または、当該災害に対して安全な構造であることのほか、このうち、浸水、津波等については、その水位以上の高さに避難上有効なスペースがあること。

(ア) 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水などの危険性がない所であること。

(イ) 津波に対する安全性

沿岸地域及び河川の下流域にあつては、できるだけ津波による浸水の危険性が低い所であること。

やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を避難所に指定する場合は、建物の耐波化及び非常用発電機の設置場所の工夫、再生エネルギーと蓄電池を組み合わせた電源の二重化、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

(ウ) 火災に対する安全性等

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

(2) 指定避難所

避難した住民等や、自宅等、居住の場所が被災した住民等を滞在させるための施設

ア 避難者等を滞在させるために必要となる適切な規模を有することである。

イ 速やかに、避難者等を受け入れ、又は生活関連物資を避難者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 火災に対する安全性

周囲から火災が迫ってきた場合でも、避難所内で住民等の身体の安全が確保できる広さを有するとともに、危険物等が蓄積されていない所であること。

カ 生活必需品等の供給

避難所には長時間滞在することも予想されるので、指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、医薬品、マスク、消毒

液、段ボールベッド、パーティション等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めること。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、ガス設備、備蓄倉庫、非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む。）、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備や相談等の支援を受けることのできる体制を整備し、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めること。

キ 避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図ること。

ク 停電時に施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

ケ 家庭動物の飼育場所等について検討すること。

コ 避難所の規模（受入可能人数）・設備内容について、定期的に点検を行い、適切な配置に努めるとともに、避難が長期化した場合に備えて、避難者の健康管理等の観点から、あらかじめ公営や民間の宿泊施設の指定に努める。

サ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

シ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で、事前に避難所運営に関する役割分担を定めるよう努める。

ス 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえること。

セ 感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用も含めて検討するよう努める。

(3) 地域避難所

能美市地域避難所認定要綱に基づき、事前に認定を受けた施設であり、指定避難所と連携することにより、指定避難所と同様の支援を行うことを目的とした避難施設

ア 町会・町内会が所有する集会場等の施設または町会・町内会が確保した施設であること。

イ 新耐震基準に則した建物であること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ 町会・町内会、その他関係者による自主的な開設・運営を前提とすること。

(4) 車両避難場所

指定緊急避難場所の内、主に洪水を警戒した避難が必要となった場合に、車両による避難及び車両の待避場所として利用可能な駐車場等の施設

ア 車両避難に必要となる適切な規模を有する施設であること。

イ 市内の洪水浸水想定区域外に位置する施設であること。

ウ 迅速に施設の開放を行うことが可能な管理体制を有していること。

(5) 避難路

市は、次の事項に留意し、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮の工夫・改善に努める。

なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、低地や河川沿いでの液状化

や噴砂、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。

ア 土砂崩れ、がけ崩れ、雪崩、浸水等の危険がない所であること。

イ 道路付近に延焼の危険のある建物、危険物施設がないこと。

ウ 地盤が堅固で、地下に危険な埋没物がないこと。

エ 津波や浸水の危険のない道路であること。

オ 自動車の交通量が少ない道路であること。

カ 冬季の積雪時や夜間でも安全に通行できること。

市は、避難路中に散見される倒壊の危険性のある空き家（特定空き家）については、あらかじめ所有者等に対し適切な管理を行うよう指導し、避難路の安全性確保に努める。

(6) 避難指示の発令基準の策定等

ア 市長は、避難指示の意思決定を迅速・的確に実施するため、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定めるなど、具体的な避難指示の発令基準を策定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。また、市長不在時の発災に備え、避難指示発令に係る代理規程を整備する。

イ 市は、躊躇なく避難指示を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ 県は、市に対し、避難指示の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

3 津波避難ビルの指定等

市は、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で、津波到達時間が短い地域では概ね5分程度で避難が可能となるよう、民間ビルを含めた津波避難ビル等の指定等を進める。

その際、管理協定の締結や指定などにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努める。

【資料編 津波避難ビル一覧表】

4 二次避難支援体制の整備

高齢者や障害者等は避難所内の一般避難スペースでは健康の維持・確保が困難な要素が多いことから、市は、地区ごとの福祉避難所の指定など受入・支援体制の整備を図る。

また、避難者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う県の災害派遣福祉チーム（DWA T）の受け入れや関係団体との連携により、要配慮者の避難所内の一般避難スペースから福祉避難所への避難、または、社会福祉施設への緊急入所、もしくは、医療機関への緊急入院を円滑に行う体制の確保に努める。

5 交通規制

能美警察署は、津波発生時の住民等の円滑な避難のため、避難場所等の周辺及び周辺道路におい

て、交通規制を実施するなど交通混乱の防止に努める。

6 避難誘導標識等の設置

市は、過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所等・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などを街のわかりやすい場所に表示することや、蓄光石やライトを活用して夜間でもわかりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような避難誘導標識等の整備に努める。

なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、町会・町内会、自主防災組織等を通じて住民等にわかりやすく示すよう留意する。

また、観光客等土地に不慣れな方にもわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や避難誘導灯等の設置に努める。

7 避難誘導体制

(1) 市

ア 津波による危険が予想される市では、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、また、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加により、避難対象地域、避難場所・避難所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

イ 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生する恐れがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車の運転車等に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。なお、検討にあたっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

ウ 市は、消防職団員、水防団員、警察官、職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の基準を定め、住民等に周知する。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

エ 市は避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

オ 高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を

把握の上、関係者との共有に努める。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

カ 市は、要配慮者が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(2) 児童生徒の安全確保

教育委員会及び学校長は、あらかじめ災害に応じた避難誘導計画を策定し、避難経路の安全を確認するとともに、市長、PTA等と協議し、保護者等との連絡方法や引き渡し、下校の方法、及び飲料水・医薬品等の調達等についても定めておく。

また、平素からこの計画に基づく訓練等を実施し、避難に万全を期す。

(3) 事業者等の安全確保

病院、社会福祉施設、興業場、事業所等多人数が利用、入所、又は勤務する施設その他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ設備等を定期確認するとともに、津波避難計画等を定め、関係職員に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施し、避難に万全を期す。

8 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難所における円滑な救護活動や要配慮者及び自宅に留まっている避難者への適切な対応を図るため、「石川県避難所運営マニュアル策定指針」等を活用し、自助、共助による運営を基本とした、避難所運営マニュアルを作成する。

3.2.12 要配慮者対策

担 当 課

危機管理課、福祉課、保険年金課、いきいき共生課、観光交流課、社会福祉協議会

第12節 要配慮者対策

1 基本方針

津波発生時には、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々である要配慮者が被害を受ける可能性が高い。

このため、市及び社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織、能美市社会福祉協議会等の協力を得ながら、災害から災害時要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

2 在宅の災害時要配慮者への配慮

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

市は、能美市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

ア 避難行動要支援者名簿の作成

市は、能美市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より県との連携及び民生・児童委員、高齢者支援センター、介護職員、自主防災組織、ボランティア、町会・町内会等も活動を通じ、避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

イ 名簿情報の利用及び提供

市は、消防本部、石川県警察本部能美警察署、民生委員・児童委員、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意、または条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ウ 避難行動要支援者の避難場所から避難所への移送

市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 避難行動要支援者の対象の範囲

○ 75歳以上の高齢者のみの世帯のうち、要支援1・2及び要介護1・2の認定を受けている人

- 要介護度3以上の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1級及び2級の交付を受けている人
- 療育手帳Aの交付を受けている人
- 精神保健福祉手帳1・2級の交付を受けている人
- 上記以外で自主防災組織が支援の必要を認めた人
- ※施設などの入所者や長期入院中の人は対象外

(3) 避難行動要支援者名簿に記載する事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載する。

(4) 避難行動要支援者の個別避難計画の策定等

ア 市は、防災関係部局や福祉関係部局、警察本部等との連携の下、消防団、自主防災組織等、また、平常時から避難行動要支援者と接しているあんしん相談センター、社会福祉協議会、地区民生委員協議会、介護サービス事業者、障害者団体等の福祉関係機関と連携して、避難行動要支援者名簿の情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

特に、避難支援の対象者の範囲、避難行動要支援者情報の収集・共有の方法、避難支援体制など避難行動要支援者対策の取り組み方針を明らかにした個別避難計画の全体計画を早期に作成する。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

イ 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

ウ 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

エ 市は、消防本部、石川県警察本部能美警察署、民生委員・児童委員、あんしん相談センター、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(5) 緊急通報システム等の整備

市は、在宅の要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

(6) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

市は、要配慮者及びその家族に対して、パンフレット配布等による防災意識の普及を図るとと

もに、地域の防災訓練に参加できるよう訓練内容を工夫する。

(7) 防災マップの作成

市は、要配慮者の円滑な避難等に資するため、防災意識の普及啓発及び災害時に活用できるコミュニティ単位の防災マップの作成に努める。

(8) 避難行動要支援者避難支援ポータルサイトの作成

市は、避難行動要支援者の円滑な避難支援のために、防災関係者が活用するコミュニティ単位の避難支援情報をデジタルデータとして閲覧できる「福祉見守りあんしんマップ」の作成、維持更新に努める。

(9) 福祉避難所の指定

市は、高齢者や障害者、医療的ケアを必要とする者等は避難所内の一般避難スペースでは健康や生活の維持・確保が困難な要素が多いことから、公共施設だけではなく、民間の介護施設や障害者施設との協定による福祉避難所の指定を進める。

ア 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

イ 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

ウ 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

エ 医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めること。

オ 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等により、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

【資料編 指定避難所一覧表】

(10) 二次避難支援体制の整備

市は、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインを踏まえ、福祉避難所マニュアルを作成し、関係団体との連携により、福祉避難所への避難、緊急入所や緊急入院の必要な要配慮者の受入体制の確保に努める。

(11) 避難後の支援対策

市は、要配慮者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

3 社会福祉施設等の整備

(1) 防災組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、県が示す指針を活用するなどし、施設の実情に応じた「具体的な防災計画」を定め、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化しておく。

また、平常時から関係機関、地域住民及び自主防災組織等との連携を密にし、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制づくりに努める。

市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認

定こども園等の施設と市町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(2) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の管理者は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に施設を立地するよう努めるものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所の立地する場合には、施設の災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、耐浪化、防災設備の整備等に努めるとともに、電気、水道等の供給停止に備えて、施設種別を考慮して利用者や職員の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品等の備蓄及び情報通信手段の確保等を行う。

また、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源（再生可能エネルギーによる発電や蓄電池の活用を含む）を確保するよう努め、その設置場所を工夫するものとする。

(3) 防災教育、防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、防災に関する基礎的な知識や震災時にとるべき行動等についての理解、関心を高めるため、施設の職員等に対して防災教育を実施する。

また、津波発生時の切迫した状況下においても、適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や土地条件・避難場所等を考慮して防災訓練を定期的の実施する。特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあっては、職員が手薄になる夜間における防災訓練についても配慮する。

4 外国人等に対する防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者が災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下の防災環境づくりに努める。

- (1) 避難誘導標識及び避難場所等の表示標識を簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 市は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及を推進する。
- (4) 外国人等の防災訓練への参加を推進する。
- (5) 地域全体で、外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努める。

5 障害者に対する情報伝達等

市は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3.2.13 緊急輸送体制の整備

担 当 課	危機管理課、土木課
-------	-----------

第13節 緊急輸送体制の整備

1 基本方針

道路管理者は、想定津波による浸水範囲を考慮したうえで、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。また、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

県及び市は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点、ヘリコプター臨時離着陸場（以下「臨時離着陸場」という。）の適地を把握しておき、緊急事態に備える。

また、県及び市は、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

2 緊急輸送道路の選定整備

市は、路肩決壊、路体の陥没、落橋等のおそれが少なく、かつ輸送トラックの運行が十分可能な幅員をもった道路であって、重要な拠点を連絡する複数の道路を緊急輸送道路として選定するとともに、必要な緊急輸送道路を計画的に整備し、トンネル、橋梁等重要な道路施設及び交通管理施設の耐震性の整備強化を図る。

緊急輸送道路：

災害初動期の避難又は救助・救急活動を始め、県の緊急輸送道路から市の指定避難所、福祉避難所、物資集積地などを連絡し、救援物資の円滑な輸送を担う道路として指定するものである。

災害時の対応としては、損傷箇所の応急復旧、障害物等の除去を優先的にを行い、速やかな復旧に努める。

3 臨時離着陸場の整備

道路の損壊により陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、ヘリコプターの離着陸可能な空地を調査し、臨時離着陸場を設ける。

市は、ヘリコプターが安全に離着陸できるよう十分な面積を有する空地を確保し、周囲に障害物となるものが生じないよう維持管理に努める。

【資料編 場外離着陸場一覧表】

4 民間事業者等の活用

- (1) 市は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活

用するための体制整備を図る。

- (2) 市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置の推進、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等、環境整備に努める。
- (3) 市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

3.2.14 医療体制の整備

担 当 課	健康推進課、市立病院、消防本部
-------	-----------------

第14節 医療体制の整備

1 基本方針

地震・津波発生時には、家屋の浸水や火災等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等による診療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、市民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、県及び市町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、医療救護体制の整備に努める。

また、医療機関は、被災時にあっても診療機能を維持するための施設・設備の整備に努めるとともに、それぞれの役割に応じた医療救護活動を実施するための体制を整備するなど、平素から震災・津波の発生に備える。

2 医療救護体制の整備

- (1) 市は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。
- (2) 医療班救護班の編成にあたっては、能美市医師会等の協力を得る。

【資料編 医療機関一覧】

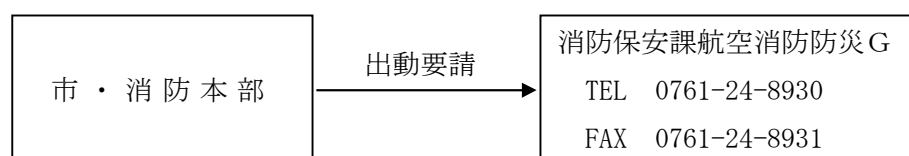
- (3) 医療救護班は、原則として医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とするよう編成し、できるだけ薬剤師1名も加えるよう努める。

また、連絡体制についても定めておく。

なお、市で編成された医療救護班については、県へ報告し、変更した場合も同様とする。

- (4) 市は、円滑な医療救護活動を実施するため、あらかじめ責任者を定めるとともに、県が設置する地域保健医療福祉調整本部への当該責任者の参加及び連携について定めておく。
- (5) 市は、災害時に重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- (6) 市は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、常に点検を行っていく。
- (7) 市は、避難所における救護所の設置について、当該管理者と協議しておく。
- (8) 市は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報等の収集方法を定めておく。
- (9) 市は、陸路及び海路による被害者救護が困難な場合に備えて、ヘリコプターによる救護体制について定めておく。

なお、県消防防災ヘリコプターの出動要請については、市から県消防保安課航空消防防災Gに対して行う。



また、ドクターヘリの出動要請については、消防本部から基地病院（石川県立中央病院）に対して行う。

3 情報連絡体制

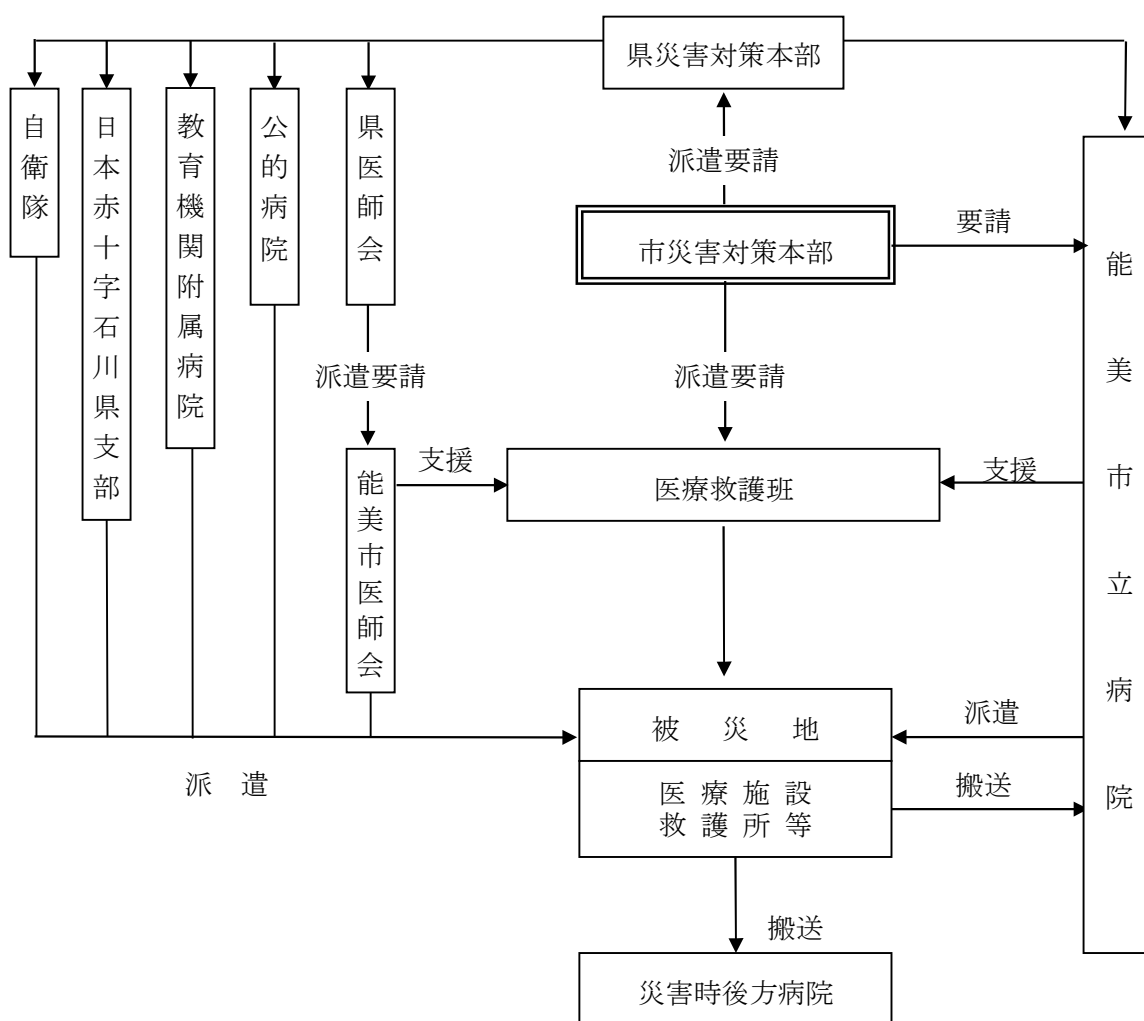
(1) 医療救護活動に係る情報連絡体制

市は、被災地医療施設及び救護所に係る情報連絡体制を準備しておく。

情報連絡の系統図は、次のとおりであるが、被災地内医療施設及び救護所に係る情報連絡体制については市が、災害時後方病院に係る情報連絡体制については県が整備する。

なお、市単独での医療救護活動が不可能な場合は、速やかに県に災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣要請を行うものとする。

〔医療救護活動系統図〕



(2) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）による連絡体制

能美消防本部は、「広域災害・救護医療情報システム（EMIS）」を活用し、傷病者を迅速かつ的確に搬送するとともに、救護医療に関する情報の提供に努める。

○災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的に平成8年から運用開始。

○システム参加機関

厚生労働省及び47都道府県

(石川県内参加機関)

医療機関 152、消防本部 11、医師会 10、保健福祉センター等 13

○災害時情報

患者受入可否情報、受入患者数、患者転送情報、医薬品保有状況、ライフライン状況等

(3) 災害時通信手段の確保

市は、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時有線電話、防災無線等の複数の通信手段の整備に努める。

4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄体制

救急用の医薬品等については、各医療関係機関の協力を得て、確保及び供給できるよう備蓄体制を推進する。ただし、備蓄し難いものについては、県に要請する。

また、市内薬局薬店における医薬品の需要状況の把握と医薬品の確保及び供給体制について、協力要請を行う。

3.2.15 健康管理活動体制の整備

担 当 課

福祉課、保険年金課、いきいき共生課、健康推進課

第15節 健康管理活動体制の整備

1 基本方針

災害発生時には、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスにより心身の健康を損ないやすい。

このため、市は、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理体制に万全を期すため、災害時の保健活動マニュアルを作成する等、平素から災害の発生に備える。

また、「自らの健康は自らが守る」という観点から、市民自身の健康管理意識の向上に努める。

2 平常時の健康管理対策

- (1) 市は、災害時に健康障害の発症リスクの高い者に対して、平素から保健指導の徹底を行うとともに、災害時の備えに関する健康教育、保健指導の実施に努める。
- (2) 市は、平素の健康管理活動を通じ、地区ごとの要配慮者の把握に努めるとともに、地域の医療機関、民生委員、健康づくり推進員等との協働・連携体制の構築に努める。
- (3) 市民は、平常時から健康診断の受診等により、自らの健康状態の把握、改善に努めるとともに、特に慢性疾患等を有する場合は、健康手帳やお薬手帳等により服用薬剤等の自己管理に努める。

3 災害時の健康管理体制の整備

市は、災害時に被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、災害時の保健活動マニュアル等を作成するとともに、障害者、高齢者、医療、食料備蓄、避難所運営等の担当部門と協力、連携した活動体制の確立に努めるほか、県を通じて、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を要請する。

4 情報連絡体制の整備

市は、災害時の健康管理活動実施についての情報連絡体制の整備に努める。

3.2.16 こころのケア体制の整備

担 当 課

福祉課、保険年金課、いきいき共生課、健康推進課

第16節 こころのケア体制の整備

1 基本方針

津波発生時には、家屋の浸水や道路の損壊等により多数の負傷者が発生し、更に医療機関の被災やライフラインの機能停止等により、精神科医療機能の低下が予想される。このような混乱した状況のもとで、被災した住民は日常生活上のストレス、死の恐怖や絶望感などの精神的苦痛から、心身の健康を崩したり、疾病の悪化を招くため、被災した住民の精神的不調の予防や軽減を図る必要がある。

このため、市は、精神科医療機関と緊密な連携を図りながら、災害発生時における被災者の救護に万全を期すため、精神保健医療体制の整備に努める。

2 こころのケア実施体制の整備

ア 市は、避難所における精神科救護所の設置について、あらかじめ避難所管理者と協議しておく。

イ 市は、平時から支援が必要な精神障害者等に関する情報を整理し、災害発生時にはこころのケア活動に迅速に活用できるように、情報の提供に努める。

3 災害時精神科医療体制の整備

津波により急発・急変し、緊急に入院を要する者に対応するため、市は県と共同で、災害拠点精神科病院、精神科医療機関等と協力し体制整備に努める。

4 情報連絡体制の整備

市及び精神科医療機関は、平時から厚生労働省が定める「災害派遣精神医療チーム（DPAT）活動要領」等を踏まえながら、石川DPATの派遣・受入体制及び精神科救急医療についての情報連絡体制の整備に努める。

3.2.17 食料及び生活必需品等の確保

担 当 課	危機管理課、福祉課、社会福祉協議会
-------	-------------------

第17節 食料及び生活必需品等の確保

1 基本方針

住宅の被災等による食料及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。

このため、市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、発災直後から被災者に対して円滑に食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資の供給が行われるよう物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を図るとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資の拠点の登録に努める。なお、この際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

また、女性の視点に立った支援物資の備蓄・供給（生理用品など）等の取り組みを一層推進する。

2 役割分担

- (1) 市は、被災住民に給与する食料品等の物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づく調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努める。
- (2) 市民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚をもとに個人又は地域において可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における市民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- (3) 事業者等は、災害発生に備えて、従業員や地域住民も考慮しながら可能な方法、範囲で物資の備蓄に努める。

3 飲料水の確保

(1) 市民による対策

各家庭において、災害に備え1人1日3リットル程度として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間の世帯人数分を目標として備蓄に努めるよう周知する。

(2) 市による対策

水道施設の破損等により飲料水の供給ができなくなり、井戸水等の緊急水源を求める場合は、適切な方法で浄化及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

4 食料及び生活物資の確保

(1) 市民等による対策

地震災害時に備えて個人又は地域は、可能な方法、範囲で食料品等の物資の備蓄を行うとともに、地域における市民相互扶助のシステムづくりを進める。

(2) 市による対策

ア 市は、備蓄を行うにあたって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、要配慮者向けの粉ミルクや柔らかい食品の備蓄、洋式仮設トイレなどの避難所生活に必要な物資が適時・適切に配備されるよう、要配慮者に対する備蓄物資を拡充する。

イ 非常食の備蓄を補完するとともに、栄養や食事形態など要配慮者に配慮した、避難者に必要とされる食料等の調達方法を具体的に検討し、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害発生時に迅速かつ適切に対処できるようそれらの供給体制を整備し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や輸送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した事業者団体等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

ウ 災害時には、災害時相互応援協定の締結市町に応援を求める。

(3) 事業所等による対策

事業所等は、従業員や周辺住民の状況等を考慮し、地域における物資の備蓄に努める。

5 物資の集積、配送先の整備

市は、被災者に食料等の物資が迅速に供給できるようそれぞれの救援物資等の集積、保管、配送等のために集配予定地をあらかじめ定めるとともに、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、体制を整備する。

(1) 市は、避難所の位置及び近隣市町等からの物資受け入れ輸送経路を考慮し、集配予定地（地域内輸送拠点）を定める。能美市防災センターは補助採択の中で物資集配場所として位置付けている。

(2) 市は、大規模災害等を想定した物資の仕分けや配送について、民間事業者の活用も事前に検討しておく。

6 義援金及び義援物資の受け入れ・配分マニュアルの作成

市は、発災直後から義援金及び義援物資の円滑な受け入れ等を図るため、具体的な受け入れ・配分に関するマニュアルの作成に努める。

特に、義援物資については、地域に偏りがないよう、一次集積所として物見山屋内競技場を指定し、以下、配分計画に合わせて、各地に配送する。

3.2.18 積雪・寒冷対策

担 当 課	危機管理課、土木課
-------	-----------

第18節 積雪・寒冷対策

1 基本方針

積雪・寒冷期において津波が発生した場合、他の季節に発生する津波災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難路、避難場所等の確保等に支障を生じることが懸念される。このため、市及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における津波災害の軽減に努める。

2 積雪対策の推進

積雪期における津波対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくりなど、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、市及び防災関係機関は、「石川県雪害対策実施要綱」に基づき、相互に協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

3 交通の確保

(1) 道路交通の確保

津波発生時には、市及び防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪対策を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

ア 除雪体制の強化

(7) 道路管理者は、一般国道、県道、市町道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

(4) 道路管理者は、効率的な除雪を行うため、地形や積雪の状況など自然条件に適合した除雪機械等の配備に努める。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(7) 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路整備を推進する。

(4) 道路管理者は、雪崩等による交通障害を予防するため、スノーシェッド、雪崩防止柵等防雪施設の整備を促進する。

(2) 航空輸送の確保

地震・津波による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。

ア 臨時離着陸場の確保

市は、孤立が予想される集落の臨時離着陸場の確保を促進するとともに、除雪体制の強化を

図る。

4 寒冷対策の推進

(1) 積雪期における避難路、避難場所等の確保

市及び防災関係機関は、流雪溝等融雪施設の整備を進めるとともに、避難路、避難場所等の確保に努める。

(2) 避難所対策

市は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努める。

また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(3) 被災者及び避難者対策

市は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。

また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

3.2.19 建築物等災害予防

担 当 課

まち整備課、教育総務課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課、危機管理課、消防本部、各課

第19節 建築物等災害予防

1 基本方針

建築物の構造上の安全性については、建築基準法によって、必要な技術的基準の確保が要請されているところである。

しかし、津波は多様な要素が複雑にからみあって、建築物に予想外の被害を与えた例も少なくない。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たって、市は、公共建築物、一般建築物の耐震性、耐浪性、不燃性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに津波に対する安全性を一層高め、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

2 防災上重要な公共建築物等の災害予防

津波対策は、迅速かつ的確な情報伝達と適切な行動への指示が要求される。これらの活動を円滑に進めるため、市は、次の公共建築物等については、一層の耐震性、耐浪性、不燃性の確保を図る。さらに、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水地域に立地する場合は、建物の耐浪化や非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄などに努める。

また、(2)に掲げる建物等については、要配慮者にも配慮した構造・設備の確保を図る。

- (1) 避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等
- (2) 災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合には、公共建築物等の管理者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うよう努める。

3 一般建築物の災害予防

市及び施設管理者は、地下街、劇場等の興業場、駅その他の不特定多数の者が利用する施設等について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。また、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。

4 文化財災害対策

- (1) 美術工芸品等予防対策

美術工芸品等はできる限り耐火・耐震性の収蔵庫に保管し、特に重要なものについては、浸水の危険性の低い場所に保管するよう工夫する。

- (2) 事前対策

ア 未指定文化財目録の作成

未指定文化財の文化財的価値の重要性について指導、助言し、目録を作成しておく。

イ 津波対策

市又は市教育委員会は、文化財の津波被害からの保護を図るため、必要な計画を立てるとともに、所有者、管理者に対して、津波対策の必要性を啓発する。

ウ 民間団体との連携

市又は市教育委員会は、文化財保護のため、平常時から、民間団体等との連携を強化する。

5 ブロック塀、石塀等倒壊予防対策

市は、地震動によるブロック塀、石塀、自動販売機等の倒壊被害を防止するため、既存のブロック塀等について点検、補強の指導に努めるとともに、新たに設置する場合には、施工、設置基準を遵守するよう、安全性の確保についての指導に努める。

6 家具等転倒防止対策

市は、津波からの迅速かつ確実な避難を図るためには、地震動による家具等の転倒被害を防止する必要があることから、「自分の命は自分で守る」という自助の大切さを市民に周知し、日頃から市民自らが家具の固定等転倒防止対策を行うよう普及啓発に努める。

7 所有者不明土地の利用

市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

3.2.20 公共施設災害予防

担 当 課

危機管理課、土木課、まち整備課、上下水道課、農林課、生活環境課、各課

第20節 公共施設災害予防

1 基本方針

道路、海岸、河川、公園緑地、上水道、下水道、電力、通信電話、鉄道等の公共施設は、住民の日常生活及び社会経済活動に欠くことのできないものであり、また、津波発生後の災害復旧のための重要な使命を担っている。

このため、津波に強いまちづくりを行うに当たっては、都市計画等とも連携し、津波浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画や避難関連施設の計画的整備、公共施設の耐浪化及び被害軽減のための共同溝等の整備などの諸施策を実施するとともに、主要な鉄道、道路、通信局舎などの交通・通信施設間の連携強化を図るなど、大規模災害発生時の輸送・通信手段を確保し、津波発生時の被害を最小限にとどめるよう予防措置に努める。特に、人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

2 道路施設整備対策

地震により道路及び道路の重要な構造物である橋梁、隧道等が破損することは、津波災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送、救助・救急活動等に大きな支障を生じる。

このため、代替道路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、道路施設が津波災害時において、救命活動や支援物資の輸送、復旧活動等が迅速かつ円滑に行えるよう、また通行止めの発生を防止したり、被災地への交通を早期に確保できるなど、避難路、消防活動用道路等としてその機能を発揮できるようにするため、緊急度の高い箇所から順次防災工事等を実施し、津波災害への対応力の高い強靱な道路交通網を構築する。

また、新たな道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

さらに、道路空間が有効な緊急避難所と判断される場合は、各道路管理者と協議のうえ相互に協力し、避難場所としての整備を図るものとする。

(1) 道路の整備

代替路を確保するための道路ネットワークの整備を図るとともに、地震・津波への対応力の高い強靱な道路交通網を構築するために必要な道路整備を計画的に進める。

地震・津波により発生が予想される道路破損としては、擁壁の崩壊、高盛土箇所の崩壊及び法面からの土砂・岩石の崩落等が考えられる。加えて、地下埋設物や電柱、信号機、看板等の施設の破損による二次的被害も考えられる。

このため、これらの災害が想定される箇所に対して、緊急度の高い箇所から順次対策工事等を実施し、災害時に孤立化のおそれがある地区においては、避難や救援に必要な道路の整備等に努める。

また、津波被害の拡大を防止するため、内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等の活

用について考慮するものとする。

(2) 橋梁の整備

道路交通網の分断を防止するため、最新の仕様を準用し、緊急性の高いものから落橋防止対策や橋脚の補強を行う。また、新たな橋梁の建設に当たっては、最新の仕様を準用し、耐震橋梁を建設する。

(3) 隧道の整備

隧道の安全点検を行い、補強対策の必要とされるものについて、順次補強工事を実施する。

3 海岸、河川の整備対策

津波による被害を防止・軽減するために、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

(1) 海岸の整備

ア 海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対し整備を進めるとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震点検の結果を踏まえ、耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

なお、各施設については、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造への改築等を図ることとする。

イ 人員、緊急物資及び復旧用資機材等の海路による輸送の機能を確保するため、耐震性を補強するとともに必要に応じて耐震強化岸壁を整備する。また、緊急物資の集積及び住民の避難等のための広場等についても整備する。

(2) 河川の整備

津波発生時においては、えん堤及び堤防等の損壊により甚大な被害が予想されることから、河川施設のうち老朽化等により施設の機能低下を来すおそれがある箇所については、改築、補強等の整備を促進するとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する。

このほか、樋門等についても耐震性の劣る施設又は老朽化が著しい施設の改築等の整備を促進する。

4 公園、緑地等の整備

震災時においては、公園、緑地、緑道等の果たす役割は、津波により、建物の倒壊等が発生したときの火災の延焼防止、避難路、避難地としてばかりでなく、消防、医療活動の拠点、屋外仮設住宅の建設用地等として活用できる。

このため、市街地の公園、緑地、緑道等の整備を促進するとともに、震災時における地域防災拠点施設としての整備に努める。

(1) 公園緑地等の整備

公園、緑地等市街地内の空地を確保することが災害防止上重要であるので、公園、緑地等の積極的な整備に努める。なお、避難場所となる公園、緑地については、津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

(2) 耐震性能の確保

既存の公園内の建築物、工作物等の損壊を防止するため、緊急性が高く、かつ実施可能な施設から順次対策工事を実施する。また、新たにつくる施設については、耐震性を配慮して整備に努める。

(3) 地域防災拠点施設の整備

津波発生時の応急活動を円滑に行うための地域防災拠点施設として、備蓄倉庫、貯水槽、臨時離着陸場、放送設備等の施設整備に努める。

5 上水道、下水道の整備対策

(1) 上水道の整備

地震や津波等災害による水道の断水被害を可能な限り防止するとともに、水道被害が生じた場合でも迅速かつ円滑に対応できる体制を整備する。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の強化に努めるとともに、系統多重化、代替施設の整備による代替性の確保を進める。

ア 体制の確立

断水等水道被害に即応するため、市（水道事業者）は、あらかじめ次による動員体制及び情報の収集連絡体制を確立する。

(ア) 動員体制

市（水道事業者）は、災害発生時に上下水道班を設置運営できるよう、あらかじめ組織や役割分担等を定めておく。

(イ) 動員計画

市（水道事業者）は、あらかじめ被害状況の把握、応急給水、応急復旧及び施設復旧等に要する人員配置など動員計画を定める。この場合、人員不足を想定して、能美市管工事協同組合（協定済）等水道工事等関係業者及び他の地方公共団体への協力要請も考慮する。

イ 情報収集及び連絡体制

(ア) 市（水道事業者）は、情報連絡の手段として、事前に防災行政無線を使用できる体制を整えておく。

この場合、地方公共団体間の連絡以外に（一社）日本水道協会石川県支部及び水道工事等関係業者への連絡体制にも配慮する。

(イ) あらかじめ情報収集連絡事項を定めるほか、地震発生を想定して、複数の連絡手段を定める。

ウ 飲料水の確保

市（水道事業者）は、震災時においても飲料水を確保するため、平常時からそれぞれ次の措置を行う。

(ア) 水道施設の耐震化に努める。

(イ) 緊急時給水拠点として、一定のエリア内に貯留施設を兼ねた配水池の整備や水道事業者間で相互融通できる連絡管等の整備に努める。

(ウ) 代替水源等緊急用水源として、井戸水、河川水及び湧水等の確保に努める。

(エ) 応急給水、応援給水及び応急復旧のため、あらかじめポリタンク及び給水用ポリ袋等を準備（備蓄）するほか、給水車、給水用タンク、運搬用トラック、ろ水機及び管材料等の整備に努める。

また、自ら整備できない場合を想定し、水道工事等関係業者からの貸与や県への斡旋等の協力要請を含めた、これらの資機材の調達計画を作成する。

(ハ) 応急給水及び施設復旧等に際しては、道路の通行不能な状態も考慮して、対応できる体制をあらかじめ検討する。

(カ) 自主防災組織及び市民に対し、あらかじめ緊急時の給水拠点を周知し、貯水や応急給水についての指導を行う。

(2) 下水道の整備

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、既存下水道施設の津波災害時における防災性の強化に努めるとともに、津波災害時における応急対策及び応急復旧に必要な体制を整備しておく。

また、新設する施設については、耐震性・耐浪性の確保に努める。

下水処理場は海岸近くに位置する場合が多いため、「下水道施設の耐震対策指針と解説（（公社）日本下水道協会）」、「下水道の地震対策マニュアル（（公社）日本下水道協会）」の基準に従い、耐津波性能の確保に努める。

ア 安全の確保

(ア) 体制面の強化

- a 日頃から設備の巡視、点検を行い安全の確保に努める。
- b 日頃からの災害発生時に備えて、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努める。
- c 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

(イ) 要員の確保

津波災害時に円滑に活動できるよう下記事項について定めておく。

- a 初動時の要員の確保
- b 非常招集方法
- c 応援要請方法
- d 広報体制等

イ 上水道・下水道施設の応急復旧の連携

上水道・下水道施設がともに被災した地域における早期かつ同時期の復旧対策を強化するため、平常時から応急対策時期や対策方法について両施設の関係機関相互の連携を図り、人員の確保と広域的な業者斡旋体制の確保に努める。

6 電力施設の整備対策

電力供給事業者は、津波災害時における電力の供給を確保するため、電力施設の耐震性・耐浪性の強化を図るとともに、平常時から電力設備の防護対策に努める。

また、市、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

7 通信設備の整備対策

電気通信事業者は、施設設備の維持のため、常に必要な要員及び資材の確保、点検整備を行う。また、通信の途絶のおそれがある地域への非常用衛星通信装置の事前配備及び非常用無線装置が出

動できる体制を確立する。

また、市、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

(1) 専用通信

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、きわめて有効である。特に、震災時における通信手段としては、最も重要な役割を果たすことが期待されているところであり、各機関は、次の点に留意して専用線の確保に努める。

ア 耐震性の強化

局舎及び装置等について、耐震等の防災工事を実施する。

イ 伝送路の強化

通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、多ルート化等を促進する。

また、地域住民への災害情報の伝達手段として、同報無線局の設置を促進する。

ウ 装置、機材の充実

予備電源、移動無線、可搬型無線等の資機材の充実整備を図り、有事に備える。

エ 定期的な点検の実施

施設、装置の定期的な点検を実施する。

オ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、通信機能の確保に努める。

(2) 非常通信

津波が発生し、又は発生するおそれがある場合、無線局は、免許の条件に関わらず非常通信を実施することができることになっている。このため、そのような事態に備えて、関係機関などと協力し次の措置を講ずる。

ア 非常通信協議会の拡充強化

イ 非常通信訓練の実施

(ア) 全国非常通信訓練

(イ) 全国感度交換訓練

(ウ) 北陸地方非常通信訓練

(エ) 石川地区非常通信訓練

(3) Lアラート（災害情報共有システム）

市及び防災関係機関が連携して有効適切な防災活動を実施するには、その情報の伝達手段として、Lアラート（災害情報共有システム）が果たす役割が重要であるため、次の措置を講ずる。

ア Lアラート（災害情報共有システム）の整備の促進を図る。

イ Lアラート（災害情報共有システム）の訓練を実施する。

8 鉄道の整備対策

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）金沢支社、日本貨物鉄道株式会社（以下「JR貨物」という。）及びIRいしかわ鉄道株式会社は、津波による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑化を図るため、次の対策を講ずる。

- (1) 鉄道施設等の耐震性の向上
橋梁、土工造物等の線路建造物及び電気、建築施設を主体に補強対策を推進し、耐震性の向上を図る。
- (2) 地震検知装置の設置
列車運転の安全を確保するため、設備の新設や増設、改良等に努める。
- (3) 情報連絡設備の整備
各種情報を迅速かつ的確に伝達するため、通信設備の整備拡充を図る。
- (4) 鉄道施設等の点検巡回
列車運転の安全を確保するため、定期的に点検、巡回を行う。
- (5) 救護、誘導訓練の実施
地震による異常事態が発生したときは、適切な判断に元づいた旅客の救護、誘導が出来るよう訓練教育を行う。

9 農業、農業用施設整備対策

農地及び排水機、樋門、ため池、水路等の農業用施設の災害は、一般公共用施設等にも広く被害を及ぼすおそれがあるため、田んぼダム等の流域治水の取組と連携しつつ、平素から適切な管理に努めるとともに、施設の耐震化、老朽化施設等の改修、整備に努める。また、農業上の利用がなくなり、適切な管理が困難なため池については、廃止を進める。

市は、災害による破損等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

10 一般廃棄物処理施設整備対策

美化センターは、一般廃棄物処理施設の浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、一般廃棄物処理施設の非常用自家発電設備等の整備や断水時における危機冷却水等の確保に努める。また、大規模災害時の電力供給や熱供給等への活用のため、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

3.2.21 危険物等災害予防

担 当 課	危機管理課、消防本部
-------	------------

第21節 危険物等災害予防

1 基本方針

火薬類、高圧ガスその他の発火性若しくは引火性物品又は毒物・劇物等の危険物品は、地震発生時には直ちに災害の原因となるとともに、津波による流出等により災害を拡大させる重要な要因となるおそれがある。このため、津波が発生するおそれがある場合、従業員が避難する際の緊急停止措置等の対応について予防規定等に明記するなど、緊急措置の徹底を図るとともに、これらの施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導及び訓練等を通して、津波に対する安全性を高め、災害の防止に万全を期する。

2 火薬類の保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

県及び能美警察署等の監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び火薬類の取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 法令に定める技術基準を順守するよう指導又は措置命令を行う。

イ 施設設備の欠陥箇所に対する是正と保全管理及び運搬に関する措置を指導する。

ウ 事業者が災害予防規程、保安教育計画の整備を行い、自主保安体制の充実を図るよう指導する。

(2) 火薬庫の所有者が行う危険時の応急措置

近隣の火災その他の事情により火薬庫が危険な状態となり、又は火薬庫が何らかの理由により安定度に異常を呈したときは、直ちに次の措置を講ずる。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕がある場合は、これを移しかつ見張人をつける。

イ 搬送が困難な場合は、火薬類を水中に沈めるなど安全な措置を講ずる。

ウ 以上の措置によらない場合は、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、一方で防火の措置を講じ、かつ必要に応じて付近住民に避難するよう警告する。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のために原性能若しくは原形を失った火薬類又は安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

災害発生の防止その他緊急の必要がある場合には、次の措置を行う。

ア 製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命ずる。

イ 製造、販売、貯蔵、運搬、消費、廃棄を一時禁止し、又は制限をする。

ウ 火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命ずる。

エ 廃棄した火薬類の収去を命ずる。

オ 自動車又は軽車両により火薬類を運搬する者に対して、運搬証明書の提示、及び運搬上の適否の検査を行う。

カ その他災害防止のための必要な応急措置命令を発する。

(4) 自主保安体制の確立

ア 市は、県及び石川県火薬類保安協会と連携をとり、自主的保安活動の推進に協力する。

イ 消防本部は、防火指導に当たるとともに、防火管理者による自主的保安体制の確立を図る。

ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、定期的な連絡会議等を通じて事業所等に対する監督・指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期する。

3 高圧ガスの保安

(1) 立入検査及び保安指導の実施

監督機関は、対象事業所に対して立入検査等を実施し、施設の構造、位置及び高圧ガスの取扱いに関する保安指導又は措置命令を行う。

ア 市は、県と連携をとり、対象事業所が施設の耐震性の向上や地震対策マニュアルの整備等を行い自主保安体制の充実を図るよう協力する。

イ 消防本部は、防火上の必要に応じて、立入検査を実施し、防火設備の保安管理等について指導する。

ウ 能美警察署は、防災上特に必要と認められる施設に対しては、係員を派遣して防災施設対策等の調査を実施し、必要事項について指導する。

(2) 製造所等が行う危険時の応急措置

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態となったときは、直ちに製造又は消費の作業を中止し、その設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは退避させる。

イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器が危険な状態となったときは、直ちに充てん容器を安全な場所に移す。

ウ 前記の措置を講ずることができない場合には、従業員又は必要に応じて付近の住民に対して退避するよう警告する。

エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのないよう措置する。

(3) 県及びその他機関の緊急措置

公共の安全の維持又は災害の発生防止のために緊急の必要があると認めるときは、次の措置命令を発する。

ア 施設の全部又は一部の使用の禁止

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄の一時禁止又は制限

ウ 容器の廃棄又は所在場所の変更

(4) 自主保安体制の確立

ア 市は、県及び関係機関と連携をとり、自主的保安活動の推進に協力する。

イ 防火管理者は、消防本部の指導に基づいて、防火設備の保安管理等の徹底を図る。

ウ 事業所は、自主保安体制の整備に努めるとともに、従事者の保安教育を図る。

エ 石川県高圧ガス地域防災協議会は、事故応援活動機関としての防災事業所の充実を図り、毎

年行う防災訓練を通じて、その連携強化を図る。

(5) 関係機関の連携

関係機関は、事業所等に対する監督・指導の連携強化を図り、防災対策の万全を期する。

4 毒物・劇物の保安

(1) 毒物・劇物貯蔵所の届出

毒物・劇物貯蔵所の管理者は、有毒物資について消防本部に届け出るとともに、貯蔵施設の入口等に品名、科学的性質を明示するよう努める。

(2) 立入検査の実施

消防本部は、事業所等に対し、適時立入検査を実施し、毒物、劇物の貯蔵量に対応する設備、火災予防管理及び火災防御の指導を行う。

(3) 施設の維持

消防本部は、毒物・劇物事業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。

(4) 事故措置の徹底

消防本部は、毒物・劇物によって、住民の生命及び保健衛生上危害を生ずるおそれがあるときは、事業者及び毒物・劇物取扱責任者に対し、南加賀保健福祉センター、能美警察署及び消防本部に届出させるとともに、危険防止のため危険区域所在者の避難を命じ、立入禁止区域を設定するなど応急措置を講ずる。

5 石油類等の危険物の保安

(1) 立入検査の実施

ア 消防本部は、危険物施設（製造所、貯蔵所、取扱所）に対して立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせ、基準に適合しないものは直ちに移転、改修するなど、災害防除の見地から貯蔵、取扱等の厳正を期し、十分な指導監督を行う。

イ 移動タンク貯蔵所（タンクローリー）による事故は、人家の密集する地域で発生する可能性が大であり、その範囲も県下一円である。

この災害を防止するため、県、能美警察署、消防本部及び陸運支局等関係機関は、連絡を密にして立入検査を実施する。

(2) 自主保安体制の確立

消防本部は、危険物施設の所有者、管理者に対して、法令に基づく予防規定の作成、自衛消防団等の育成指導を行い、自主保安体制の確立を推進させる。

(3) 化学消火剤の貯蓄と配備

大量危険物施設において万一事故が発生した場合は、大きな災害に拡大するおそれがあるので、施設の所有者等に対して災害時の処理及び体制と化学消火剤の備蓄を指導する。

(4) 防災教育

消防本部は、危険物施設関係者に対し、関係法令及び災害予防の具体的方法について教育を実施し、安全管理の重要性を認識させるとともに、従業員等に対する防災教育を行うよう指導する。

6 放射性物資の保安

(1) 消防機関の指導強化

消防本部は、放射性物質を取扱う事業所等の現況を把握するとともに、災害発生時における消防活動の実施に支障をきたすことのないよう維持管理等について指導する。

(2) 自主保安体制の確立

消防本部は、放射性物質を取扱う施設の所有者及び管理者に対し、施設及び設備を常に法令の定める基準に適合するよう維持管理するとともに、放射線障害予防規定等の順守、保安組織の確立、従事者の教育訓練の励行等に努め、放射線障害の防止に万全を期するよう指導する。

(3) 災害時の応急措置

ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防本部と施設の所有者等は、緊急な連絡をとり、危険のある場所の認知及び放射線の汚染度測定を併せて行い、延焼防止に主眼をおき、汚染区域の拡大防止を図る。

イ 放射線物質の大量放出又はそのおそれのある場合は、消防本部と能美警察署は、協力して危険区域内所在者の避難を命ずるとともに、立入禁止区域の設定を行う。

ウ 施設の所有者等は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対して健康診断を実施する。

エ 災害時に大規模な放射線漏出事故が発生した場合、速やかに県に報告する。

県が特に必要があると認めたときは、文部科学省、厚生労働省、国土交通省等の専門家の派遣を要請する。

第 3 章 応急対策計画

3.3.1 初動体制の確立

担 当 課	危機管理課、各課
-------	----------

第1節 初動体制の確立

1 基本方針

市長は、災害対策基本法第23条に基づき、津波災害に係る応急対策の推進を図る必要があるときは、災害対策本部を設置し、その活動体制を確立する。

また、市及び防災関係機関は、津波災害に係る応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるための広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部、現地対策本部及び地区支部の設置

市内において地震災害が発生若しくは発生するおそれがあるときは、次により災害対策本部等を設置し、応急対策を迅速に推進する。

また、災害対策本部を設置した場合は、関係機関との連絡調整を図り、速やかに県に通知する。

(1) 設置の基準

ア 市内に災害が発生し、その規模及び範囲等から災害対策本部を設置してその対策を要すると市長(本部長)が認めたとき。

イ 市内に災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長(本部長)が認めたとき。

災害対策体制及びその設置基準等

配備体制	配備の時期	参集場所と対象者
準備体制	・石川県内に大津波警報又は津波警報が発表されたとき ・市内に津波情報が発表されたとき ・地震等の影響により二次災害(土砂崩れ等)が発生する恐れがあるとき	<u>〈必要に応じて自宅待機又は勤務場所に参集〉</u> 事態の推移によっては、直ちに警戒体制へ移行できる体制
警戒体制 (第三次配備)	・市内において震度4の地震が発生したとき〈自主参集〉 ・市内に大津波警報、津波警報が発表されたとき〈自主参集〉 ・地震等により相当規模の災害・事故が発生したか、発生した可能性がある旨の情報を入手し、その状況を確認する必要があるとき〈招集〉 ・大規模火災等により避難情報の発令を判断するとき〈招集〉	<u>〈本庁舎に参集〉</u> 市長 副市長 教育長 参与 全部局長(部長級の対策監等を含む) 本部連絡員 本部事務局員 <u>〈勤務場所に参集〉</u> 全職員

配備体制	配備の時期	参集場所と対象者
災害対策本部体制 (事故対策本部を含む)	・市内において震度5弱以上の地震が発生したとき〈自主参集〉 ・地震等により市民の生活に影響する大規模な被害が発生したとき〈招集〉 ・大規模火災等により避難情報を発令したとき〈招集〉	<u>〈本庁舎に参集〉</u> 市長 副市長 教育長 参与 全部局長（部長級の対策監等を含む） 本部連絡員 本部事務局員
		<u>〈勤務場所に参集〉</u> 全職員

(2) 本部設置の表示及び公表

災害対策本部を設置した場合は、直ちにその表示を行うほか、県、防災関係及び報道機関等の関係機関に通報を行い、市民等に周知する。なお、廃止した場合も、遅滞無く通報を行い、市民等に周知する。

(3) 本部等の運用

災害対策本部の運用については、別に定める「災害対策本部運営要綱」により実施する。

【資料編 災害対策本部運営要綱】

(4) 災害対策本部の所掌事務

- 災害情報の取りまとめに関すること。
- 災害による被害状況の調査及び災害報告の取りまとめに関すること。
- 災害時における通信の確保に関すること。
- 災害状況の市内外に対する広報に関すること。
- 被災地に対する救援隊の派遣計画に関すること。
- 災害時における医療救護・健康管理活動等に関すること。
- 国、県及び他市町等からの支援を受けるための受援計画に関すること。
- 水防その他災害の緊急防御対策に関すること。
- 災害時における緊急輸送道路の確保状況の広報に関すること。
- 災害時における車輛、船舶等交通手段の確保に関すること。
- 災害時における治安の確保に関すること。
- 災害の応急復旧対策に関すること。
- その他災害対策に関して、市長（本部長）が特に必要と認めた事項。

(5) 意思決定者の代行順位

市長を本部長とし災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。市長が不在若しくは事故等の場合の代行順位は第1位 副市長、第2位 教育長、第3位 総務部長とし、総務部長不在の場合は、災害対策本部の中から選任する。

(6) 災害発生直後の初期初動

災害発生直後の災害対策本部の初期初動事務については、部局毎にそれぞれ対応を行うこととし、正確な市内全域の状況を把握するとともに、防災関係機関との連絡調整を図り応急災害対策を実施する。

(7) 現地災害対策本部の設置

本部長は、被災地域及び災害の状況等に応じて、現地災害対策本部を設置する。

(8) 本部等の設置場所

災害対策本部、現地災害対策本部は、市長の指示により総務部長が次の場所に設置する。

本 部 名	設 置 場 所	地 区	備 考
災害対策本部	能美市役所 大会議室	辰口地区	
現地災害対策本部	能美市役所 寺井分室	寺井地区	
	能美市役所 根上分室	根上地区	

災害対策本部の設置予定の能美市役所が災害で著しく機能を損ねる事態が生じた場合、市長の指示で、他の施設に本部を設置する。なお、防災センターを順位第1位の代替施設として指定する。

(9) その他対策会議等の設置

ア 災害対策本部の設置にいたらない規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、常時又は随時関係機関相互の連絡調整を図るため、災害の形態に応じ必要な対策会議等を設置することができる。なお、対策会議などを設置したときは、速やかに防災会議に連絡する。

イ 災害対策本部が設置されたときは、これらの対策会議等は災害対策本部に吸収される。

3 災害対策本部、現地対策本部の解散

予想される災害の危機が解除されたとき、又は当該災害に必要な応急処置がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を解散する。

4 災害応急対策の総合調整

市が災害対策本部を設置したときは、市防災会議は必要に応じて連絡員室を設け、防災関連機関相互の連絡調整の円滑化を図る。

5 動員の方法

災害対策本部の各班は、分担する災害対策等のため職員を動員する必要があるときは、各班において動員する。

また、各班長、各支部長及び出先機関の長は、夜間休日等の時間外における職員召集について「職員緊急連絡体制」を定め、総務部長に報告するとともに、所属する職員に周知徹底する。

6 動員の伝達系統

災害対策本部の設置及び動員が決定したときは、連絡体系図により伝達し、職員を動員する。

【資料編 連絡体制図】

7 出勤義務

職員は、常に災害情報等に留意し、市内に災害が発生したとき、又は対策を要する災害の発生が予想される場合は、直ちに自主登庁する。なお、登庁が不能となった場合は、所属長に報告し、指示を仰ぐ。

8 受援体制の確立

市は、災害時において、国、地方公共団体、民間企業等からの円滑な支援を受けるため、受援体

制を確立する。

(1) 市長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

ア 市長の応援要請（知事又は他の市町長に対する応援要請）

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条に基づき、市長は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

また、市長は、必要に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づき、他の都道府県知事又は他の市町長に対し、職員の派遣を要請する。

なお、要請に当たっては、市長は次の事項を明らかにする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 職員の派遣の要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、次の事項を明らかにし、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の要請を求める。

- (ア) 派遣の要請を求める理由
- (イ) 派遣の要請を求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(2) 受け入れ体制の確立

市長は、派遣職員等の受入れと効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

ア 派遣職員等との現地連絡責任者を定める。

イ 派遣職員等の宿舎を提供する。

ウ 派遣職員等と派遣機関との連絡に関して便宜を与える。

(3) 受け入れ施設の整備

派遣職員等の受け入れ施設について、現行の能美市役所本庁舎スペースでは不足する恐れがあることから、新たな受け入れ施設の整備を検討する。

9 広域応援協力体制の確立

市は、大規模な災害等が発生し、県下市町又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

市長は、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

10 各防災関係機関の職員の勤務ローテーションの確立と健康管理

(1) 職員や家族の安否確認

自宅又は自分がいる地域で相当規模の災害が発生した場合には、原則として本人が所属の課等へ報告する。報告事項は、本人、家族及び家屋の被災状況とする。

また、勤務中の発災時には、早期に、状況に応じて職員を交代で帰宅させ、家族等の安否や被害状況の確認をさせるとともに、周辺の被災状況を調査し報告させる。

(2) 勤務ローテーションの確立と健康管理

職員の応急対策に従事する期間が長期にわたるときは、動員計画に沿った勤務ローテーションを確立し、職員を適宜交代させるなどして心身の健康管理に万全を期する。

3.3.2 受援計画

担 当 課

危機管理課

第2節 受援計画

1 基本方針

津波による被害が甚大で市による対応が困難であり、災害応急対策を進めるために必要があると認めるときは、応援を要請し速やかに応急対策を実施する。

2 応援要請

(1) 知事に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにし、応援を求め、又は応急対策の実施を要請する。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要とする事項

(2) 他の市町に対する応援要請

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町長に対し次の事項を明らかにし、応援を求める。

ア 災害の状況

イ 応援を要請する理由

ウ 応援を要請する区域及び範囲又は内容

エ 応援を必要とする期間

オ その他必要とする事項

(3) 自衛隊に対する応援要請

市長は、自衛隊の派遣を必要とする場合は、石川県地域防災計画の自衛隊災害派遣要請計画に基づき、知事宛（県消防防災課）に要請する。

(4) 警察署に対する出動要請

市長は、災害発生に伴う市内の警備対策等の実施について必要があると認めるときは、能美警察署に対して出動要請を行う。

(5) 職員の派遣の要請等

ア 市長は、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため、指定行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方公共機関等に対して、応援措置の実施を要請する。

イ 市長は、災害応援対策を実施する必要があると認めたときは、「災害に関する応援協定」に基づき、他の市等に対して、応援を要請する。

ウ 受け入れ体制の確立

市長は、災害応援要請をしたときは、派遣職員等の受入と効率的な派遣業務の遂行を図るため、次の措置を講ずる。

- (ア) 派遣職員等との現地連絡責任者を定めること。
- (イ) 派遣職員等と派遣機関との連絡に関し便宜を与えること。

3.3.3 大津波警報・津波警報・注意報の発表

担 当 課	危機管理課、土木課
-------	-----------

第3節 大津波警報・津波警報・注意報の発表

1 基本方針

大津波警報・津波警報・注意報の発表時又津波災害の発生時には、津波被害の軽減、拡大防止を図るため、津波情報及び津波警報・注意報等を各機関の有機的連携のもとに迅速かつ的確に収集し、伝達する。また、その他の災害応急対策を速やかに確立し、迅速に職員の動員を行う。

2 警報・注意報等の種類、発表基準

県及び市は、直下型地震では緊急地震速報が間に合わないといった技術的な限界があることを正しく理解したうえで、的確に身を守る行動をとるよう、住民に対し普及啓発を図る。

(1) 津波警報等の種類及び発表基準等

ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高い所で3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による被害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津

波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(2) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※1）	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※2）や予想される津波の高さを発表 [発表される津波の高さの値は、表 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等を参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※3）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※4）

（※1）「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」（VTSE41）に含まれる。

（※2）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※3）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

（※4）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとにごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、

一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

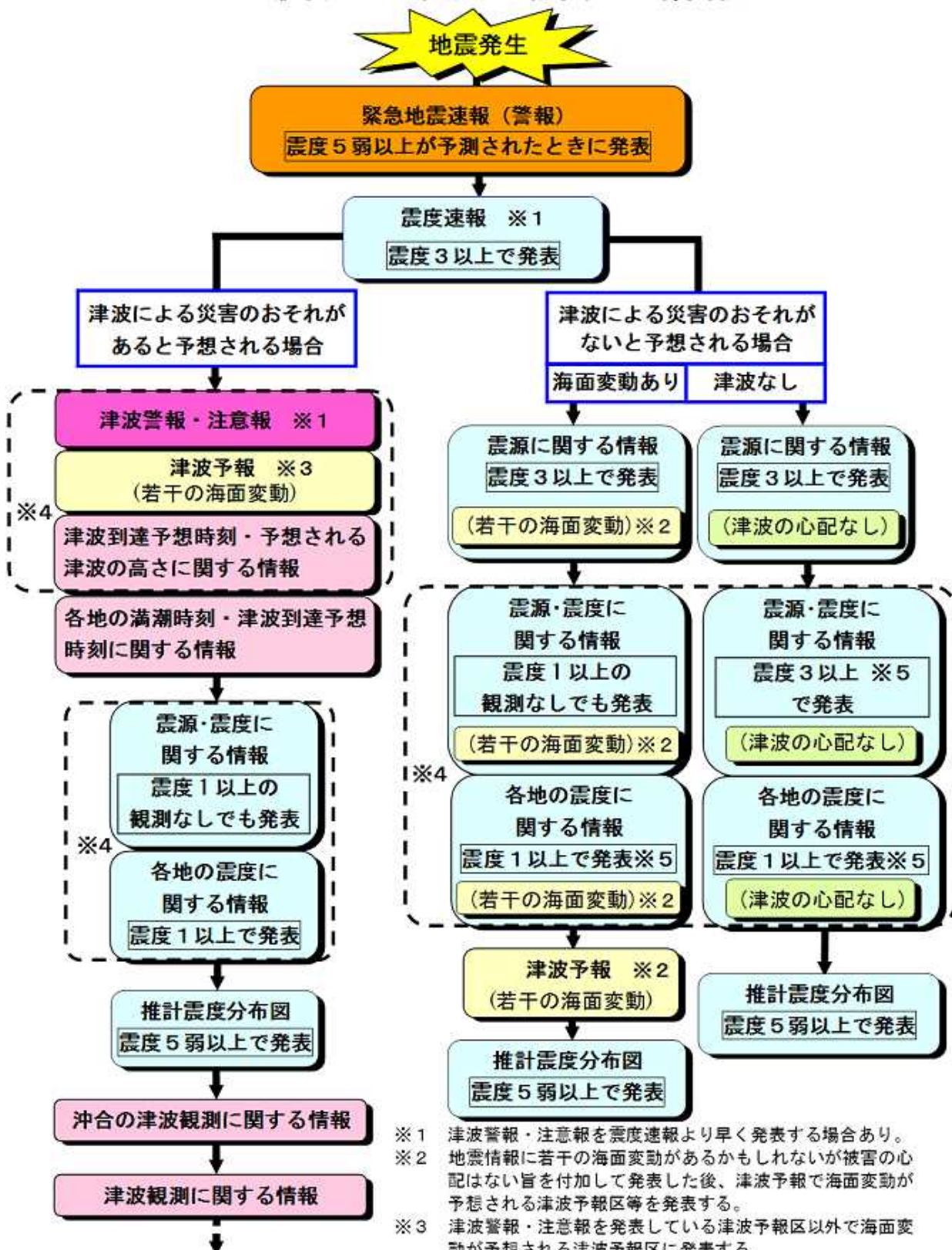
津波予報の発表基準と発表内容

発表の基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき※ (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災 対応の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき※ (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

※「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

3 地震及び津波警報等発表の流れ

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

4 津波に関する予報の伝達

(1) 津波予報区

ア 津波予報区図



イ 石川県における予報区

津波予報区の名称	区 域
石 川 県 能 登	石川県かほく市以南を除く
石 川 県 加 賀	石川県かほく市以南に限る

(注) 石川県能登：輪島市、珠洲市、七尾市、羽咋市、鳳珠郡、鹿島郡、羽咋郡

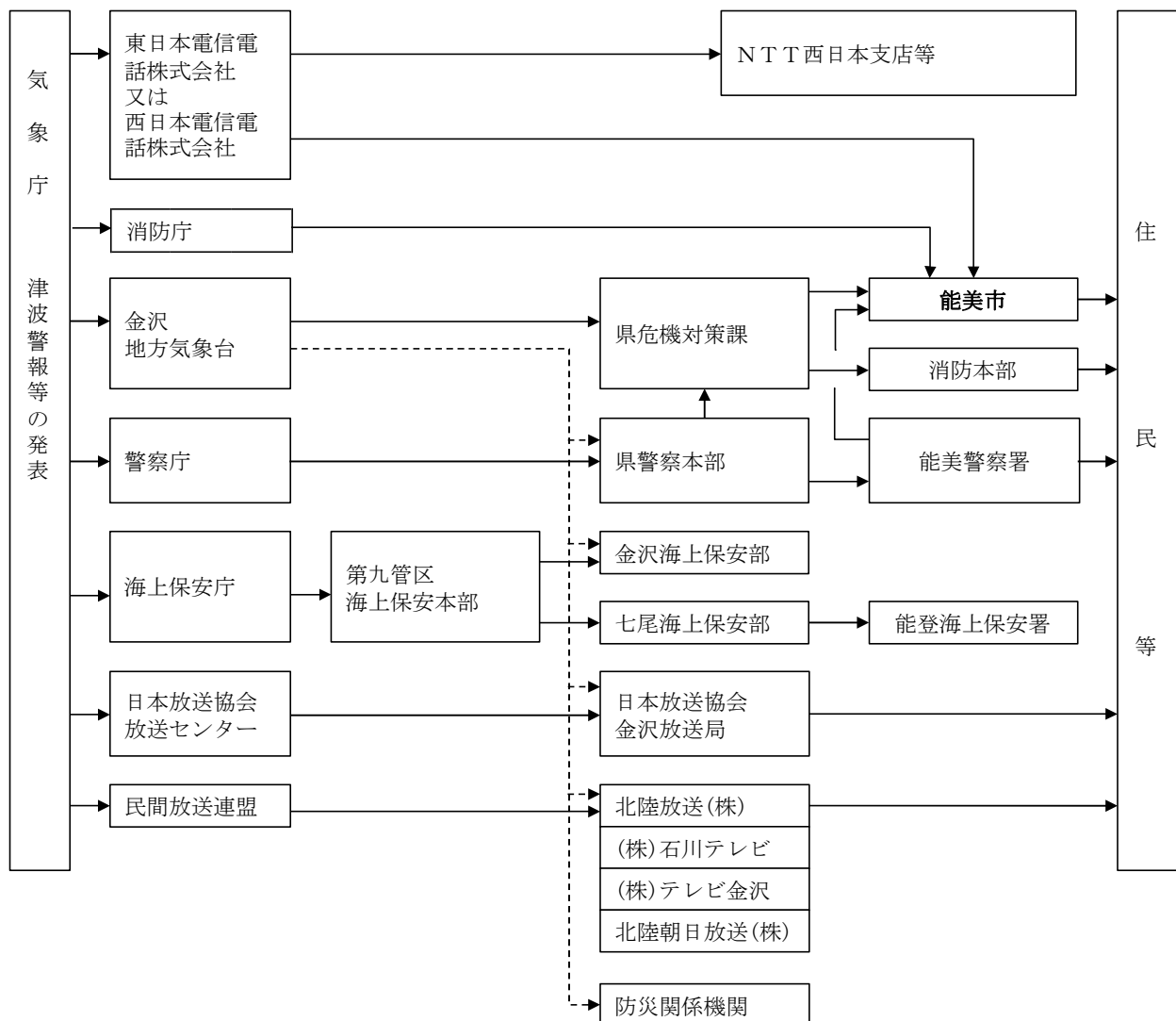
石川県加賀：金沢市、小松市、白山市、加賀市、かほく市、**能美市**、野々市市、河北郡、能美郡

(2) 津波警報等の伝達

ア 津波警報等伝達系統

気象庁が発表した津波警報等は、津波警報等伝達系統図により直ちに関係機関へ伝達する。

津波警報等伝達系統図



イ 警察本部、NTT西日本、放送機関、県

(ア) 警察本部、NTT西日本は他のすべての通信を中断して関係市町へ伝達し、放送機関は番組を中断して放送する。

(イ) 県は、県防災行政無線により市町に伝達するほか、一般の気象警報の伝達に準じて、防災関係機関に伝達する。

ウ 市、その他の防災関係機関

市は、地域防災計画の情報伝達体制の定めにより、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客などの観光客、走行中の車両、運行中の列車、船舶等に伝達する。

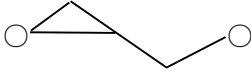
また、伝達にあたっては、防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、衛星携帯電話、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる手段の活用を図ることとし、市町地域防災計画に定めておく。

なお、市町は、大津波警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に伝達する。

その他の防災関係機関は、気象警報等の伝達体制に準じて、情報伝達を行う。

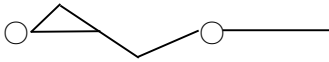
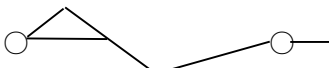
エ 津波注意報、警報の標識は、次のとおりである。

(ア) 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘 音
津波注意報標識	(約 10 秒)  (約 2 秒)	(3 点と 2 点の斑打) 

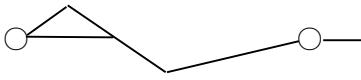
(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(イ) 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘 音
大津波警報標識	(約 3 秒)  (約 2 秒) (短声連点)	(連点) 
津波警報標識	(約 5 秒)  (約 6 秒)	(2 点) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(ウ) 津波警報及び津波注意報解除標識

標識の種類	標 識	
	サイレン音	鐘 音
津波警報及び 津波注意報 解除標識	(約 10 秒) (約 1 分)  (約 3 秒)	(1 点 2 個と 2 点の斑打) 

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

オ 気象庁の警報事項を適時に受けることのできなくなった市長が津波警報を発した場合は、異常現象の発見通報体制に従い、県を通じて金沢地方気象台に通報する。

5 津波災害発生直前の対策

(1) 安全な避難誘導

市は、大津波警報、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、状況に応じたその伝達内容等についてあらかじめ定めておく。

また、市は、大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、対象者にもれなく実施し、要配慮者にも配慮したわかりやすい伝達に心がける。

さらに、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波に関しては、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示の発表・発令・伝達体制を整える。

なお、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、これらの情報を取り扱う県や金沢地方気象台との連携に努める。

〈一 般〉

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難する。また、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることや、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることに留意する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで高台などのできるだけ高い安全な場所に避難する。
- 避難にあたっては、徒歩によることを原則とする。
- 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことを理解して迅速に避難する。また、声掛けをして、避難を促すように努める。
- 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは、危険なので行わない。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

〈船 舶〉

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに陸上の避難所に避難することを原則とし、すでに海上にいる船舶のみ港外（注1）退避を行うものとする。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報又は津波注意報が発表されたときは、直ちに陸上の避難場所に避難することを原則とする。
- 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 津波は第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波のほうが大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があることを理解するとともに、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性などにも留意し、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

○ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、避難場所の孤立や避難所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性を理解する。

注1 港外：水深の深い、広い海域

(2) 緊急対策

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、水防団等を出動させ、防潮水門・陸閘を閉鎖するほか、住民等の海浜からの避難や、避難行動要支援者の避難支援等の緊急対策を行う。

(3) 津波潮位の監視

ア 津波潮位の監視をする場合には、海岸付近は極めて危険であるので、安全な遠方の高台等から監視する。

イ 大地震が発生した場合又は津波警報等が発表された場合には、消防防災ヘリコプターを活用して上空からの津波監視を行う。

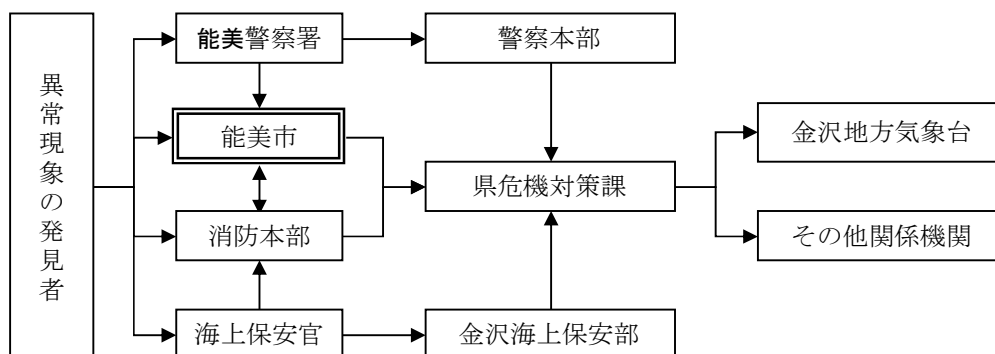
ウ 県及び市は、発災時に消防団員等が海岸へ直接津波を見に行くこと等を防止するため、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備に努める。

6 津波に係る現場情報

異常潮位又は異常波浪の発見者は、直ちに市、消防本部、警察官又は海上保安官に通報する。

この場合において、市が受けたときは県へ、警察官及び海上保安官が受けたときは市を経由して県へ速やかに通報する。県は、必要に応じて金沢地方気象台その他関係機関に通報する。

[異常現象発見者の通報系統図]



7 水防法に定める水防警報

(1) 津波発生時の水防警報発令における安全確保の原則

水防警報は、津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波発生時における水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮し、水防警報の内容においても水防活動に従事する者の安全確保を念頭に置いて通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合であっても、水防活動に従事する者の安全確保が図られるものとする。

(2) 水防警報を行う河川・海岸及びその区域

国土交通大臣又は知事が指定した河川・海岸については、それぞれ水防警報を行うものとし、河川・海岸ごとにそれぞれ定められた機関の長が直接これを発表する。

なお、発令区域については石川県地域防災計画（一般災害対策編）第3章第4節「気象業務法に定める予報・注意報・警報等の細分区域及び種類並びに発表基準」5(1)ア及び(2)アによる。

(3) 種類及び発表基準

警報の種類及び警報を発表するときの具体的な基準は、次のとおりである。

種 類	発表基準	内 容
待 機	津波警報が発表される等必要と認めるとき。	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合は、水防警報が通知されるまでの間、水防活動に従事する者の安全を確保するよう、事前に関係者間で調整するものとする。

3.3.4 災害情報の収集・伝達

担 当 課	危機管理課、土木課
-------	-----------

第4節 災害情報の収集・伝達

1 基本方針

市及び防災関係機関は、津波災害等における迅速かつ適切な応急対策を実施するため、救援活動に重点をおき、相互に緊密な連携のもとに正確かつ迅速に被害情報の収集と伝達活動を行うとともに、これらの情報の共有を図る。

2 情報の優先順位

被害状況の収集・連絡は、応急対策の時期別に優先順位を付けて行う。

対策期別	情報の優先順
初動対策期	① 人的被害 ② 住家被害
緊急対策期	③ 土木、農・林・水産業、商工被害 ④ 公的施設被害

3 情報収集体制及び伝達系統の確立

(1) 被害規模に関する概括的情報収集・伝達

ア 被害規模に関する概括的情報

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、地盤災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、県への報告が困難となった状況の場合は、直ちに消防庁へ報告する。

イ 119番通報に係る状況の情報

市は、119番通報に係る状況の情報を把握し、直ちに消防庁及び県に報告する。

(2) 災害情報収集に係る各機関の実施事項等

ア 市は、管内の災害情報、被害報告及び応急措置の実施状況を県危機対策課又は県の出先機関に報告する。

イ 市は、上記報告の概要を市所在の防災関係機関に連絡する。

ウ 市は、災害対策本部と現地災害対策本部など被災地区との連絡を緊密にし、情報の共有を図る。

エ 市災害対策本部、消防機関及び各防災関係機関は、被害状況や応急対策状況等を災害時に設置される県災害情報センターに随時報告する。

オ 関係機関等との協力関係

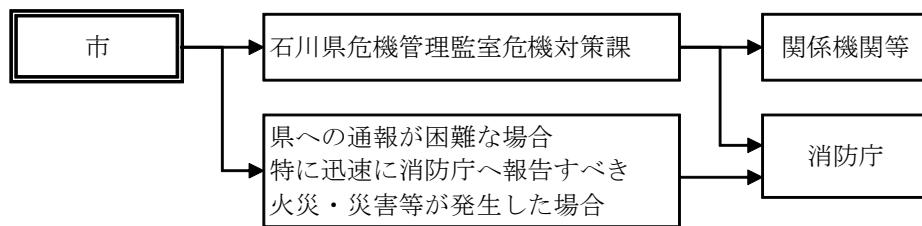
県、市、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関ならびに防災上重要な施設の管理者は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、相互で連絡する手段や体制を確保し、被害状況の調査及び報告に当たって緊密に連絡をとること、関係機

関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

道路等の途絶による、いわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県及び市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市に連絡する。また、県及び市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

カ 情報収集伝達体制

市は、災害情報、被害状況等の報告を次の体制で伝達する。



(3) 航空機等による被害状況の把握

市は、県及び航空機を保有する各防災機関が調査した偵察結果等から、画像情報システムやインターネット等により被害状況の把握に努める。

(4) 安否情報の収集等

ア 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

イ 市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム等を活用し、安否情報の収集等を行うものとする。

(5) 異常現象発見者の通報義務

海面の上昇など次のような異常現象を発見した者は、市、消防本部、警察官、海上保安官のうち何れかに速やかに通報する。

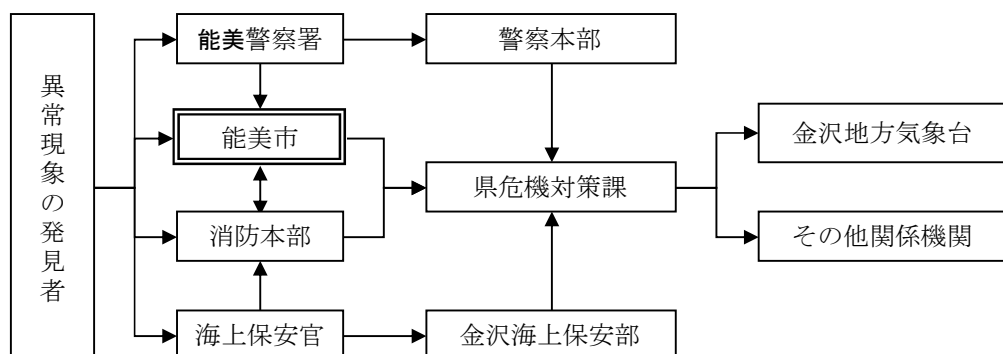
この場合、市がこれを受けた場合は県へ、警察官及び海上保安官がこれを受けた場合は市を経由して速やかに通報する。

ア 異常な出水、山崩れ、地滑り、堤防決壊、なだれなど大きな災害となるおそれがあるとき。

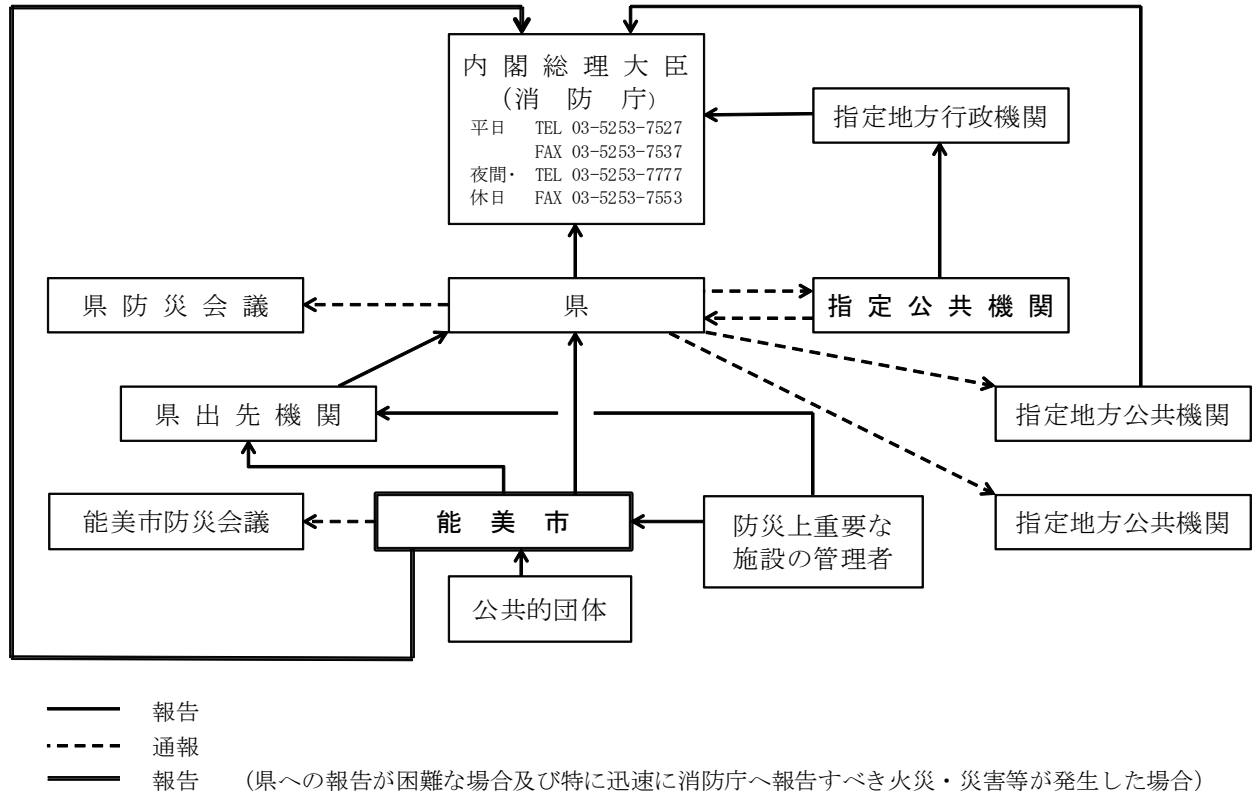
イ 異常な高波、うねり、潮位、河川や湖沼が異常水位となったとき。

ウ 強い地震（震度4程度以上）若しくは弱くても長い時間ゆっくりとした揺れをかんじた地震、又は頻発地震（数日間にわたり頻発に感ずる地震）があったとき。

[異常現象発見者の通報系統図]



(6) 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図



4 収集すべき情報

市が行う被害状況等の報告については、被害規模に関する概括的情報のほか、次により報告する。

(1) 被害報告等の基準

- 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 市が災害対策本部を設置したもの。
- 災害が2市町以上にまたがるもので、1の市町による被害は軽微であっても、全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 災害による被害に対して国又は県の特例の財政援助を要するもの。
- 災害による被害が当初は軽微であっても、上記4項目の要点に該当する災害に発展するおそれがあるもの。
- 人的被害または住家被害のあったもの。
- その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの、又は県より報告の要請のあったもの。

(2) 報告の要領

- ア 被害報告は、災害の規模及び性質によって短時間に正確な事項別の被害状況を把握することが困難な場合があり、かつ全体の被害状況が判明してからの報告では、国や県における災害状況の把握が遅れ、応急対策に支障をきたすので、市は、まず災害が発生した場合は、
- (ア) 直ちに被害規模に関する概括的情報と災害の態様を報告する。
- (イ) 順次市町災害対策本部の設置状況など、災害に対してとられた措置を報告する。
- イ 被害程度の事項別の報告は、最終報告を除き、原則として電話、ファクシミリ等で行うが、緊急を要するもの又は特に指示のある場合を除き、1日1回以上行う。
- ウ 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。

エ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は都道府県に連絡する。

(3) 災害情報等の収集、報告に関する措置

災害情報及び被害状況に関する情報は、能美市災害対策本部組織並びに事務分掌に定めるところにより収集し、危機管理課がとりまとめる。

(4) 速報及び被害状況等の報告様式

【資料編 石川県指定被害報告速報様式】

(5) 被害状況等の判定基準

【資料編 被害状況等の判定基準】

5 災害通信

災害時における通信の方法は、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。通信設備の優先利用又は使用については、法令に基づく手続は協議しておく。

(1) 有線通信

- 順位) 1 災害時有線電話による通信（非常・緊急通話を含む。）
 2 警察電話による通信
 3 鉄道電話による通信
 4 北陸電力株式会社の有線電話による通信

(2) 無線通信

- 順位) 1 警察無線電話による通信
 2 アマチュア無線による通信
 3 消防無線による通信
 4 非常無線通信協議会の協力による通信
 5 防災行政無線による通信

3.3.5 通信手段の確保

担 当 課

危機管理課、土木課、秘書課、広報広聴課、デジタル推進課

第5節 通信手段の確保

1 基本方針

市及び防災関係機関は、津波災害時において応急対策に必要な指示、命令、報告等の災害情報の迅速かつ的確な収集・伝達を行うため、通信施設の適切な利用を図る。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・CATVケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進並びに災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図る。

2 通信手段の利用方法等

災害時における通信等の方法は、通信網の被害状況等により、おおむね次の方法のうち実情に即した順位で行う。

なお、通信設備の優先利用については、あらかじめ協議をしておく。

(1) 電話による通話

ア 市は、災害時における緊急通信のため、西日本電信電話株式会社北陸支店（以下「NTT西日本」という。）と「非常扱いの通話」について協議しておく。

イ 災害発生等により緊急に通信連絡の必要がある場合は、アにより決定された災害時優先電話を用いて行う。

ウ 市が承認を受けた災害時優先取扱い電話番号は、次のとおりである。

(ア) 固定電話

拠点	種別	電話番号	着信先
能美市役所	アナログ回線	0761-51-7200(代) 0761-51-7201 0761-51-7204 0761-51-7214 0761-51-7217 0761-51-7229 0761-51-7236 0761-51-7242 0761-51-7245 0761-51-7246	総務課
寺井分室	アナログ回線	0761-57-2526	寺井サービスセンター
根上分室	アナログ回線	0761-55-5001 0761-55-5002	まなび文化スポーツ課
根上サービスセンター	アナログ回線	0761-55-5505	根上サービスセンター
健康福祉センター「サンテ」	アナログ回線	0761-57-2525	健康推進課

(2) 電報による通話

「非常扱いの電報」を利用する場合は、NTT西日本等（局番なし115番）に「非常扱いの電報」と告げ、その事由を申し出る。

(3) 非常通信

ア 専用通信施設の利用

市及び防災関係機関は、電気通信事業用設備の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設備する有線電気通信設備若しくは無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利用できる機関及び優先利用する者は、次の北陸地方非常通信協議会を構成する石川県に所在する機関とする。

イ 北陸地方非常通信協議会

市長は、災害対策に必要と認めるときは、北陸地方非常通信協議会（事務局：北陸総合通信局無線通信部陸上課）に対して、非常通信の取扱いについて要請する。なお、災害応急対策機関は、応急対策を円滑迅速に処理するため、北陸地方非常通信協議会と緊密に連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に努める。

所 属	連 絡 担 当 者
北陸総合通信局	無線通信部陸上課 上席電波検査官
北陸地方整備局	金沢河川国道事務所
	金沢港湾・空港整備事務所 沿岸防災対策官
中日本高速道路株式会社 金沢支社	施設チーム
ソフトバンク株式会社	西日本技術本部 北陸ネットワークセンター 技術部技術管理課長
KDDI株式会社	フィールドグループ グループリーダー
株式会社NTTドコモ北陸支社	ネットワーク部 災害対策室長
北陸電力株式会社	石川支店 金沢電力部電子通信課
西日本旅客鉄道株式会社 金沢支社	電気課
北陸漁業無線協会	事務局長
一般社団法人北陸自動車無線協会	事務局長
一般社団法人移動無線センター 近畿センター北陸事務所	課長代理
一般社団法人日本アマチュア無線連盟 石川県支部	支部長

所 属	連 絡 担 当 者
石川県	総務部危機管理監室 危機対策課 防災システムグループ
中部管区警察局石川県情報通信部	情報通信部 機動通信課
金沢地方気象台	通信担当
金沢刑務所	処遇部処遇部門 統括矯正処遇官(第一担当)
石川県警察本部	通信指令室
石川県消防長会	金沢市消防局 情報指令課
金沢市	危機管理課
七尾市	総務課防災対策室
小松市	防災安全センター
輪島市	防災対策課防災対策係
珠洲市	危機管理室
加賀市	防災対策課課長補佐
羽咋市	環境安全課主幹
かほく市	防災環境対策課長
白山市	危機管理課消防防災係長
能美市	危機管理課
野々市市	環境安全課
川北町	総務課
津幡町	総務課
内灘町	総務課危機管理室
志賀町	情報推進課
宝達志水町	総務課危機管理室次長
中能登町	総務課
穴水町	生活環境課

所 属	連 絡 担 当 者
能登町	総務課
西日本電信電話株式会社 北陸支店	設備部災害対策室
日本放送協会 金沢放送局	技術部 副部長
北陸放送株式会社	技術局放送技術部長
石川テレビ放送株式会社	技術部長
株式会社テレビ金沢	技術局局長代理
北陸朝日放送株式会社	技術局長
株式会社エフエム石川	放送部長代理
株式会社テレビ小松	常務取締役
株式会社あさがおテレビ	放送部部长
加賀ケーブルテレビ株式会社	総括
株式会社北國新聞社	総務部
株式会社中日新聞社北陸本社	技術局
株式会社朝日新聞社金沢総局	総局長（非常協委員）
株式会社毎日新聞社北陸総局	総局長
株式会社読売新聞社東京本社金沢支局	支局長
一般社団法人共同通信社金沢支局	支局長
日本銀行金沢支店	文書課企画役補佐
株式会社北國銀行	総務管財課長代理
日本赤十字社石川県支部	事業推進課長
北陸鉄道株式会社	総務部長
金沢港北地区特別防災区域協議会	共同防災センター所長
一般財団法人日本気象協会	北陸支店長
日本通運株式会社金沢支店	総務担当係長
学校法人金沢工業大学	情報処理サービスセンターAV室長

ウ 利用できる各種無線局の通信系統

非常通信は、原則としてすべての無線局について利用できるが、その事業形態、設備内容等災害時の運用を考慮して、対象無線局を、

- (ア) 公共機関であること。
- (イ) できればあて先までの通常通信系ルートを設定していること。
- (ウ) 停電時でも運用できる非常用予備電源を有する等の条件に適合するものを第1次的に利用する。

エ 利用上の注意事項

- (ア) 非常通信は、災害時における重要通信の疎通の確保を図るために、緊急やむを得ないと認められるものについて、電波法（昭和25年法律第131号）第52条に基づき優先的に利用できる。
- (イ) 非常通信は、N T T西日本等の電話回線が被害を受け使用できなくなったり、通信が混んで利用することが非常に困難になった場合に利用する。
- (ウ) 非常通信の内容及び優先順位は、次のとおりである。

- ① 人命の救助に関する通報
- ② 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報も含む。）
- ③ 秩序の維持のため必要な緊急措置に関する通報
- ④ 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものも含む。）
- ⑤ 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- ⑥ 鉄道路線の復旧、道路の修理、り災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要な通報
- ⑦ 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - ・中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
 - ・石川県防災会議会長及び市町村防災会議会長
 - ・石川県災害対策本部長及び市町村災害対策本部長
- ⑧ 電力設備の修理復旧に関する通報
- ⑨ その他の通報

- (エ) 通信文は、非常通報用紙に次の順序で記入する。

- 宛先の住所、氏名（職名）及び電話番号
- 本文は、簡潔明瞭に記入し、末尾に発信人名
- 通報用紙がない場合は、冒頭に「非常」と必ず記入するとともに、通報文の後ろに発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入

- (4) Lアラート（災害情報共有システム）の活用

市及び防災関係機関は、相互に緊密な連携を図り、有事即応の通信体制の確保に努める。

- (5) 孤立防止用無線の活用

災害応急対策機関は、N T T西日本が設置している孤立防止用無線の活用に努めるものとする。

- (6) 移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局の活用

通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、市及び防災関係機関は被害状況を把握するため、地域状況の判断により、移動無線車、移動電源車、衛星無線車載局、衛星無線可搬局及び衛星携帯電話等を現地に配備し、被害状況の報告及び県本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるように努める。

(7) 消防用主運用波無線の活用

市は、消防機関と緊密な連携を図り、消防用主運用波無線の活用に努める。

(8) 消防用統制波無線の活用

県域を越えて消防活動の応援を受ける場合は、応援消防隊の迅速かつ適正な活動に資するため、消防用統制波により、県外消防機関と緊密な連携に努める。

3 通信設備の応急復旧

(1) 市は、災害により防災行政無線等の通信が途絶したときは早急な応急復旧を最優先に行い通信の確保に努める。

また、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機及び災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(2) 通信事業者

電気通信事業者は、重要通信の確保及び通信の途絶を解消するため、能美市災害対策本部を中心とする防災関係機関等の通信の回復を最優先とし、次により応急復旧に努める。

ア 非常用衛星通信装置及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 交換機被災局には、非常移動電話局装置を使用し、応急復旧を図る。

ウ 電力設備被災局には、移動電源車又は大型可搬型電源装置を使用し、応急復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、非常用電送装置等による復旧を図る。

3.3.6 消防防災ヘリコプターの活用等

担 当 課	危機管理課、消防本部
-------	------------

第6節 消防防災ヘリコプターの活用等

1 基本方針

津波災害時においては、道路の通行が困難となることが予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、消防防災ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

2 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航する。

(1) 災害応急対策活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 災害に関する情報、警報等の伝達及び広報活動
- ☐ 救援物資、人員等の搬送
- ☐ 消防庁、他県市等からの災害応援要請に基づく活動

(2) 救助活動

- ☐ 捜索又は救助活動
- ☐ 高層建築物火災における救助活動
- ☐ 陸上から接近できない被災者の救助活動

(3) 救急活動

- ☐ 遠距離の救急患者搬送
- ☐ 傷病者発生場所への医師等の搬送、医薬品等の輸送

(4) 火災防ぎょ活動

- ☐ 被害状況等の調査及び情報収集活動
- ☐ 林野火災等における空中からの消火活動
- ☐ 消防職員、消防資機材等の搬送

(5) その他総括管理者（石川県危機管理監）が必要と認める活動

3 応援要請

市長及び消防長から知事に対する消防防災ヘリコプターの応援要請は、「石川県消防防災ヘリコプター支援協定（平成26年4月1日）」の定めるところによる。

(1) 支援要請の要件

市は、津波災害時で、次の各号のいずれかに該当する場合は、県に支援を要請することができる。

- ☐ 災害が隣接する市町等の区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ☐ 発災市町等の消防力によっては防ぎょ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
- ☐ その他救急搬送等緊急性があり、かつ、ヘリコプター以外に適切な手段がなく、ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 要請方法

市から知事（石川県消防防災航空隊）に対する要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災航空隊緊急出動要請書を提出する。

- 災害の種別
- 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- 災害発生現場の気象状態
- 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 災害現場の市町側の最高指揮者の職名及び氏名並びに連絡方法
- 支援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要な事項

(3) 要請先

石川県危機管理監室消防保安課航空消防防災グループ	
TEL	0761-24-8930
FAX	0761-24-8931

4 臨時離着陸場の開設

市長は、消防防災ヘリコプターの応援を要請した場合、市内の場外離着陸場又はヘリコプターが安全に離着陸できるよう確保した空地において、作業が迅速に行えるよう地上支援体制の構築を行う。

【資料編 場外離着陸場一覧表】

3.3.7 災害広報

担 当 課

危機管理課、秘書課、広報広聴課、市民サービス課

第7節 災害広報

1 基本方針

津波災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、市及び防災関係機関は、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

2 広報体制

(1) 災害対策本部設置の場合

災害対策本部設置時には、災害対策本部事務局において被害状況、その他の災害情報を収集し、広報班がその広報を実施する。

(2) 災害対策本部未設置の場合

災害対策本部設置に至らない災害についての情報の収集及び広報は、原則として危機管理課及び広報広聴課が行う。

3 広報の内容

(1) 地震発生直後の広報

- 地震の規模、震度その他の概要、余震の発生等今後の地震活動
- 津波発生の有無、その他の状況の規模
- 津波発生時の行動や注意事項
- 人命救助等の自主的な防災活動
- 避難の必要の有無、避難所、避難行動、避難誘導等
- 車両使用の自粛等の交通規制に対する協力要請
- その他必要事項

(2) 被災者に対する広報

- 市域内における建物の倒壊や延焼火災の発生等被害状況の概要
- 避難所の開設状況、飲料水・食料・物資等の配給状況等
- 医療機関の診療状況
- 電気等ライフラインの復旧状況
- スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の復旧状況
- 交通機関等の復旧状況
- 安否情報の提供、各種の相談等に対する対応
- 被災者生活支援に関する情報
- 犯罪情勢及び予防対策
- その他必要事項

4 広報手段等

(1) 情報伝達及び報道要請

市は、情報伝達に当たっては、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、掲示

板、広報紙、広報車によるほか、放送事業者、新聞社、コミュニティFM局等の報道機関の協力を得る。災害の規模が大きく、又は長期間にわたる災害については、広報班より定期的に報道資料の提供を行う。

また、災害対策本部会議などの災害対応状況を公開するなど迅速・的確な情報提供に努める。

なお、災害対策基本法第55条の規定による通信又は放送要請をしようとするときは、報道機関との「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき実施する。

(2) 各種情報提供

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、広く報道機関や情報関連会社等の協力を得て、迅速に的確な情報を提供する。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、市は、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する情報提供にも努める。

ア テレビ、ラジオ、新聞等

(ア) 放送機関との協定に基づく放送要請

(イ) 報道機関への発表・情報提供

イ インターネットの活用（ホームページ、ソーシャルメディア等）

ウ 携帯電話の活用（緊急速報メール等含む）

エ 紙媒体の活用（チラシの張り出し、配布）

オ 臨時広報紙、回覧板の発行

カ 相談窓口による情報提供

キ ケーブルテレビの活用

ク 臨時災害FM局の活用

ケ Lアラート（災害時情報共有システム）の活用

コ 広報車の活用

(3) 写真の作成

被災地の状況を写真等に収め復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

5 被災地の相談・要望等の対応

県、市及び防災関係機関は、臨時相談窓口を設置して相談に応じるなどの広聴活動を展開し、被災地住民の動向と相談、苦情及び要望等の把握に努め、対策を講ずる。

また、その対策を積極的に広報する。

6 安否情報の提供等

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

7 ライフライン情報の提供等

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

3.3.8 消防活動

担 当 課

消防本部、消防団

第8節 消防活動

1 基本方針

津波の発生時には、火災の発生により住民の生命、身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるため、消防職員はもとより市民あげて出火防止と初期消火を行うとともに、消防本部は、関係防災機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防ぎよ等に全機能をあげてあたる。その際、業務に当たる消防職員等の安全及び心のケアにも配慮するものとする。

2 応援要請

(1) 市町の相互応援

市長は、必要に応じて、石川県消防広域応援協定（平成3年8月1日締結）及び消防組織法第39条に基づく相互応援協定により、相互応援を行う。

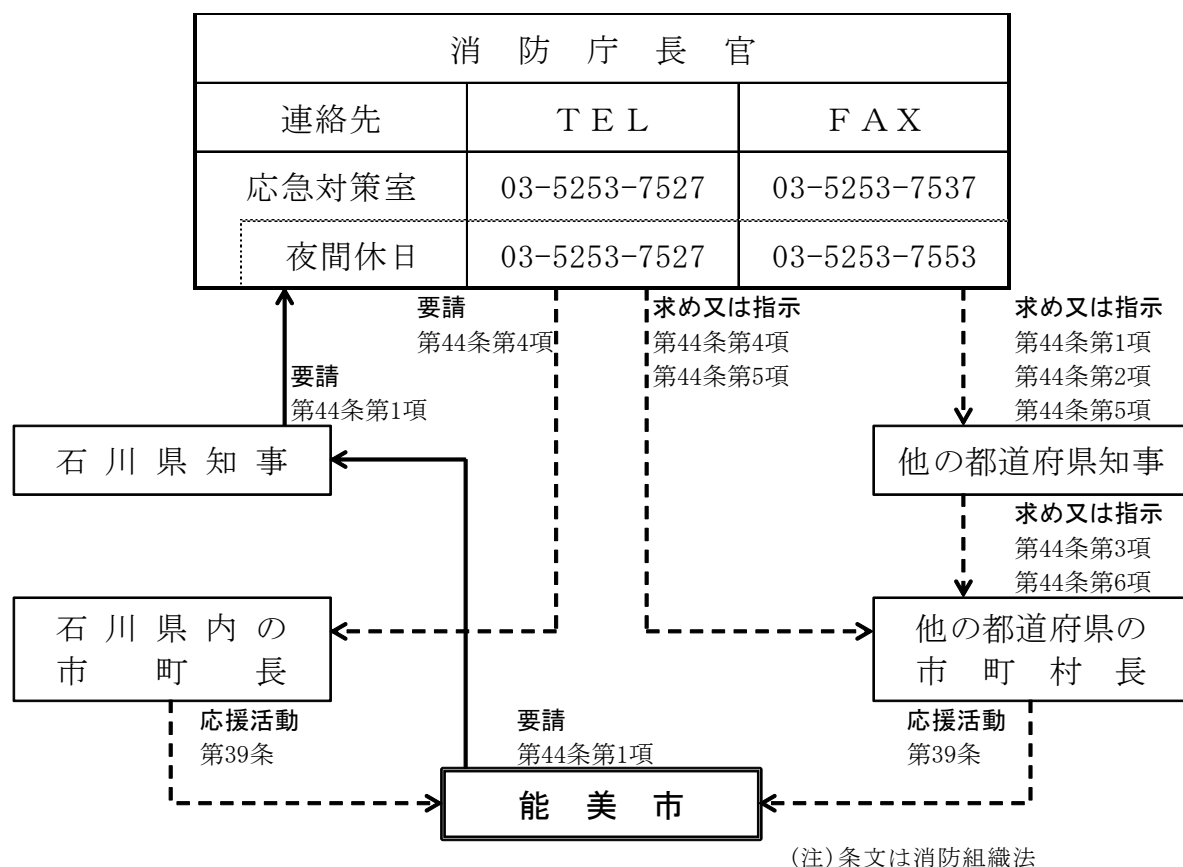
ア 災害が発生した場合、消防長は市の保有する消防力及び近隣市町等との相互応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助が困難と認める場合において、他の市町等の消防長に対して、速やかに応援要請を行うものとする。

イ 応援要請を受けた市町等の消防長は、業務に重大な支障がない限り、応援を行うものとする。

ウ 応援要請を行った消防長及び応援部隊の消防長は、応援の状況について速やかに知事に通報するものとする。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は、災害の状況、市の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。この場合、知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に対して、要請するものとする。



3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

市は、能美警察署等と協力して迅速かつ的確に消防活動を実施するため、市内の消防活動に関する次の情報を収集する。

- 火災の状況
- 自主防災組織、自衛消防団等の活動状況
- 消防ポンプ自動車等の通行可能道路
- 消防ポンプ自動車、その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利施設等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

津波災害時の火災の特殊性により、避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、次の事項に留意して、消防活動を実施する。

- 火災件数の少ない地区は、集中的に消火活動を実施し、安全地区の確保に努める。
- 多数の火災が発生している地区や津波の浸水が想定される地区は、住民等の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先に活動を行う。
- 危険物の漏洩などにより災害が拡大し、又はそのおそれがある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導などの措置をとる。
- 救急活動の拠点となる病院、避難所、避難路及び防火活動上重要な施設等の火災防ぎょを優先して行う。
- 自主防災組織、自衛消防団等が実施する消火活動との連携に努める。

4 消防水利

- (1) 公設消火栓は、上水道の普及に伴いほぼ市内全域に設置されており、初期消火活動に最も重要であることから、増設並びにその効果的な使用の確保に万全を期する。
- (2) 防火水槽は、地震その他の原因による消火栓の断・減水時に、これにかわる最も重要な水利施設として「消防水利の基準」に適應するよう整備充実するとともに、大規模な土地開発区域には、必要に応じ、防火水槽・貯水槽の設置指導を強力に推進する。
- (3) 農業用水等は、季節的に使用不能期間があるが、火災が大規模に進展するおそれがあるときは、用水管理者に依頼し、もしくは消防法第30条の規定に基づき、速やかに通水要請を行い、消防利水を確保する。
- (4) 河川は、使用可能箇所は比較的少ないが、進入路設置等により、使用の確保を図る。
- (5) 上記のほか、プール、井戸、池その他の自然水利については、消防ポンプ車の水利部署位置の確保について、それぞれの所有者、管理者等に要望し使用の確保を図る。

5 救助・救急活動

消防本部及び署等は、医師会、能美市立病院、日本赤十字社、警察等防災関係機関の協力のもと、負傷者等の要救助者を救護所へ搬送する。この場合、必要に応じて、消防防災ヘリコプター等も活用する。

6 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するなど、心のケアに配慮する。

3.3.9 自衛隊の災害派遣の要請

担 当 課	危機管理課
-------	-------

第9節 自衛隊への災害派遣の要請

1 基本方針

津波災害に対する自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき行うこととなるが、派遣要請に当たっては、県、防災関係機関と連携を密にし、自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう、迅速かつ的確な情報提供に努める。

自衛隊法第83条（災害派遣）

- 1 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2 大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天変地異その他災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
- 3 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。

2 災害派遣の適用

災害の状況等による自衛隊の災害派遣方法は、次のとおりである。

- (1) 災害が発生し、知事が人命又は財産保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (2) 被害がまさに発生しようとしている場合に、知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果派遣される場合
- (3) 災害に際し、その事態に照らして特に緊急を要し、知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて知事からの要請を待たないで、自衛隊が自主的に派遣する場合

なお、この場合の判断基準は、下記のとおり定められている（災害対策における自衛隊との連携等について（平成7年10月25日消防庁防災課長通知））。

- ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 海難事故、航空機の異常を探知する等災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関すると認められること。
- エ その他災害に際し、アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること

- (4) 庁舎、営舎その他防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

3 派遣の要請

自衛隊に対する災害派遣要請は知事が行う。

また、市長が管内における災害応急対策の実施を促進するため、自衛隊への災害派遣要請を必要と判断した場合は、知事に対して派遣要請を求める。

(1) 要請事項及び連絡先

- ☐ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ☐ 派遣を希望する期間
- ☐ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ☐ その他参考となるべき事項

[自衛隊連絡先]

自 衛 隊	部 隊 の 長	連 絡 先	電 話 番 号
陸上自衛隊	第 14 普通科連隊長	第 3 科 長	076-241-2171 (内線 235)
海上自衛隊	舞 鶴 地 方 総 監	防衛部第 3 幕僚室長	0773-62-2250 (内線 2548)
航空自衛隊	第 6 航 空 団 司 令	防衛部防衛班長	0761-22-2101 (内線 231)

(2) 市長からの要請

市長が自衛隊の派遣を必要とするときは、(1)の要請事項のほか

- ☐ 現に実施中の応急措置の現況
- ☐ 宿泊施設等の受入れ体制の状況
- ☐ 部隊等が派遣された場合の連絡責任者

等を明らかにした文書でもって知事宛（危機対策課）に申し出る。

ただし、緊急を要する場合には、とりあえず電話又は口頭で要請し、事後速やかに文書を送達する。

また、通信の途絶などにより知事に対して災害派遣要請ができない場合は、当該地域に係る災害状況を防衛大臣又はその指定する者に通知し、事後速やかに知事にその旨を報告する。

4 派遣部隊の受け入れ

自衛隊の派遣部隊の受け入れにあたり、県・能美警察署等の関係機関と緊密な連携を確保し効率的な作業が分担できるよう次の措置を取る。

- (1) 本部事務局内に派遣先部隊の連絡員を配置
- (2) 部隊の展開に必要な場所（活動拠点）の準備（ヘリポートの設置を含む）
- (3) 災害対策本部と派遣部隊間の連絡調整手段の確保

なお、受入地域については被災地域の状況を勘案して決定するほか、避難・救援拠点、市街地内にあつては防災活動拠点又はその近傍を指定するよう努める。

5 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については、特殊なものを除いて市が準備する。
- (2) 応援復旧、災害救助作業等に必要な材料、消耗品等については県及び市が準備する。

6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として市が次の基準により負担する。

なお、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して決める。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救護活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救護活動に伴う次の光熱費（自衛隊の装備品を活動させるための通常必要とする燃料を除く。）、電気料、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む。）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救護活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修繕費

7 派遣部隊の撤収要請

市長が応急・復旧対策等の進捗状況により、派遣部隊の撤収が可能と判断した場合は、派遣部隊の長と協議の上、知事に撤収要請を求める。

3.3.10 避難誘導等

担 当 課

危機管理課、土木課、教育総務課、学校支援課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課、消防本部、能美警察署、各課

第10節 避難誘導等

1 基本計画

地震発生後に二次的に発生する津波、延焼火災、危険物の漏えい、地すべり及び山崩れ・がけ崩れ等の危険から住民の生命、身体を安全を確保するため、市長等は、災害対策基本法に基づき迅速かつ的確に避難のための措置を講ずる。

2 避難の指示の実施

(1) 市長(災害対策基本法第60条)

ア 震災が発生し、又は発生するおそれがあるとき、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示するとともに、必要があると認めるときは、その立退き先を指示する。市長はこれらの指示等を行ったときは、速やかに知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、知事に報告する。

イ 震災の発生により、市長が実施すべき避難の指示などをできなくなった場合、知事が市長に代わって実施する。

なお、知事が市長に代わって避難等の指示等を実施したとき、又は避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示する。

(2) 警察官、海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法)

前記(1)の市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に避難のための立退き又は「緊急安全確保」を指示することができる。

なお、避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときはその立退き先を指示する。立退き先を指示したときは、直ちに市長に通知する。

また、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対し避難等の措置をとる。

(3) 水防管理者(水防法第(昭和24年法律第193号)第21条)

溢水又は破堤により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。この場合には、直ちに能美警察署長に通知する。

(4) 知事又はその命を受けた職員(水防法第22条、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第25条)

溢水又は破堤、あるいは地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退きの指示をする。この場合は、直ちに能美警察署長に通知する。

(5) 自衛官（自衛隊法第94条）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

(6) 相互の連絡協力

(1)から(5)に掲げるものは、それぞれの措置をとった場合は、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。

(7) 避難指示の発令方法

避難指示の発令に当たっては、住民が生命に係わる危険な状況であることを認識できるように、危険の切迫性に応じて避難指示の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなど、具体的でわかりやすい内容で発令するよう努める。

なお、避難指示の解除に当たっては、関係機関と協議し、十分に安全性の確認に努める。

3 避難の指示の内容及びその周知

(1) 避難の指示の内容

市長は、避難の指示をする場合、次の内容を明示する。

- 避難指示の理由（差し迫った具体的な危険予想）
- 避難対象地域
- 避難先
- 避難行動における注意事項（携帯品、服装）
- 出火防止の措置
- 電気（配電盤）の遮断措置
- その他必要な事項

(2) 住民への周知

市長は、避難の指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線（戸別受信機を含む）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話（緊急速報メール等含む）、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるよう周知徹底を図る。

また、市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

4 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講じる。

(1) 市長（災害対策基本法第63条第1項）

地震発生時、又は津波の発生により住民の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(2) 警察官、海上保安官（災害対策基本法第63条第2項）

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(3) 自衛官（災害対策基本法第63条第3項）

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

5 警戒区域設定の周知等

(1) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(2) 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

6 避難区分及び基準

次の場合は、居住者及び滞在者に避難の準備をさせ、又は、安全な場所へ避難させる。

(1) 事前避難

市長は、津波等の被害のおそれがある場合は、居住者、滞在者を安全な場所へ避難させる。

(2) 緊急避難

市長は、事前避難のいとまがなく津波等の被害により、著しく危険が切迫していると認められるときは、至近の安全な場所へ緊急避難させる。

(3) 収容避難

市長は、一時的な避難所から必要に応じ、緊急避難者又は救出者を指定する場所に収容避難させる。

7 住民に対する周知

避難立退きの万全を図るため、次のとおり避難上の注意事項等を住民に周知徹底する。

(1) 火気等の危険物の始末を完全にする。

(2) 家屋の補強（雨戸、門等の完備）を行い、家財は高いところへ移動させる。

(3) 食料、水筒、手拭、チリ紙、最小限の着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、印鑑等を携行すること。なお、携行する物品等は非常用の表示をした袋（ビニール風呂敷等）に入れておくこと。

(4) 服装は、できるだけ軽装とするが素足を避け、必ず帽子、ヘルメット等を着用し、季節により雨合羽又は外とう等防雨、防寒用具を携行すること。

8 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市の職員等が行うが、誘導に当たっては各地区又は集落単位ごとの集団避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮する。市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、浸水想定区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

また、地域住民も可能な限り積極的に協力する。

市は、災害の実態に応じて、飼養者による家庭動物との同行避難を呼びかける。

(1) 避難の順位

避難させる場合は、高齢者、幼児、傷病者及び女性を優先的に避難させる。

(2) 輸送の方法

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、あるいは病院等の入院患者の場合、その他、高齢者、こどもの避難については、必要に応じ車両等を利用して行う。

9 避難所の開設及び運営

津波に対して、緊急に高所避難が必要な場合に備え、津波避難ビルの指定を行い、対象地域の住民に周知する。

【資料編 避難施設一覧表】

- (1) 避難所の開設が必要となった場合は、能美市地域防災計画の定めるところにより、能美警察署等と十分連絡を図り、あらかじめ施設の安全性を確認した上で、避難所を開設する。災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

災害が発生していない場合であっても、住民が自主的に避難しようとする場合にあっては、速やかに避難所を開設するよう努める。なお、市のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

また、二次災害の発生のおそれのある危険場所等の把握に努めるほか、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

市は、被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災部局と保健福祉部局が連携して、感染対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、あらかじめ、市の保健福祉担当部局、防災担当部局及び保健所との間で、情報共有の内容、情報の伝達方法などについて、検討・調整を行い、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(2) 避難生活の対象者

- 住居等の被災者
- 避難指示の対象地域の居住者
- 帰宅できない旅行者や迷い人、ホームレス等

- (3) 避難所を設置したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、直ちに次の事項を県に報告する。

- 避難所の名称
- 避難所開設の日時及び場所
- 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている被災者も含める。）

- 開設期間の見込み
- 必要な救助・救援の内容

(4) 避難所の運営

- 市は、自主防災組織の会長や地域住民及び避難所となった学校等施設の管理者、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を管理運営する。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- 避難所の管理運営等を適切に行うために、市職員を配置する。
なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- 市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- 避難所に避難者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- 避難者のニーズを十分把握し、津波の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、避難者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(5) 仮設トイレの設置

市は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。その確保が困難な場合は、県に斡旋等を要請する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害者等の利用に配慮した避難所運営に努める。

なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティア等が自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

(6) 要配慮者に対する配慮

市は、避難所に要配慮者がいると認めた場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

また、避難所での生活が要配慮者の生活に著しく障害になっている場合は、適切な二次的避難所（福祉避難所等）をあっせんし、移転するなどの措置を講ずる。

(7) 要配慮者等の健康管理

市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

また、市は生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事や水等を受け取りに来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

(8) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

(9) 男女双方の視点の取り入れ

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保や避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

(10) 女性や子ども等の安全の配慮

避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体等との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(11) 性的マイノリティへの配慮

男女別だけでなく、性的マイノリティへの配慮も必要であることに留意し、トイレや着替えスペースでのプライバシーの保護などに努めるものとする。また、当事者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(12) ホテル・旅館等の活用

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。

(13) 避難者の住生活の早期確保

避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、希望者に対して公営住宅や民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

(14) 家庭動物の飼育場所の確保等

市は、必要に応じて、家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、家庭動物の一時預かり等必要な支援を獣医師会や動物取扱業者等から受けられるよう、連携に努める。

10 広域避難対策

(1) 広域避難

ア 災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告

した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

イ 被災者の他地区への移送を要請した場合は、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 国、地方公共団体、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

エ 移送された被災者の避難所の運営は、移送元の市が行い、被災者を受け入れた市町村は協力する。

オ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

カ その他必要な事項については、能美市地域防災計画の定めによる。

(2) 広域一時滞在

ア 市は、災害の規模、避難者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、市町村の要請を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

ウ 県は、国に対し、必要に応じて、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求める。なお、県は市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行う。

エ 市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 避難路の確保

市長は、必要があるときは、知事に対し避難路の確保を要請する。

11 帰宅困難者対策

市は、施設管理者や事業者等と連携し、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、通勤、通学者や観光客等の徒歩での帰宅や移動を支援するため、次の協定により協力を要請するなど、必要な帰宅困難者対策に努める。

また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行うとともに、一時滞在施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在施設の運営に努める。

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（石川県）

協定者	協定締結日	T E L	F A X
(株)セブンイレブン・ジャパン	H22. 9. 2	03-6238-3672	03-5214-2330
山崎製パン(株)	H22. 9. 2	047-323-0276	047-324-0083
(株)ファミリーマート	H22. 9. 2	03-6436-7658	03-3452-5213
(株)ローソン	H22. 9. 2	03-5435-1594	03-5759-6944
(株)壺番屋	H22. 9. 2	076-253-2881	076-253-9211
(株)モスフードサービス	H22. 9. 2	03-5897-7305	03-5487-7439
(株)吉野家ホールディングス	H22. 9. 2	03-5651-8800	03-5651-8790
(株)ダスキン	H26. 6. 2	076-291-5580	076-291-5581
(株)サガミホールディングス	H26. 6. 2	052-737-6006	052-737-6022
(株)オートバックスセブン	H30. 6. 11	03-6219-8796	03-6219-8801
(一社)日本チェーンドラッグストア協会	R4. 12. 1	045-474-1311	045-474-2569

12 避難所外避難者対策

市は、町内会や自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に係る情報の把握に努めるとともに、こうした避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的に情報提供するよう努める。

13 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等を保護するため、警察等と協議のうえ、警察官若しくは本部長の指定した者がこれに当たる。また、避難所における秩序保持も同様に実施する。

3.3.11 要配慮者の安全確保

担 当 課

福祉課、保険年金課、いきいき共生課、観光交流課、社会福祉協議会

第11節 要配慮者の安全確保

1 基本方針

津波災害時においては、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者は、災害の認識や災害情報の受理、自力避難などが困難な状況にある。

市及び社会福祉施設等の管理者は、地域住民等の協力を得て迅速かつ適切な要配慮者の安全避難を実施するとともに、安否確認及び避難生活状況等の継続的な把握により必要な対策を講ずる。

2 在宅の要配慮者に対する対策

(1) 災害発生後の安否確認

市は、避難行動要支援者の避難所への収容状況及び在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

また、発災時に、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努め、必要に応じて自主防災組織、町会・町内会長、民生・児童委員、介護職員、近隣の住民等の協力を得る。

(2) 避難

地震により住民避難が必要となった場合、市は、避難行動要支援者の避難に当たっては、近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、避難行動要支援者が属する町会・町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

避難の誘導の際は、避難行動要支援者を優先するとともに、身体等の特性に合わせた適切な誘導に考慮する。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、次により要配慮者の被災状況等を把握し、日常生活の支援に努める。

その際、地元事情に精通した医療救護・福祉関係の専門家の配置に努めるとともに、必要に応じて各専門分野の地元退職者の活用を図る。

ア 被災状況等の把握

避難所及び要配慮者の自宅等に保健師や看護師等を派遣し、被災状況、生活環境等を把握する。

イ 被災後の日常生活支援

市は、県の協力をもとに在宅の要配慮者の被災状況に応じて、避難所への入所、施設への緊急入所、ホームヘルパー等の派遣、栄養や食事形態に配慮した食料及び必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講ずるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定（石川県）

協定者	協定締結日	T E L	F A X
石川県旅館ホテル生活衛生 協同組合	H31. 4. 22	076-263-5777	076-265-7631

(4) 二次避難支援の実施

市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。

二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

3 社会福祉施設等における対策

(1) 施設被災時の安全確認及び避難等

施設が被災した場合、施設管理者は、県が示す指針に基づき定めた防災計画に基づき、直ちに入所者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入所者等の不安解消に努める。

入所者等が被災した時は、施設職員又は近隣の住民や自主防災組織の協力を得て応急活動を実施するとともに、必要に応じて消防機関への援助を要請する。

また、施設管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。

なお、夜間、休日等で施設職員が少数のときは、日頃から連携を図っている地域住民や自主防災組織の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 被災報告等

施設管理者は、入所者等及び施設の被災状況を市、県等に報告し、必要な措置を要請する。また、保護者に入所者等の被災状況を連絡し、必要な協力を依頼する。

(3) 施設の使用が不能になった場合の措置

施設管理者は、施設の継続使用が不能になったときは、市を通じて他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者による引き取り等の措置を講ずる。

市は、被災施設の管理者から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努める。

4 医療機関における対策

(1) 医療機関被災時の安全確認及び避難等

病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定めた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。

患者等が被災した時は、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防機関へ救助を要請する。

また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難所への避難誘導を行う。

(2) 被災報告等

管理者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている重症・中等症患者数、ライフライン状況等の状況について、市町、県等に報告し、必要な措置を要請する。

この場合、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。

(3) 医療機関の使用が不能になった場合の措置

管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市町を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。

市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別疾患の状況に応じ、搬送先の確保に努める。

市内の医療機関による受入が困難な場合については、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

5 外国人に対する対策

市は、災害時に迅速に外国人の安否確認に努めるとともに、外国人が孤立しないよう、各種情報の収集、提供ができる体制の整備等に努める。

(1) 市は、広報車や防災無線等により、外国人の安全かつ迅速な避難誘導に努める。

また、災害多言語支援センターなどの相談窓口等を開設し、災害に関する外国人のニーズの把握に努める。

(2) 県は、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用し、外国語による情報提供に努める。

また、大規模な災害が発生し、多くの外国人が被災することが見込まれる場合は、石川県災害多言語支援センターを設置し、隣接県や国際交流団体、大学等に通訳者、語学ボランティアの派遣の可否等を確認（言語、人員等）のうえ、必要に応じて派遣要請を行うとともに、市町へ派遣するなど、支援に努める。

(3) 県は、国が実施する研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。

3.3.12 災害医療及び救急医療

担 当 課	健康推進課、市立病院
-------	------------

第12節 災害医療及び救急医療

1 基本方針

震災・津波災害時には、建物の浸水、交通機関の麻痺や物資の不足、また医療機関の被災等により、通常の医療体制の確保が困難になる一方、被災者の医療、救護需要が膨大なものになることが予想され、特に、発災時当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間であることを踏まえ、市は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

2 実施体制

- (1) 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言等を得て、地区医師会等に医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所等に救護所を設置する。
- (2) 医療救護活動は、災害対策本部が実施するが、市のみでは十分な対応ができないときは、隣接市町及び県に協力を求める。
- (3) 市は、患者等の搬送や医薬品及び輸血用血液の手配等、医療救護活動の実施に当たり必要な措置を講ずる。

3 D M A T ・医療救護班派遣・受入体制

(1) 医療救護班派遣要請・受入体制

ア 市は、医療機関の被災状況や傷病者の発生状況等の情報を収集し、保健所長の助言を得て、能美市医師会及び市立病院等に、医療救護班の派遣を要請する。また、必要に応じて避難所に救護所を設置する。

イ 医療救護活動に関して、市のみでは十分な対応ができない場合には、D M A T ・医療救護班等の派遣を速やかに隣接市町及び県に要請する。

(2) 医療救護班の業務内容

- ア 傷病者のトリアージ※
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 重傷者の後方病院への搬送手続き
- エ 救護所における診療
- オ 避難所等の巡回診療
- カ 被災地の病院支援
- キ その他必要な事項

※ トリアージとは、被災地においてできるだけ多数の傷病者に最善の医療を実施するため、傷病者を傷病の緊急度と重症度により「最優先治療群(重症)」、「非緊急治療群(中等症)」、「軽処置群(軽症)」、「死亡群」に分類し、治療優先度を定めるものであり、限られた人的・物的資源を有効に活用するための行為である。

(3) 医療救護班の派遣

- ア 医療救護班の派遣は、市及び県災害対策本部の指示に基づき行う。
- イ 市は、的確な医療救護活動を行うため、病院、救護所の被害状況等を把握する。
- ウ 医療救護班の派遣は、被災地の状況に応じ適切な場所に順次行う。
- エ 医療救護班の派遣は、発災後における応急措置がおおむね完了するまでの間とする。

4 救護所の設置

- (1) 市は、施設の被災や多数の患者等により医療機関での対応が十分にできない場合には、救護所を設置、運営する。
- (2) 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療機能の回復までに相当の日数を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

5 災害時後方医療体制

医療施設又は救護所では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、適切な災害時後方病院に搬送し、治療を行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

6 災害拠点病院

南加賀地区の地域災害拠点病院である小松市民病院は、重症患者の受け入れ及び搬出、医療救護チームの派遣及び地域の医療機関への応急用資材の貸出等を行う。

7 重傷患者の搬送体制

(1) 搬送者及び搬送先の選定

搬送に当たっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者及び搬送先の適切な選定に留意して行う。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンから、適宜助言及び支援を受ける。

(2) 搬送の実施

災害時後方病院で治療する必要がある患者を搬送するときは、原則として、被災現場から医療施設又は救護所までの搬送は市が、医療施設又は救護所から災害時後方病院までの搬送については、県及び市が対応する。

ただし、患者搬送において、ドクターヘリ以外のヘリコプター使用については、本章第6節「消防防災ヘリコプターの活用」及び第9節「自衛隊の災害派遣」に準ずる。

8 医薬品等及び輸血用血液の供給体制

(1) 医療施設・救護所

医療施設の管理者及び救護所の責任者は、透析液や医薬品等又は輸血用血液に不足が生じた場合、市災害対策本部に調達の依頼を要請する。

(2) 市災害対策本部

ア 医薬品等

医療施設又は救護所から要請を受けた場合、調達できる医薬品等を供給する。市において調達できない場合は、県災害対策本部に要請する。

イ 輸血用血液

医療施設から要請を受けた場合、県災害対策本部に要請する。

9 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

10 個別疾患対策

市は、慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。

3.3.13 健康管理活動	
担 当 課	健康推進課

第13節 健康管理活動

1 基本方針

災害発生時は、ライフラインの機能停止等により、健康の基本である食事、睡眠等の確保が困難となりやすく、さらに災害に対する不安や避難所生活等のストレスから、様々な健康障害の発生が懸念される。

このため、市は県や関係機関等の協力を得て、医療救護活動等と緊密な連携を図りながら被災者の健康管理活動を実施する。

2 実施体制

市は、保健師等により、被災者等の健康管理を行う。

3 健康管理活動従事者の派遣体制

市は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難な場合は、県に保健師等の派遣を要請する。

4 健康管理活動

- (1) 健康管理活動にあたっては、民生委員、介護支援専門員等との協力のもと、要配慮者、在宅患者等の健康状況を確認し、必要な介護、医療が受けられるよう対処する。
- (2) 保健活動マニュアル等に基づき、避難所や車中避難者を含む避難所外避難者在宅被災者宅等を訪問し、被災者の生活環境、生活状況、健康状態等を把握するとともに、必要な者に対し保健指導、栄養・食生活支援、医療、福祉サービスの調整等を図る。

なお、健康状態の把握、支援にあたっては、特に、感染症やエコノミークラス症候群、生活不活発病、心血管疾患等の発症予防に留意する。

- (3) 健康管理活動にあたっては、各地域に設置された地域保健医療福祉調整本部内に参画し、連携協力して実施するとともに、活動により把握した健康情報を集約する。

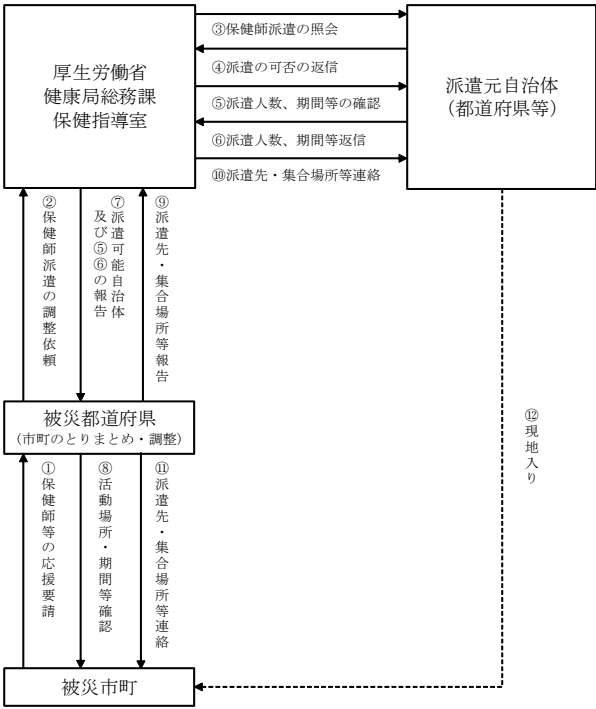


図 災害発生直後の保健師派遣に関する手続き (厚生労働省防災業務計画を一部変更)

3.3.14 救助・救急活動

担 当 課	健康推進課、消防本部、消防団
-------	----------------

第14節 救助・救急活動

1 基本方針

大規模津波の発生時には、流失した家屋の下敷き等による負傷者など、救助・救急を要する事案が数多く発生するものと考えられることから、市及び防災関係機関は、相互に連携して市民、自主防災組織及び事業所等に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助・救急し、負傷者を医療機関に搬送する。

2 実施体制

(1) 市民、自主防災組織、事務所

自発的な被災者の救助・救援活動を行うとともに、救助・救援活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 市及び消防本部

ア 消防職員及び消防団員を主体とした救助隊を編成するとともに、警察や民間事業者等と連携協力して、救出に必要な車両、機械器具その他の資機材を調達し、迅速に救出、救護、搬送活動に当たる。

また、住民及び自主防災組織等に救出活動の協力を求める。

イ 市及び消防本部の能力で救出作業が困難な場合は、県及び他の市町村に応援を要請する。

(3) 防災関係機関

ア 防災関係機関は、市から応援要請を求められたときは、機動力を発揮して救出・救助活動に当たる。

イ また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。なお、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

3 惨事ストレス対策

従事する職員に対する惨事ストレス対策については、本章第8節「消防活動」による。

4 医療救護活動

災害時緊急医療については、本章第12節「災害医療及び救急医療」により実施する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

3.3.15 水防活動

担 当 課

危機管理課、土木課、消防本部、消防団

第15節 水防活動

1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震に伴う津波や洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

また、津波が発生し、又は発生する可能性がある場合には、水防活動にあたる者は、津波到達時間内においては、安全が確保できる場所に待機するものとする。

2 監視、警戒活動

大津波警報・津波警報・注意報が発表された時、又は地震、津波による災害が発生した場合は、河川、海岸堤防等の損壊によって水害の危険がある各種施設等の監視、警戒及び水門、樋門、えん堤、ため池等の操作等を能美市水防計画の定めにより行う（本章第3節「津波警報・注意報の発令」参照）。

3 応急復旧

水防計画に基づき、市の防水管理者が行う巡視により地震、津波災害により堤防等に応急措置の必要が生じたときは、河川管理者等の各施設管理者に通報し、協力して迅速かつ的確に応急復旧を実施する。

4 ハザードマップの作成

市は洪水ハザードマップを作成し、住民に対して、危険地域を周知するとともに、避難行動に関して必要な情報を提供する。

3.3.16 災害救助法の適用

担 当 課

危機管理課

第16節 災害救助法の適用

1 基本方針

市長は、市域における災害の状況により、直ちに災害救助法による救助が必要と判断したときは、知事に対してその状況を明らかにして要請を行う。

なお、県及び市は災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとし、県は救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

2 被害情報の収集

市長は、災害による住家被害の状況等災害救助法の適用に関する被害情報の収集に努める。

3 適用基準（災害救助法施行令）

災害救助法は、市町村の人口に応じて一定の基準に達したときに適用されるが、本市の災害救助法適用基準は次のとおりである。（人口 30,000 人以上 50,000 人未満の場合）

- (1) 市域内の住家滅失世帯数が 60 世帯以上のとき。（令第 1 条第 1 項第 1 号）
- (2) 県下の住家滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 30 世帯以上のとき。（令第 1 条第 1 項第 2 号）
- (3) 県下の被害世帯数が 7,000 世帯以上であって、本市の住家滅失世帯数が多数であるとき。（令第 1 条第 1 項第 3 号前段）
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。（令第 1 条第 1 項第 3 号後段）
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、以下の内閣府令（平成 25 年 10 月第 68 号）で定める基準に該当するとき。（令第 1 条第 1 項第 4 号）

ア 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 1 号）

イ 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（内閣府令第 2 条第 2 号）

（注）被害世帯数の換算は次のとおりである。

- 1 住家の全壊（焼）又は流失した世帯は、1 世帯を滅失世帯 1 世帯とする。
- 2 住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。
- 3 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3 世帯をもって滅失世帯 1 世帯とみなす。

4 適用手続

市長は、市域内における災害の程度が災害救助法の適用基準に達し、又は達する見込みであると

きは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要し知事の救助を待ついとまがないと認めるとき、その他必要があると認めるときは、知事の委任を受けて救助の実施に関する職種の一部を市長が行う。

5 災害救助法に基づく救助の種類

災害救助法による救助の内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬、死体の搜索及び処理
- (9) 障害物の除去

【資料編 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

6 災害救助法が適用されない場合

災害対策本部で災害救助法による救助に準じて、あらかじめ能美市地域防災計画に定めた救助方針により、適切かつ効果的な救助を行う。

3.3.17 災害警備及び交通規制

担 当 課	危機管理課、土木課、能美警察署
-------	-----------------

第17節 災害警備及び交通規制

1 基本方針

能美警察署は、津波災害時に、市民及び滞在者の生命、身体及び財産を保護し、地震災害に関連する犯罪の予防、鎮圧及び被疑者の逮捕、陸上・海上交通の確保を行い、公共の安全と秩序の維持を図る。

2 災害警備体制

災害発生時における住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通規制等の災害警備については、石川県地域防災計画及び石川県警察災害警備計画の定めるところによる。

(1) 警備体制

警備体制	警 備 体 制 の 基 準
準備警備体制	津波情報等により災害の発生が予想され、かつ、発生まで相当の時間的余裕があるとき。
警戒警備体制	津波災害により県内に相当の被害発生が予想されるとき。
非常警備体制	津波災害で大きな被害の発生が予測される時、又は発生したとき。

(2) 警備本部

警備体制の種別に応じて、警察本部及び関係警察署に所要の規模の警備本部等を設置する。

(3) 災害警備体制

ア 災害警報等の通報伝達

災害警報等の伝達は、関係機関と協力して迅速に一般住民へ周知徹底させるように努める。

イ 通信の確保

(ア) 通信の途絶が予想される必要地点へ器材及び要員を事前に配備するなど、通信を確保する。

(イ) 他の機関などから非常通信の疎通に関して協力を求められたときは、これに応ずる。

ウ 現場措置等

(ア) 災害情報収集	a 被害調査と報告・連絡 b その他関連情報の収集
(イ) 防ぎょ作業への協力	a 事態が急を要すると認められたとき、率先して市町の防ぎょ活動に協力する。 b 防ぎょ作業等をめぐり、作業員と地主との紛争、人工破堤をめぐり利害相反する住民との対立等、抗（粉）争事案の予防警戒取締りに当たる。

(ウ) 避難等の措置	a 市民の生命、身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があり、かつ市町長等が指示できないと認めるときは、必要な地域の居住者等に対して、避難のための立退きを指示する。 ただし、急を要するときは、警察及び海上保安部の立場において避難の警告、命令その他の措置をとる。 b 避難の指示、命令に応じない者等については、危険度等に応じて適宜必要な措置をとる。
(エ) 犯罪の予防・取締り	災害時の混乱に乗じた盗難や詐欺をはじめとする各種犯罪の予防、警戒、取締りを実施するため、警察及び海上保安部は独自に、又は警備会社や自主防犯組織、防犯ボランティア等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保と住民の不安の一掃に努める。 また、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報の収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。
(オ) 遺体の検視 見分及び取扱	a 遺体については、死者見分、検視など所要の措置をとる。 b 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明者については、検視調書（遺体見分調書）を添えて市長に引き渡す。
(カ) 行方不明の搜索	人命尊重の趣旨から、関係機関との連絡を密にして、警察及び海上保安部のもつ組織、機能を最高度に活用して行う。 なお、行方不明者については、関係方面の警察及び感情保安部に手配する。
(キ) 広報	流言ひ語の封殺、被害状況、救援及び救護の方策及び防犯等広範囲にわたる広報の実施に努める。

3 交通対策

(1) 陸上交通規制

ア 交通規制の実施機関及び理由

実 施 機 関			交 通 規 制 の 理 由
道路管理者等	一般国道	国土交通大臣 又は知事	1 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められるとき。 2 道路工事のため、止むを得ないと認められるとき。
	県道	県	
	市道	市	
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官		1 災害時において緊急通行を確保するために必要があるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生その他交通に危険が生ずるおそれがあるとき。

道路管理者等と警察（公安委員会）その他関係機関は、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

イ 発見者の通報

震災時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。通報を受けた市長は、その道路管理者等又は警察に速やかに通報する。

ウ 各実施責任者の実施要領

道路管理者等は津波災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、道路、橋梁、

交通施設の巡回調査に努め、危険が予想され、又は発見したとき、速やかに次の要領により規制する。

(ア) 道路管理者等

津波災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制等を行う。

なお、道路管理者等は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察に通報するとともに、応急措置を行う。

- a 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- b 県は、道路管理者である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- c 津波災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
- d 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(昭和35年総理府、建設省令第3号)の定める様式により表示を行う。
- e 道路交通の規制の措置を講じた場合、表示板の掲示、報道機関及びインターネット等を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な迂回路を設定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(イ) 警察(公安委員会)

災害等により道路の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したとき、及び災害が発生した場合において、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送等に緊急交通路を確保するために必要があると認めるときは、一般社団法人石川県警備業協会の協力を得て、速やかに次のとおり必要な規制を行う。

a 道路管理者等への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため、必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

b 被災区域の交通規制等

被災地の警察署は、被災区域の外周の要所において被災地へ進入する車両の通行禁止又は制限をする。

c 県境附近の交通規制

災害発生後、県警高速道路交通警察隊及び関係警察署は、富山、福井両県に接する道路からの車両の県内進入を禁止又は制限する。

d 広域交通管制

警察本部は、被災地域及び緊急通行路線を重点に交通情報の収集に努め、緊急交通路線を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、隣接県警察とも緊密な連携を行い、広域的な交通管制の実施に努める。

e 緊急輸送道路ネットワークの交通規制

災害応急対策等に必要な人員、物資等の輸送等緊急輸送道路ネットワークを確保するために必要があると認めるときは、関係機関と連絡してその緊急輸送確保に必要な路線、区域、区間等を指定して、当該緊急通行車両（知事又は公安委員会において、緊急通行車両として確認した車両）以外の車両の通行を禁止し、又は規制する。

f 通行禁止区域等の措置

(ウ) 自衛官及び消防吏員の措置

(イ) 「f 通行禁止区域等の措置」については、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員がその措置をとることができる。

エ 規制の標識等

実施責任者は、規制を行った場合は、次の標識を災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）に定める場所に設置する。ただし、緊急のため標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行の禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地で指導に当たる。

(ア) 規制標識

- a 道路法（昭和27年法律第180号）第45条（公安委員会の交通規制）によるもの
- b 道路交通法第4条（道路標識等の設置等）によるもの
- c 災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通規制に係る表示の様式等）第1項によるもの

(イ) 規制条件の表示

規制標識には、次の事項を明示する。

- a 禁止又は制限の対象
- b 区間又は区域
- c 期間
- d 理由

この場合には、迂回路を明示して、一般通行車両の協力を求める。

オ 緊急通行車両確認証明及び標章

(ア) 緊急通行車両としての要件

- a 道路交通法第39条の緊急自動車
- b 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両であって、知事又は公安委員会の確認に係る標章及び証明書が提示されたもの

(イ) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出を実施し、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて緊急通行車両事前届出済証を交付する。

なお、事前届出に関する手続きの詳細については、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」による。

(ウ) 緊急通行車両の確認

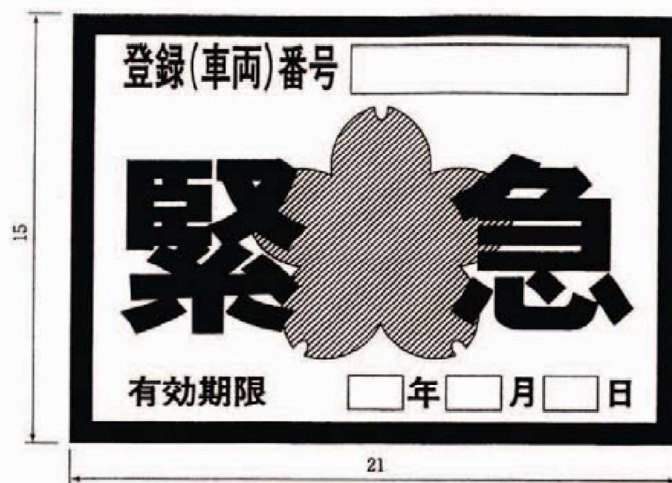
緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行う。

特に津波災害の場合は、輸送路の混乱により生活必需物資の不足が生じ、物資の緊急輸送が必要とされるので、物資輸送の緊急性の判断は、交通規制との関連において県災害対策本具と公安委員会の協議によって行う。

また、災害時に他県へ又は他県から緊急に物資を輸送しようとする緊急通行車両の確認については、輸送先の県警察本部及び県災害対策本部とも連絡を取り処置する。

なお、県災害対策本部の緊急通行車両確認証明事務は、警察の「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領」に準じて取り扱う。この場合、規制現場の警察が緊急通行車両であることを容易に判断することができるための措置として、災害対策基本法施行令第33条に基づき、緊急通行車両に対して、知事又は公安委員会が法定の標章及び確認証明書を交付する。また、警察本部と警察署は、円滑な交付を行うために、標章及び確認証明書の十分な備蓄を行うものとする。標章及び確認証明書は、下記様式のとおりである。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字は赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射確度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

本仕様・・・全部改正〔平成7年8月総令39号〕、旧仕様・・・一部改正し繰下〔平成8年1月総令1号〕

カ 運転者の取るべき措置

- 走行中の車両は、次の要領により行動する。
 - ・できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
 - ・停車後は、ラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動すること。
 - ・車両を置いて避難するときは、路外に停車させること。やむを得ず路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せ停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアのロックをしないこと。
- 避難のために、車両は使用しないこと。

3.3.18 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

担 当 課

危機管理課、市民サービス課、生活環境課

第18節 行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬

1 基本方針

津波災害時において、死亡していると推定される人については、搜索及び収容を行い、死亡者については応急埋葬を実施する。

2 行方不明者及び遺体の搜索

市は、行方不明者及び遺体の搜索を能美警察署、金沢海上保安部及び消防本部、消防団等の協力を得て実施する。また、状況により自衛隊等の協力も得て実施する。

搜索に関しては、関係機関との情報交換、搜索の地域分担等を実施するため調整の場を設ける。

3 遺体の検視（見分）及び処理

市は、遺体の検案、検視（見分）、搬送、遺体安置所の設置、身元確認、遺留品の整理を警察、医師会、歯科医師会、医療機関等の調整を図り実施する。

(1) 遺体の検視（見分）

災害の際の死亡者については、次により検視（見分）を行い、検視調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条（本籍不明者等の死亡の報告）に該当する場合）及び死体見分調書を作成して、当該遺体を遺族又は市長に引き渡す。

ア 警察官にあつては、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）又は死体取扱規則（平成25年国家公安委員会規則第4号）の規定による。

イ 海上保安官にあつては、海上犯罪捜査規範（昭和26年海上保安庁達第4号）又は、海上保安庁死体取扱規則（昭和45年保警-80号）の規定による。

(2) 遺体の処理

市は、医療救護班又は医師の協力により遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理をし、埋葬までの間適切な場所に安置する。

4 遺体の埋葬

市は、身元が判明しない遺体の埋葬を実施する。

また、身元が判明している遺体の埋葬に当たっては、市は火葬許可手続きが速やかに行えるよう配慮する。

(1) 遺体多数の場合の埋葬方法

被災市町から遺体の火葬について応援の要請があった場合、県は、被災市町における遺体の数、各市町の火葬能力及び遺体の輸送体制を確認し、火葬計画を作成の上、近隣市町に対し迅速的確な連絡を行う。

また、災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定に基づき葬祭業協

同組合等に協力を要請する。

遺体多数により県内で火葬しきれない場合は、他の都道府県や国へ応援要請を行う。

(2) 火葬許可書の発行

市は、迅速な対応を行う必要がある場合は、遺体安置所でも火葬許可書を発行する。

(3) 埋葬に関する相談

市は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ遺体安置所等に相談窓口を設置する。

5 安否確認

市は、行方不明者の届出等の受付窓口を明確にするとともに、届出及び受付時の事務手続の要領等を明確にしておく。

行方不明者の届出は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を記録した書面をもって、生活・環境班が受理する。

また、警察と連携を密にし、行方不明者の情報収集・把握に努める。

なお、行方不明者名簿は統一した様式とする。

6 警察の措置

(1) 身元不明者に対する措置

警察は、知事又は市町長と緊密に連携し、県、市の行う身元不明者の措置について協力する。

なお、必要に応じ、医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行う。

また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう県、市、指定公共機関等と密接に連携する。

(2) 遺体の搜索及び収容に対する協力

警察官は、震災時において救助活動と併せて関係機関の行う遺体及び行方不明者の搜索、又は遺体の搬送、収容活動等を関係機関と協力して行う。

7 海上保安部の措置

(1) 震災、津波により県周辺海域に身元不明者が漂流する事態が発生した場合には、所属巡視船艇等により搜索を実施する。

(2) 収容した遺体は、知事又は市長と連絡を密にして、家族又は市長に引き渡す。

8 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

9 記録簿

市は、行方不明者、遺体の搜索、処理及び埋葬を行ったときは、次の書類、帳簿を整備保存しておく。

- ・行方不明者名簿
- ・遺体処理台帳
- ・埋葬者名簿

3.3.19 危険物の応急対策

担 当 課	危機管理課、消防本部
-------	------------

第19節 危険物の応急対策

1 基本方針

危険物施設等が被災した場合、迅速かつ的確な情報を把握し、被害の拡大防止や火災、中毒などの二次災害を防止し、市民の安全確保に努めるとともに、早期復旧に努める。

2 火薬類

(1) 応急措置	ア 火薬庫が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造を行わない。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧するものとし、県等の監督機関の検査を受ける。

3 高圧ガス

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 製造、販売、貯蔵、消費又は廃棄中に被災した場合は、被災状況を調査し、安全を確認するまで製造等を行わない。 エ 販売業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は、法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、安全が確認された場合は早期に供給を図る。

4 石油類等

(1) 応急措置	ア 施設設備が被災した場合は、使用を即時一時停止し、直ちに安全確認を実施するなど必要な措置を講ずる。 イ 運搬中に被災した場合は、必要な措置を講じ、警察等の指示に従う。 ウ 販売、貯蔵、消費又は廃棄についても被害状況を調査し、安全を確認するまで実施しない。 エ 販売事業者等は、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
(2) 応急復旧	ア 施設設備は、法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、消防本部、署等の監督機関の検査を受ける。 イ 販売事業者等は、使用者の施設設備の安全確認の実施、又は実施の協力をし、安全が確認された場合は早期に供給を図る。

5 毒物劇物

応急措置	ア 県は、毒物劇物の性状等の情報収集と毒物劇物営業者等に対する監視指導の徹底を図る。 イ 保管庫等が被災した場合、営業者等は、使用を即時一時停止し、必要に応じ盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 ウ 運搬中に被災した場合、営業者等は、必要な措置を講じ、県及び警察等の指示に従い、盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、県等の監督機関の検査を受ける。
------	--

6 放射性物質

(1) 応急措置	ア 保管庫等が被災した場合は、使用を即時一時停止し、必要に応じて盗難等の予防のため見張人を立てるとともに、直ちに安全確認を実施する。 イ 運搬中に被災した場合、必要な措置を講じ、国及び県等の指示に従う。
(2) 応急復旧	盗難等の防止を図るとともに、施設設備は法令に定める基準に適合するよう早期に復旧し、安全に万全を期す。

7 応急復旧の活動体制の確立

- (1) 施設関係者は、日頃から職員の非常配備体制を確立する。
- (2) 応急復旧活動のための緊急用資機材については、備蓄に努める。

3.3.20 ライフライン施設の応急対策

担 当 課	危機管理課、上下水道課
-------	-------------

第20節 ライフライン施設の応急対策

1 基本方針

電力施設、通信施設、上・下水道施設のライフライン施設は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるおそれがある。

このため市は、これらの施設管理者及び関係機関と綿密な連携をとり、発災後直ちに、専門技術をもつ人材を活用して、緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

また、市は、県と連携しながら情報収集で得た航空写真・画像等について、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

さらに、国が開催する現地作業調整会議において、実動部隊の詳細な調整を行い、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図る。

2 電力施設

北陸電力株式会社小松支店及び北陸電力送配電株式会社石川支社は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により電力の供給確保に努める。

電気事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や市に協力を要請するものとする。

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて市及び防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した官公庁や避難所など重要施設が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。また、県は、国及び電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努める。

復旧に当たっては防災基幹施設（災害対策本部、医療施設、避難所、警察、消防等）を最優先とする。

なお、応急復旧の詳細は北陸電力株式会社及び北陸電力送配電株式会社防災業務計画による。

3 通信施設

西日本電信電話株式会社北陸支店（以下、NTT西日本）は、必要に応じて災害対策本部を設置し、被害状況を迅速かつ的確に把握し、事故の拡大を防止するとともに、応急復旧工事により通信の確保に努める。

また、通信事業者は応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国を通じて非常対策本部や市に協力を要請するものとする。なお、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

被害状況の把握や復旧体制への協力のため、必要に応じて市及び防災機関へ要員を派遣して連携の緊密化を図る。

復旧に当たっては防災基幹施設（災害対策本部、医療施設、避難所、警察、消防等）を最優先とする。

なお、応急復旧の詳細はN T T西日本防災業務計画による。

4 上水道施設

市（水道事業者）は、災害発生に際し、当該供給施設を防護し、被災地に対する飲料水を確保するために、防災に関する計画に定めるところにより、施設の保全又は災害応急復旧を実施する。しかし、津波被害の場合は、管路被害のみならず、供給点被害、水質汚染などのおそれもあるため、給水前に、応急復旧前に、浸水区域の供給点・管路の水質検査を住民に行うよう努める。

また、応急復旧方法は、市指定業者をして災害復旧に要する資機材の確保を図り、発注と同時にこれをして対策に専従させるとともに、漏水及び浸水等の二次災害の防止に努める。

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急給水活動

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり上下水道課職員の指導のもとに一般職員でも活動できるため、適正な配置に努める。

(3) 資機材の整備

ろ水器、給水タンク、ポリ容器、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）、水質検査用器具（残留塩素計、PH計等）の資機材を平素から整備しておく。

(4) 配水施設の復旧

取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。復旧時間に長時間を要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの導水等により、送、配水施設の復旧にともなう給水量の増加に対処する。

(5) 管路の応急復旧

管路の応急復旧は、基幹幹線、配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統の管網からの給水を図る等順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧を進める。

(6) 広報活動

災害発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、応急給水時、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

5 下水道施設

(1) 動員体制の確立

災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 情報の収集、伝達

正確な被害等の情報を迅速に収集、伝達し、応急対策を効率よく実施する。

(3) 被災状況の調査

人的被害につながる緊急性の高い施設から、緊急点検、緊急調査、先遣調査などの被災状況に

より緊急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握する。

(4) 応急措置

管路施設や処理場及びポンプ場施設などに必要な緊急措置をとるとともに、浸水・地震等の二次被害の防止に努める。

また、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

(5) 災害復旧用資機材の確保

下水道施設の被害に対して、迅速に応急措置活動を実施するため、各施設に緊急用資機材の確保に努める。

(6) 応急復旧

被災状況を調査し、仮配管等による応急復旧やバキュー車の対応により広域的な応援体制の確保に努めるとともに、衛生管理に十分配慮して復旧する。

(7) 広報活動

地震発生後の時間的経過をふまえて、発生直後、復旧作業中及び復旧完了時において状況に応じた広報活動を行う。

(8) 応援体制

被害が甚大で応援が必要な場合は、次による。

- 「下水道事業における災害時支援に関するルール（平成8年1月）」
- 「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール（平成20年7月15日）」
- 「石川県下水道等災害時における相互支援ルール（平成9年4月）」

6 LPガス供給設備等

(1) 被害状況の把握

LPガス取扱事業者及び関係機関は緊急連絡体制により、被害状況の把握に努める。

(2) 調査点検

LPガス販売事業所は、販売施設（容器置場）を巡回してガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、関係機関への通報に努め、応援依頼等の連絡を行う。

(3) 供給設備及び消費設備

LPガス販売事業所は、販売先消費者の供給設備及び消費設備について速やかに被害状況調査の把握に努め、火災、ガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

(4) 広報活動

LPガス販売事業所は、二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行う。

(5) 協力体制の整備

(社)石川県エルピーガス協会は、災害時における緊急用燃料の供給に関する協定に基づき、各支会のとりまとめ、LPガス販売事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対処できる協力体制の整備に努める。

3.3.21 公共土木施設等の応急対策

担 当 課

土木課、まち整備課、上下水道課、農林課、各課

第21節 公共土木施設等の応急対策

1 基本方針

道路、海岸、河川、放送施設、鉄道等の公共土木施設等及び行政、警察、消防等の公共建築物等は、津波により被害を受けた場合、大きな混乱を招くほか、各種の応急対策上大きな障害となるので、市は、これらの施設管理者及び関係機関と密接な連携をとり応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

2 道路施設

(1) 応急措置

道路管理者は、被災した道路の橋梁、トンネル、法面、路面等について被害状況を迅速に調査、把握し、緊急時の道路交通の確保を図るため、車両の通行制限あるいは禁止の措置及び迂回路の選定等の対策を講じ、住民の安全の確保に努める。

(2) 応急復旧

被災した道路等が、食料、物資、復旧資材の運搬等に重要な緊急輸送道路ネットワーク等の路線で緊急に交通を確保しなければならないものについては、応急工事を施工する。

また、必要に応じて無人建設機械の導入・活用を図り、安全かつ迅速な応急復旧に努める。

(3) 道路交通に支障となる物件

道路管理者は、緊急に交通を確保しなければならない道路に通行の支障となる物件がある場合は、必要に応じて警察官の立会を求め、直ちに撤去する。(本章第25節「障害物の除去」参照)

3 海岸、河川等

(1) 応急措置

ア 市等は、地震を感じたら津波被害を防止するため、安全な場所から海面の監視を実施するとともに、放送機関による津波情報を視聴するなどの自衛措置をとる。

イ 市及び海上保安部は、津波警報・注意報の伝達を受けた場合、能美市地域防災計画等に定めるところにより速やかに関係機関、船舶等に伝達し、避難の措置等の広報を行う。

ウ 水防計画等に基づき、市等の水防管理者は、施設管理者等と協力し、河川堤防等の河川管理施設、海岸保全施設、砂防施設等の水域施設、外郭施設、係留施設等の巡視を行い、危険箇所の点検等を行う。

(2) 応急復旧

ア 河川、海岸、砂防の施設管理者は、被害の状況により、降雨等による水害・土砂災害等、及び高潮、波浪、潮位の変化による浸水に備え、二次災害防止の措置を行う。

イ 港湾等施設の管理者及び海上保安部等は、次の応急対策を実施するとともに、必要に応じて航行規制等の処置をとる。

(ア) 港内等における航路標識の復旧、水路の検測・啓開等の実施

(イ) 緊急海上輸送の支援

また、必要に応じて（一社）小松能美建設業協会及び（一社）石川県建設業協会の協力を得る。

4 放送施設

(1) 応急措置

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、放送機器の障害等により放送が不可能となった場合、直ちに機器の応急仮設等必要な措置を講じ、放送の継続に努める。

(2) 応急復旧

テレビ、ラジオ等の放送事業者は、被災した設備、施設等について設備変更などにより復旧対策を講じ、速やかに応急復旧を図る。

5 鉄道施設

鉄道事業者は、次の措置を講ずる。

(1) 応急措置

ア 乗客に地震情報等を正確に伝達し、運行停止などの規制や乗客の的確な避難誘導及び適切な救護活動等、乗客等の安全確保を図る。

イ 不通区間が生じた場合は、列車の運行状況を広報するとともに、バス等の代替輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧

ア 被災状況を調査し、安全を確認した後、運転を再開する。

イ 被災した鉄道施設等については、迅速な応急復旧を実施する。復旧状況については広報する。

6 公園、緑地施設

(1) 応急措置

公園管理者等は、災害が発生したときは、施設の点検、応急措置を行い、二次災害の防止に努める。

(2) 応急復旧

避難地、避難路となる公園、緑道等においては、救援避難活動が円滑に実施できるよう速やかに応急復旧を行う。

7 農地、農業用施設等

(1) 応急措置

水路、ため池等の農業用施設等が被災した場合は、その施設管理者は、被災状況に応じて必要な措置を講じ、二次災害の防止を図るとともに、必要に応じて住民に広報する。

(2) 応急復旧

農業用施設等の被害状況を調査し、速やかに応急復旧を行う。

また、必要に応じて協定により（一社）石川県土地改良建設協会、石川県森林土木協会の協力を

得る。

8 公共建築物等

市は、避難誘導、情報伝達及び救助等の防災業務の中心となる公共建築物等や、災害時の緊急救護所、被災者の避難施設等となる学校、社会福祉施設等の公共建築物等について、被災建築物応急危険度判定を活用して二次災害の防止に努めるほか、応急措置を講ずるとともに、早期の復旧に努める。

3.3.22 給水活動

担 当 課

上下水道課

第22節 給水活動

1 基本方針

津波災害により水道施設が断水し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができなくなったときは、県、自衛隊及び関係機関に応援を求め、速やかに応急給水を実施する。

2 給水対策本部の設置、運営

市（水道事業者）は、必要な対策を迅速かつ効果的に実施するため、災害対策本部に上下水道班を組織し、県及び（一社）日本水道協会石川県支部と密接な連携を保ちつつ、情報収集及び連絡並びに応急給水等の活動を実施する。

また、必要に応じて被災者に対して、飲料水の確保状況等の情報を提供する。

(1) 動員及び給水用資機材の確保

ア 動員計画に基づき作業者や技術者を速やかに動員配置する。

イ 給水車、ポリタンク等給水用資機材を配備する。

ウ 水道工事等関係業者に復旧及び応急給水に必要な人員及び資機材の協力要請を行う。

エ 動員及び資機材が不足する場合は、県に要請し応援を求める。

(2) 情報の収集及び連絡

応急給水に関する情報連絡については、広報車、防災行政無線等を活用し、正確かつ迅速に収集する。

石 川 県 支 部 事 務 局 連 絡 先		
金 沢 市 企 業 局	〒920-0031 金沢市広岡三丁目 3-30	TEL 076-220-2611 FAX 076-220-2679

3 応急給水活動

円滑に応急給水するため、市（水道事業者）及び自主防災組織は、それぞれ次の役割と責任をもって給水活動を実施する。

(1) 市（水道事業者）

ア 飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、応急給水を行う。

- 初期の応急給水活動は、小中学校などの指定避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等を中心に行う。
- 以後、応援体制を整え次第、順次公園や集会場所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。
- 拠点への給水は、給水車による運搬給水を主体に給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。

イ 応急給水目標の目安

災害発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法
災害発生から3日まで (生命維持に必要な水量)	3リットル／人・日	おおむね 1km	耐震性貯水槽、 タンク車
災害発生から10日まで (更に炊事、洗濯等に必要な 水量)	20リットル／人・日	おおむね 250m	配水幹線付近の 仮設給水栓
災害発生から21日まで (更に最小限の浴用、洗濯等 に必要な水量)	100リットル／人・日	おおむね 100m	配水支線上の 仮設給水栓
災害発生から28日まで (通常の給水量の供給)	約250リットル／人・日	おおむね 10m	仮配管からの 各戸共用栓

ウ 市内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して県に調達を要請する。

なお、要請に際しては、災害対策本部内に設置する上下水道班が担当窓口となり、情報の一元化を図る。

- ☐ 給水に必要とする人員数
- ☐ 給水を必要とする期間及び給水量
- ☐ 給水する場所
- ☐ 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量

(2) 自主防災組織

ア 災害発生後、仮設共同栓が設置されるまでの間は、市の応急給水と併せ井戸水、湧き水及び防火水槽の水等により、飲料水の確保に努める。この場合、薬剤による消毒や煮沸するなど、衛生上の注意を払う。

イ 飲料水の運搬配分など、市の実施する応急給水に協力する。

4 施設の応急復旧活動

(1) 被害施設を早急に復旧するため、住民からの情報や職員による施設巡回により、速やかに施設の損壊状況及び漏水箇所等を把握する。

ア 貯水、取水、導水、浄水、配水施設及び給水所等の被害状況は、各施設ごとに把握する。

イ 管路等については、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況などの把握に努める。

特に、主要送配水管路、配水地、河川や鉄道等の横断箇所及び緊急度の高い医療施設、変電所並びに福祉関係施設等に至る管路等については、優先的に点検する。

(2) 早急に給水区域の拡大を図るため、配水調整等によって断水区域をできるだけ最小限にし、復旧の優先順位を設けるなど施設応急復旧計画を策定し、効率的な復旧作業を進める。

なお、下水道施設も被災している場合は、上水道及び下水道の各機関の連携により、給排水ができるだけ同時期に復旧するよう努める。

(3) 復旧に必要な資材は、事前に確保しているものを使用するほか、不足する場合は、指定している水道工事等関係業者に協力を要請し調達する。

- (4) 市独自で施設応急復旧を実施することが困難なときは、次の事項を示して県にあつせんの要請を行う。

- 応急復旧作業に必要とする人員数
- 応急復旧作業に必要とする期間
- 応急復旧作業場所
- 応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量

- (5) 被災箇所復旧までの間、二次災害発生のおそれのある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次による応急措置を行う。

- 取水施設及び導水施設に亀裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水、導水の停止又は減量を行う。
- 漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と判断される箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。
- 倒壊家屋や焼失家屋等漏水箇所が不明な場合は、仕切弁により閉栓する。

5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

6 記録等

飲料水の供給を行ったときは、次の書類、帳簿等を整理保存する。

- ・給水実施記録簿

3.3.23 食料の供給

担 当 課

財政課、管財課、会計課、監査委員事務局、農林課、教育総務課、学校支援課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課、税務債権課、福祉課

第23節 食料の供給

1 基本方針

市は、被災者及び災害応急対策現地従事者等に対して、食料を調達し、炊出し等で給食の供給を実施する。なおこの際、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。

2 実施体制

市は、被災者及び災害応急対策事業現地従事者等に対し、必要に応じて食料の確保状況等の情報を提供するとともに、炊出し等で給食の供給を実施する。

なお、実施にあたっては、やむを得ず避難所に滞在することができない車中避難者を含む避難所外避難者に対する食料の配布にも努める。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

市が自ら対応できない場合は、近隣市町及び県の応援を得て実施する。

3 主食等の供給

(1) 米穀の数量等の通知

市は、災害時において炊出し等給食を行う必要があると認めるときは、速やかに災害発生状況又は給食を必要とする事情及び、これに伴う給食に必要な米穀の数量等を県へ報告する。

(2) 災害救助用米穀の引渡し要請

市は、米穀の調達・供給を緊急に行う必要が生じた場合には、その供給及び受入体制について、県及び北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省政策統括官に引き渡し要請を行う。

災害等非常時における政府所有米穀の引渡し要請の連絡先

連絡先	TEL	FAX
農林水産省政策統括官付貿易業務課	03-6744-1354	03-6744-1391

また、市長は、災害救助法が適用され、交通、通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受けることができない場合には、災害救助法適用期間中に緊急に引渡しを受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、直接引渡しを要請する。

(3) 備蓄食料の供出

市は、状況に応じて市が備蓄している食料、飲料水等の備蓄品について供出し、応急配給に対応する。

(4) おにぎり・パン等の要請

災害の程度により、被災者におにぎり、パン等の配給が必要と認める場合は、直ちに県に供給を要請し、応急配給に利用する。

(5) 副食及び調味料の確保

副食及び調味料については、市が直接調達する。ただし、市において調達が困難な場合は県に要請し調達する。

また、食料等の調達、供給にあたり、要配慮者への配慮及び食料への質の確保のため、以下に留意する。

ア 避難者の健康障害を防ぐため、できるだけ早期にたんぱく質等不足しがちな栄養素等の確保を図るとともに、要配慮者に対しては、食事形態にも配慮する。

イ 自衛隊の給食支援の他、ボランティア等による炊出し、特定給食施設等の利用、事業者の活用等による多様な供給方法の確保に努める。

ウ 支援物資や食料等の調達、保管・管理、配分については、避難所に必要な食糧等の過不足を把握し調整する。

4 炊出し等の方法

炊出し等は市職員、自主防災組織、町会・町内会及びボランティア団体等が協働で、給食施設等既存の施設を利用して次の要領により行う。

- (1) 炊出し現場には責任者を配置し、責任者はその実態に関し指揮するとともに、炊出しの状況、場所数及び場所別給食人員（朝、昼、夕に区分）等を県へ報告する。
- (2) 被災の状況を十分考慮し、災害発生当初はアルファ米、乾パン及び米飯の炊出しを原則とし、必要に応じて、漬物、缶詰の副食等を供給する。
- (3) 市が直接炊出しすることが困難な場合で、米飯提供者等に注文することが、実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示して米穀提供者等から購入し、配給する。
- (4) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、保育園、社寺等の施設を利用するが、これが得難い場合は衛生面を考慮して選定する。

5 応援等の手続

炊出し等食品の給与ができないとき、又は物資の確保ができないときは、次により応援要請をする。

- (1) 本部長は、必要があると認めたときは、県に要請する。ただし、緊急を要するときは直接隣接市町に応援を要請する。
- (2) 応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア 炊出しの実態

- ・所要食数（人数）
- ・炊出し予定期間
- ・炊出し品送付先
- ・その他

イ 物資の確保

- ・所要物資の種別、数量
- ・物資の送付先及び期日
- ・その他

6 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

7 食品衛生

炊出しに当たっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- ・炊出し施設には飲料に適する水を十分に供給する。
- ・供給人員に応じて必要な器具及び容器を確保し備え付ける。
- ・炊出し場所には、皿洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。
- ・供給食品には、衛生管理に十分留意する。
- ・使用原料は、信用のある業者から仕入れ、保管に留意する。

8 記録等

炊出しを実施したときは、炊出し実施簿等必要な関係帳簿類を整備保存しておく。

- ・炊き出し実施記録簿
- ・食料配給物品受領簿

3.3.24 生活必需品の供給

担 当 課

財政課、管財課、会計課、監査委員事務局、教育総務課、学校支援課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課、税務債権課

第24節 生活必需品の供給

1 基本方針

市は、被災者に対し衣料、燃料等の生活必需品を調達し供給を実施する。

2 実施体制

市長は、被災者に対し衣料、生活必需品等物資の供給を行う。

ただし、市で対応できないときは、県及び近隣市町、その他関係機関等の応援を得て実施する。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 実施対象者

地震・津波により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、又は生活上必要な家財等を喪失あるいはき損し、日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

4 生活必需品等の確保

(1) 必要量の把握

ア 市は平時から、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うほか、被害に対応した必要物資を迅速に供給するよう、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、必要な品目ごとに必要量を把握するとともに、調達、確保先との連絡方法、輸送手段、輸送先（場所）について明確にし、確保する。

イ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(2) 情報の提供

市は、必要に応じて被災者に対し、確保状況等の情報を提供する。

5 物資の輸送（配送）拠点の確保と運営

(1) 市は、緊急輸送道路ネットワーク等との接続に優れ、運営管理ができる施設の配置等を考慮して決定する。なお、災害の規模や被災地域の広域性により、規模や設置箇所数を決定する。

(2) 市は、あらかじめ物資調達・輸送調整等支援システムに登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するな

ど、速やかな物資支援のための準備に努める。

- (3) 県は広域物資輸送拠点を、市は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、その周知徹底を図る。
- (4) 市及び防災関係機関は、避難所と物資輸送拠点の情報連絡手段の確保及び輸送体制を確保する。

6 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

7 記録等

生活必需品の供給に当たっては、次のような関係帳簿類を整備保存しておく。

- ・ 救援物資受払簿

3.3.25 障害物の除去

担 当 課	土木課、農林課
-------	---------

第25節 障害物の除去

1 基本方針

地震、津波災害に際して、救助・救急、医療救護、消火活動等を迅速に実施するため、障害となる全半壊家屋及び土砂、立木等を除去し、緊急輸送道路ネットワーク等の確保を図る。

2 実施体制

(1) 道路、河川等の管理者

市が協力して、障害物を除去する。

(2) 市長

被災者の日常生活の確保を図るため、道路、河川等の障害物の除去に努めるとともに、各施設管理者にその状況を報告する。

3 障害物除去の実施基準

災害時における障害物除去は、おおむね次の場合に実施する。

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とするとき。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とするとき。
- (3) 応急対策要員や必要物資の輸送路確保のため除去を必要とするとき。
- (4) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とするとき。
- (5) その他公共的立場から除去を必要とするとき。

4 障害物除去計画の作成

市は、道路、河川等の各施設管理者と連携をとりながら、処理に係る方針や基準を連絡、調整し、各所管施設における障害物の種類又は量を調査させるとともに、処理期間を考慮した計画を作成させる。

5 障害物除去の方法

- (1) 各施設管理者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに除去作業を実施する。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮して事後に支障の起こらないよう配慮して行う。

6 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、おおむね次の場所に廃棄又は保管するよう考慮する。

- (1) 廃棄は、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

- (2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (3) 船舶航行の障害にならないような場所

7 湛水、堆積土砂、その他障害物件の排除措置

(1) 湛水排除

道路、宅地、及び農地の広範囲にわたる湛水は、市又は関係土地改良区が排除する。災害の規模が大きく、当該関係者だけでは処理し得ない場合は、県に応援を求める。

(2) 堆積土砂

道路、農地等の堆積土砂の除去は、各施設管理者が行う。

宅地の土砂除去は、市の指定する場所まで搬出し、集積された土砂は、市が運搬破棄する。

(3) その他

立木等の障害物件の除去は、(2)に準じて行う。

8 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

9 粉塵等公害防止対策

障害物の除去の過程において、市は生活環境への影響や保健衛生の面から粉塵、有害物質が発生した場合は、発生源、発生物質、発生量（濃度等）を調査し、公害防止対策を実施する。

10 障害物除去に関する応援、協力

市のみで対応できないときは、県及び隣接市町に協力を要請する。

11 記録等

障害物除去を実施したときは、次に示すような関係帳簿類を整理保存しておく。

- ・障害物除去台帳

3.3.26 輸送手段の確保

担 当 課	危機管理課、土木課、能美警察署
-------	-----------------

第26節 輸送手段の確保

1 基本方針

大津波が発生した場合、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、多くの被害が生じることが予想される。

このため、市及び防災関係機関は、必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員する。また、輸送関係機関等の保有する車両等を調達するほか、近隣市町及び他の都道府県等の広域応援による緊急輸送体制の確保に努める。

なお、市では、人員、物資等の受け入れ体制についてあらかじめ計画を定めておく。

2 輸送の対象

緊急輸送の対象は次のとおりとする。

また、緊急輸送に当たっては、知事又は公安委員会の発行する標章及び証明書の交付を受けて掲示又は携行させる。標章の様式は、本章第17節「災害警備及び交通規制」による。

- (1) 被災者
- (2) 食料、飲料水
- (3) 救援用物資
- (4) 災害対策要員
- (5) 災害応急対策用資機材
- (6) その他必要な物資等

3 実施機関

災害応急対策を実施する機関の長が行う。

4 要員、物資輸送車両等の確保

(1) 鉄道輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救助物資等の緊急輸送は、鉄道輸送による場合は、鉄道事業者の関係路線を通じて実施する。

鉄道事業者は、それぞれ災害応急対策責任者の求めに応じて緊急輸送業務を行う。

緊急輸送業務は、一般客貨の輸送に優先して行う。このため、鉄道事業者は、必要に応じて列車の特別列車又は迂回運転など、緊急輸送の円滑な実施のため、臨機の措置を講ずる。

緊急輸送の要請が多数競合して調整困難となったときは、鉄道事業者は、石川県防災会議又はその指定する機関と協議して、県内の災害応急対策が最も円滑に実施されるよう配慮する。

(2) 陸路輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材、救護物資等の輸送を自動車等により行う場合は、それぞ

れ災害応急対策責任者が所属の自動車等で陸路輸送を実施する。

災害応急対策責任者所属の自動車のみで十分な輸送が確保できないときは、自動車運送業者等との契約により、あるいは車両の借上げによって緊急輸送を実施する。

この場合において、契約した自動車運送業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

緊急輸送に従事する車両の円滑な運行を確保するため必要がある場合は、公安委員会が道路区間を指定して一般車両の通行を禁止し、又は制限するほか、能美警察署長が臨時交通規制を行う。

緊急輸送に従事する車両であることの確認は、知事又は公安委員会が行い、所定の標章及び証明書を交付する。

(3) 海上輸送

災害対策要員や救助物資、復旧資材等の輸送を船舶等により緊急輸送を行う場合は、それぞれの災害応急対策責任者が船舶等の所有者との契約又は船舶の借上げによって海路による緊急輸送を実施する。この場合において、契約業者は、一般客貨の輸送に優先して緊急輸送業務を行う。

(4) 航空輸送

市長は、交通途絶のため孤立した地域の救援等のため必要があると認めた場合は、知事宛に航空輸送の派遣要請を行う。これを受けて、県消防防災ヘリコプターを活用するほか、知事は自衛隊及び海上保安部に対して、下記のア～エまでを明らかにし、航空機の派遣要請を行う。

ア 派遣を必要とする理由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を必要とする場所、資機材

エ その他必要な事項

(5) 人力等による輸送

車両、船舶等による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送する。

5 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

6 記録等

車両、船舶の借上げ、物資及び人員を輸送したときは、次に示す関係帳簿類を整理保存しておく。

- ・輸送記録簿
- ・輸送用燃料受払簿

3.3.27 こころのケア活動

担 当 課

福祉課、健康推進課、保険年金課、いきいき共生課

第27節 こころのケア活動

1 基本方針

災害直後の精神科医療を確立するとともに、津波により、精神的ショックを受けた住民や避難所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の児童、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対して、精神相談等の精神保健対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

2 実施体制

- (1) 市は、必要に応じて避難所に精神保健医療救護所を設置する。
- (2) 県が実施する精神保健医療対策の実施及び精神保健医療活動拠点の設置について、円滑に実施できるよう協力する。

3 精神保健医療活動

精神保健医療活動は、福祉班、医療救護班が南加賀保健福祉センターの協力を得て実施する。

- (1) 災害直後に既存の精神保健医療機関が対応できない場合、必要に応じて南加賀保健福祉センターあるいは市健康福祉センターに「精神保健医療救護所」を設置する。
- (2) 精神保健医療救護所を設置しない場合にも、南加賀保健福祉センターが精神保健医療活動に協力する診療協力医療機関を確保する。
- (3) 南加賀保健福祉センターは、被災精神障害者の継続的医療の確保と精神疾患の急発・急変への救急対応を行う。
- (4) 福祉班、医療救護班及び児童・障害者班は積極的に避難所を訪問し、被災者の心のケア活動を行う。

ア 被災児童に対する精神相談の実施

災害により精神的に不安になっている児童に対して、必要に応じて児童相談所の心理判定員や保育士と協力し、精神相談や遊び等を通じて児童の精神の安定化を図るとともに、その親に対する指導を行う。

イ 被災高齢者に対する精神相談の実施

高齢者は、被災後強度の不安から混乱を招いたり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の中での助け合いのある支援体制を整備する。

4 精神保健医療活動情報

市は、県が発信する被災地の精神保健活動状況に応じて、活動方針の検討を行う。

3.3.28 防疫、保健衛生活動

担 当 課

健康推進課、生活環境課

第28節 防疫、保健衛生活動

1 基本方針

津波災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。また、津波汚泥の堆積や水産加工施設から発生する災害廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうる。

このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所等の消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を的確かつ迅速に行う。

2 実施体制

- (1) 市は、医療救護班（衛生技術者、事務職員）を編成する。

医療救護班は、生活環境班と協力して、避難所及び被災家屋の清潔、消毒、そ族、昆虫の駆除、飲料水の消毒を実施する。

感染症患者を発見した場合は、隔離措置を実施し、防疫活動の状況を報告し、必要に応じて、県に協力を要請する。

- (2) 市は、防疫活動の状況を県に報告する。

- (3) 防疫活動の実施に当たって、被害が甚大で自ら対応できないと認められるときは、県に協力を要請する。

- (4) 市は、県（南加賀保健福祉センター）の協力を得て防疫・保健活動を実施する。

- (5) 避難生活が長引く場合、市は、入浴施設の確保、寝具の乾燥等、被災者の生活環境の衛生対策を実施する。

3 避難所の防疫措置

避難所は設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者が入所するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となるおそれがあるので、県の指導・調整のもとに必要な防疫活動を実施する。

- (1) 避難所内の清潔、消毒

避難所に手洗い消毒液を配置するとともに、トイレ（常設・仮設）の消毒を行う。

4 被災地域の防疫措置

災害による衛生悪化により感染症の発生が予想される。

被災箇所では、衛生環境を維持できないことから、以下のような防疫措置を実施する。

(1) 衛生管理及び消毒方法

ア 衛生管理

道路、用排水路、公園等の公共の場所を中心に実施する。

イ 消毒方法

災害の状況により伝染病の発生が予想されるときは、南加賀保健福祉センターと協議し、迅速に消毒活動を実施する。

(ア) 浸水家屋、下水その他の消毒

(イ) 避難所の便所その他の消毒

(ウ) 伝染病患者家屋の消毒

(エ) 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除

(オ) 井戸の消毒

(カ) 実施回数は原則として床上浸水地域にあつては3回、床下浸水地域にあつては2回とする。

(キ) 床上浸水地域に対しては、被災の直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等を配布して床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒及び生野菜の消毒を指導する。

(2) そ族、昆虫駆除

ア 市が地域を定めて消毒を実施する。

イ 昆虫等の駆除を実施する場合は、家屋内においてはなるべく残留効果のあるダイアジノン、DDVP、バイテックス等の単品又は混合油剤を、戸外及び汚物の堆積地帯に対しては、殺虫殺蛆効果のあるフェトロチオン、DDVP、バイテックス等の単品又は混合乳剤等を使用する。便所等に使用する殺蛆剤としてダイアジノン、ジクロールボス等を用いる。

5 防疫用資材の備蓄、調達

市は防疫用資材の備蓄に努める。

防疫活動によつての防疫用資材が不足するときは、卸売者等から調達するほか、県に対して調達を要請する。

(1) 防疫用資材の内容

10%塩化ベンザルコニウム（逆性石けん）、消毒用アルコール、次亜塩素酸ナトリウム等の消毒液、消毒用噴霧器等

6 感染症患者発生時の対応

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する感染症患者の発生時は、県の定めに準じて実施する。

7 患者等に対する処置

(1) 被災地域において、感染症患者若しくは保菌者が発生したときは、直ちに県に連絡するとともに隔離収容の処置をとる。感染症院又は隔離病舎に収容することが困難な場合は、適当な場所に臨時の隔離収容所を設けて収容する。

(2) やむを得ない理由によつて隔離施設への収容処置をとることができない保菌者に対して自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導し、必要あるときは治療を行う。

8 家庭動物の保護対策

(1) 避難所における家庭動物の適正な飼育

市は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行した家庭動物に関し、飼養者に適正飼育及び動物由来感染症等の予防の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

(2) 家庭動物の保護

市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いの家庭動物の保護、その他必要な措置を講ずる。

また、広域的な観点から避難所での家庭動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。

9 特定動物の逸走対策

市は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

10 記録等

防疫活動等を実施した場合は、次に示す関係帳簿類を整理保存しておく。

- ・臨時予防接種実施記録簿
- ・防疫活動状況報告書
- ・伝染病等患者台帳

3.3.29 ボランティア活動の支援

担 当 課	福祉課、社会福祉協議会、各課
-------	----------------

第29節 ボランティア活動の支援

1 基本方針

大津波が発生したときは、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、市は、防災関係機関、関係団体と連携を図りながら、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握やボランティアの募集及び受入に努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保など、ボランティアの活動が円滑に図られるよう支援に努める。

2 ボランティアの受け入れ

(1) ボランティア本部の設置

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、被害の規模、被災地の状況等に対応した、適切なボランティアの配置、安全の確保及び効果的な活動ができるように、ボランティア受け入れのための総合調整を行う災害対策ボランティア本部（以下「ボランティア本部」という。）を設置する。

ボランティア本部が設置されたときは、市及び社会福祉協議会は、ボランティア活動に対する支援及び調整窓口として災害対策ボランティア現地本部（以下「ボランティア現地本部」という。）を能美市社会福祉協議会に設置する。

(2) ボランティアとの連携・協働

ボランティア本部及びボランティア現地本部が設置されたときは、県及び市町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、市は災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

(3) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティア現地本部が設置されたときは、市は、県及び日本赤十字社と調整してボランティアコーディネーターを配置する。

3 ボランティア現地本部の機能

(1) 状況把握、状況報告

現地災害対策本部及び関係機関、関係団体等との連携により、被災地の状況、救援活動の状況、被災者のニーズの有無などの情報を絶えず把握し、ボランティアに対して的確に情報を提供するとともに、ボランティア本部にその状況を報告する。

(2) ボランティアの受入れ

ボランティア申出者を受付し、活動地域、活動内容、活動日数、資格、ボランティア活動保険加入の有無等を確認するとともに、活動者リストを作成し、ボランティア本部に報告する。

また、市及び社会福祉協議会は連携し、バスの活用や受付窓口の一元化により現地の受入れが円滑に行われるように努める。

(3) ボランティア派遣依頼の受付及び相談

被災者等からのボランティアの派遣依頼の受付窓口として、受付や相談に応ずる。

(4) ボランティアのコーディネート

被災者ニーズに対応した、ボランティア活動を展開するためのコーディネートを的確に行う。

その際、県及び日本赤十字社等から派遣された災害ボランティアコーディネーターを活用する。

(5) ボランティア団体との連絡調整

ボランティア団体、行政等との情報交換や連絡調整の場を設け、よりの確な救援活動を確保する。

(6) ボランティアの健康管理・安全対策

ボランティアの健康管理に関して、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに、活動の安全確保のための指導や必要な規制を行う。

4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

市は、庁舎、公民館、学校などの一部をボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出しし、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努める。

5 ボランティアの活動業務

ボランティア活動を当面次の業務に区分し、市及び関係機関とが連携してその効果的な活用を図る。

ア アマチュア無線通信業務

イ 傷病人の応急手当等医療看護業務

ウ 被災宅地の危険度判定業務

エ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転業務

オ 通訳業務

カ その他専門的な技術、知識を要する業務

キ その他の業務

3.3.30 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

担 当 課	生活環境課、上下水道課
-------	-------------

第30節 し尿、生活ごみ、がれき及び産業廃棄物の処理

1 基本方針

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、し尿、生活ごみ（粗大ごみも含む）及びがれき等、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集並びに処分を迅速かつ効率的に実施し、災害地の環境浄化を図る。

2 実施体制

(1) 被災地の清掃

震災時における被災地の清掃は市が行うが、事業所及び工場等から排出される産業廃棄物については、事業者等が市長の指示により実施する。

(2) 県等の応援

ア 被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に連絡して県及び近隣市町の応援を求めて処理を実施する。

イ 市は、「石川県災害廃棄物処理指針（市町災害廃棄物処理計画及び業務マニュアル）」等を参考にあらかじめ災害の規模等による廃棄物の発生量を想定し、その処理対策（下記(ア)～(エ)）を定めておく。

また、近隣市町及び廃棄物関係団体等と災害時の相互協力体制をあらかじめ整備しておく。

- (ア) し尿処理（仮設トイレの必要数と設置に要する人員及び車両台数、し尿収集運搬車両台数と人員、し尿処理受入先）
- (イ) 生活ごみの処理（収集運搬車両台数と人員数、処理受入先）
- (ウ) がれきの処理・処分
- (エ) 応援者の宿泊場所等の確保

3 被災地の把握状況

市は、発災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場）、中継基地等の被害状況 ○ 避難所箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集・処理方法 ○ 生活ごみの発生見込み量及び処理方法 ○ 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法 |
|--|

4 廃棄物の収集、運搬及び処分の方法

(1) 一般廃棄物

市は、現有の人員、機械、運搬車両及び処理施設等を十分活用し、し尿及びごみの収集、運搬及び処分を実施する。

(2) 産業廃棄物

ア 事業主は、現有の人員、機械及び処理施設により、自ら産業廃棄物を処理するほか、又は現有の運搬車両により搬出し、産業廃棄物処理業者の焼却施設あるいは埋立場で処分する。

イ 事業主は、機械、運搬車両及び処理施設を備えていない場合は、能美美化センター又は産業廃棄物処理業者に委託して処分する。

5 震災時における廃棄物の処理目標

(1) 一般廃棄物

市は、災害により生じたし尿、生活ごみ及びがれきの収集運搬及び処分する量については、おおむね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

ア し尿の収集処理量

し尿発生量 $1.34 \text{ t} / \text{人日}$

①避難所からのし尿の発生量＋②断水により水洗トイレが使用できない世帯住民の仮設トイレ利用によるし尿発生量＋③通常時にし尿収集を行っている世帯からのし尿の発生量＝要総処理量

イ 家庭ごみ、粗大ごみの収集処理量

家庭ごみ発生量 $1,012 \text{ g} / \text{人日}$

被災家屋粗大ごみ発生量 $1.54 \text{ t} / \text{棟}$

①避難所からのごみの発生量＋②住民の在宅している世帯からのごみの発生量＋③通常時の粗大ごみの発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみの発生量＝要総処理量

ウ がれきの収集処理量

解体建築物がれき発生量 $0.41 \text{ t} / \text{m}^2$

火事残渣がれき発生量 $60 \text{ t} / \text{棟}$

①解体建築物のがれきの発生量＋②火事残渣のがれきの発生量＝要総処理量

(2) 産業廃棄物

事業者等は、災害時における産業廃棄物を処理するため、機械及び器具機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

6 野外仮設トイレの設置

(1) 仮設トイレ、消毒剤及び脱臭剤等の調達

仮設トイレやその管理に必要な消毒剤及び脱臭剤等は、あらかじめ備蓄に努めるとともに、調達を行う体制を整備しておく。

(2) 避難所等での野外仮設トイレの設置

市は、し尿処理施設の被害状況と稼動見込みを把握して、必要に応じて仮設トイレを避難初頭に設置する。

設置に当たっては、立地条件を考慮して、漏洩等により地下水を汚染しないような場所に設けるとともに、障害者への配慮を行う。また、閉鎖に当たっては、消毒等を実施して避難所の衛生確保を図る。

- (3) 仮設トイレ仮置き場の確保
仮設トイレの設置及び撤去に際しては、組立、解体のためのオープンスペースを確保する。
- (4) 女性専用トイレの設置
避難所における女性への配慮として女性専用トイレを設置する。

7 廃棄物の応急的処理

市は、おおむね次の方法により応急的な廃棄物の処理を行う。

- (1) 分別排出の徹底
災害廃棄物を早期に処理するためには、廃棄物の再生利用を前提に、排出段階での分別が重要である。発生場所から運搬車両に積み込む際には、木くず、プラスチック、家電製品、有害物質（廃石綿、PCBが含まれるトランス等）、その他の廃棄物などに分別する。
- (2) 生活ごみ及びがれきの仮置き場並びに最終処分ルート確保
生活ごみ及びがれきが大量に発生した場合は、市街地において交通渋滞の発生も予想されるため、迅速ながれき処理ができるよう、あらかじめ設定したがれき置き場にこれらを一時的に保管する。また、大量のがれきの最終処分までの処理ルートを確保する。なお、家屋の解体により発生するアスベストに対しては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき措置を講ずる。
- (3) 清掃員及び器材の確保
生活ごみ、し尿などの廃棄物の計画的収集、運搬を行うための人員、器材の確保を図る。
- (4) 清掃義務者の協力
土砂その他の障害物の堆積により運搬車両の走行が困難な地域においては、各家庭に対して市の指定する一定の場所まで生活ごみを搬出するよう協力を求める。
- (5) 廃棄物の処分
収集、搬出した生活ごみ及びがれきの処理は、分別搬入や仮置き場における選別をすすめるとともに、がれきについては、破碎・分別を行い、リサイクルに努めるほか、焼却、埋立てなどの方法で行う。し尿の処理は、し尿処理施設で処理するほか、必要に応じて貯留するなどの方法で行う。なお、廃棄物の処理にあたっては、公衆衛生の確保や生活環境の保全に支障のない方法で行う。
- (6) ごみ袋、携帯トイレの確保
ごみ、し尿の収集運搬が不可能な地域に対しては、適当なごみ袋、携帯トイレを配布する。
- (7) 汚染地域の消毒
浸水その他により廃棄物が流出した汚染地域及び応急的汚物堆積場所として使用した場所については、石灰又はクレゾール石鹼液等により消毒を行う。

8 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設が被災した場合は、衛生に十分注意するとともに、廃棄物の流出等を防止して安全確保を図るなど必要な措置を講じ、早期の復旧に努める。

また、廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材は、あらかじめ備蓄しておく。

3.3.31 住宅の応急対策

担 当 課	税務債権課、まち整備課、各課
-------	----------------

第31節 住宅の応急対策

1 基本方針

市は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

なお、市はあらかじめ予想される被害から災害に対する安全性に配慮しつつ、仮設住宅建設戸数と建設候補地を把握する。また、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努めるとともに、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等については、あらかじめ定めていくなど、供給体制を整備する。

また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

2 実施体制

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施（地震災害に伴う場合）

市は、市災害対策本部に災害建築物応急危険度判定実施本部を設置し、「石川県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき被災住宅の応急危険度判定を実施し、使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

また、余震あるいは修理に伴い必要となる応急危険度判定の見直しに対応できる体制の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定の実施

市は、被災宅地危険度判定士の協力を得て、宅地に被災が認められる宅地の使用の適否を判断し、二次災害の防止に努める。

(3) 応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理

応急仮設住宅の建設は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として市長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。

市は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成やこころのケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

(4) 被災者に対する住宅相談所の開設

市は、関係団体の協力を得て住宅相談所を開設し、被災者に対し仮設住宅への入居条件、助成等の支援策の情報を提供し、被災住宅の応急復旧方法等再建に向けた相談・助言を行う。

(5) 市のみでは対応できない場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援や、民間団体の協力を得て実施する。

3 災害救助法による措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

4 応急仮設住宅の建設場所

応急仮設住宅は、飲料水、衛生環境、交通の利便、教育等を勘案のうえ、公有地を優先して選定する。

5 応急仮設住宅入居基準

- (1) 住家が全壊、全焼、流出した世帯であること。
- (2) 居住する仮住家がない世帯であること。
- (3) 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- (4) 災害救助法が適用された場合の基準は、上記のいずれにも該当すること。

6 住宅確保等の種別

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活を営むことができない状態であり、かつ自らの資力では、応急修理をできない世帯については、市又は県が応急修理を実施する。

住宅を失い又は破損し、若しくは土石の侵入その他によって居住することができなくなった被災者に対する住宅の建設、修繕等は、おおむね次の種別及び順位による。

ただし、災害発生直後における住民の対策については、本章第10節「避難誘導」の定めるところによる。

対 策 種 別 及 び 順 位			内 容
住 宅 の 確 保	1 自力確保	(1) 自費建設	被災者世帯の自力（自費）で建設する。
		(2) 既存建物の改造	被災をまぬがれた非住家を自力で改造模様替えをして住居とする。
		(3) 借用	一般民間（親戚等を含む。）の借家、貸間、アパート等を借りる。
	2 既存公営施設入所	(1) 公営住宅入居	既設公営住宅への特別入居
		(2) 社会福祉施設への入居	県、市又は社会福祉法人の経営する老人福祉施設、児童福祉施設への入所要件該当者の優先入所
	3 機構資金融資	・ 災害復興住宅建設補修資金 ・ 一般個人住宅災害特別貸付 ・ 地すべり関連住宅貸付	自費で建設するには、資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構から融資を受けて建設する。
	4 公営住宅建設	(1) 災害公営住宅の整備	大災害発生時に特別の割当を受け、公営住宅を建設する。
		(2) 一般公営住宅の建設	一般公営住宅を建設する。
5 災害救助法による仮設住宅建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）		大災害発生時に特別の割当を受け、仮設住宅を建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）する。	

対 策 種 別 及 び 順 位			内 容
住宅の修繕	1 自費修繕		被災者が自力（自費）で修繕する。
	2 資金融資	(1) 機構資金融資	自費で修繕するには資金が不足する者に対して、住宅金融支援機構が融資（災害復興住宅建設補修資金）して補修する。
		(2) その他公費融資	低所得者世帯に対して、社会福祉協議会、県が融資し、改築又は補修する。
	3 災害救助法による応急修理		生活能力の低い世帯のために県（委託したときは市）が応急的に補修する。
障害物の除去等	1 自費除去		被災者が自力（自費）で除去する。
	2 除去費等の融資		自費で整備するには資金が不足する者に対して、住宅資金補助に準じて融資して除去する。
	3 災害救助法による除去		生活能力の低い世帯のために県又は市が除去する。

(注) ①対策順位は、その種別によって対象者が異なったり、貸付の条件が異なるので、適宜実情に即して順位を変更する必要がある。

②「住宅の確保」のうち、3の融資、4及び5の建設は、住宅の全焼、全壊及び流出した世帯を対象とする。

③「住宅の修繕」のうち2の(1)の融資及び3の修理は、住家の半焼、半壊及び半流失した世帯を対象とする。

④「障害物の除去等」は、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去等をいう。

7 その他

市は、被災建築物の危険度判定結果の表示の意味を正しく認識するよう、住民に対して十分な情報提供、啓発活動を実施する。

特に、被災者生活再建支援金の支給等に係るり災証明発行の被害認定調査結果との相違について正しく認識するよう努める。

8 記録等

応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を実施したときは、次の帳簿等を整理し、保管しておく。

(1) 応急仮設住宅を設置した場合

- ・ 応急仮設住宅台帳
- ・ 応急仮設住宅入居者名簿

(2) 住宅の応急修理をした場合

- ・ 住宅修理記録簿

3.3.32 文教対策

担 当 課

教育総務課、学校支援課、まなび文化スポーツ課、ふるさと文化財課

第32節 文教対策

1 基本方針

市教育委員会は、児童、生徒、教職員及び学校その他文教関係施設が被害を受けるなど、正常な学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設の確保や教科書及び学用品の給与等の措置を講じ、応急教育を実施する。

また、各学校において石川の学校安全指針を活用し、児童生徒等のより確実な安全確保を図る。

2 文教施設の応急復旧対策

- (1) 被災施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、関係官公署との連絡を密にする。
- (2) 被災学校の授業開始のための応急施設整備計画を作成する。
- (3) 社会教育施設等については、災害を受けた後、直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては施設ごとに再開計画をたて、できるだけ早く開館する。

3 応急教育実施の予定施設

- (1) 被害の程度により又は学校が長期に地域の避難所として使用される場合には、おおむね次により学校の授業が長期にわたり中断されることのないようにする。

災 害 の 程 度	応急教育実施の予定場所
学校の一部の校舎が使用できない (避難所として利用されている場合を含む。)程度の場合	(1) 特別教室、屋内施設を利用する。 (2) 2部授業を実施する。
学校の校舎の全部が使用できない (避難所として利用されている場合を含む。)程度の場合	(1) 公民館等公共施設を利用する。 (2) 隣接学校の校舎を利用する。
県内大部分(広域な範囲)について災害を受けた場合	避難先の最寄りの学校、公民館等公共施設を利用する。
特定の地区全体について相当大きな災害を受けた場合	(1) 住民避難先の最寄りの学校、災害を受けなかった最寄りの学校、公民館、公共施設等を利用する。 (2) 応急仮設校舎を設置する。

- (2) 応急教育実施の予定施設について、事前に関係者と協議の上選定し、教職員、住民に対して周知徹底を図るよう指導する。

4 応急教育計画

学校の施設が被災したり、あるいは地域の避難所となった場合、次の点に留意して応急教育を実

施する。

- (1) 児童、生徒・教職員等の被害状況を速やかに把握し、応急教育計画を作成する。
- (2) 応急教育施設の指定、応急教育の開始時期及び方法等を確実に児童、生徒及び保護者に周知する。
- (3) 通常の授業の実施が不可能となった場合は、被災状況に応じた授業方法の選択（休校、短縮、分散、移転等）を考慮するなどの応急教育活動を実施するとともに、避難所との調整について関係機関と協議する。
- (4) 児童、生徒が他市町、他県等で応急教育を受ける必要がある場合の連絡調整を行う。
- (5) 公立高等学校入学者選抜の弾力的な取扱いについて要請するとともに、私立高校にも同様の要請を行う。
- (6) 被災地域の大学受験生に対する弾力的な取扱いについて要請を行う。
- (7) 教職員の動員体制について、教職員の被害が大きく教育に支障をきたす場合には、他校からの応援により対応するなど、市立学校及び県立学校間の有機的連携を図り、適切に対処できるようにする。

5 児童、生徒への対応

災害の発生時間帯により異なる対応が求められ、その状況に応じた応急対応を実施するよう指導する。

- (1) 在校時の安全確保
迅速な避難の実施、児童、生徒の保護者への引き渡し、帰宅困難者の宿泊等の措置を行う。
- (2) 登下校時の安全確保
情報の収集、伝達体制、避難誘導、保護者との連携、通学路の設定等について周知徹底する。
- (3) 児童、生徒の安否確認
在宅時に発災した場合及び欠席者に対する安否を確認する。
- (4) 被災した児童、生徒の健康管理
身体健康管理や心のケアが必要な児童、生徒には、保健室等でのカウンセリング体制を実施するとともに、必要に応じて医療機関とも連携して適切な支援を行う。

6 備品等の確保について

被災学校の机、椅子等に不足が生じた場合は、被害をまぬがれた学校又は公共施設より借用する。また、必要数の確保が困難な場合は、県並びに近隣市町へ協力を依頼する。

7 教材、学用品の調達及び給与方法

災害救助適用及びその基準外の教材、学用品の調達並びに給与方法等については、市教育委員会及び学校があらかじめ計画を樹立しておく。

なお、災害救助法を適用する場合の措置は、本章第16節「災害救助法の適用」による。

8 授業料の減免及び育英資金

- (1) 被災生徒の授業料減免

授業料の全額又は一部を免除する（石川県立高等学校授業料減免規則（昭和54年石川県規則

第16号)第2条及び石川県私立高等学校授業料減免補助金交付要綱第2条)

(2) 被災生徒の育英資金の貸与

被災により家屋の全壊、半壊及び流失等のために就学に著しい困難を生じた生徒に対しては、必要に応じて石川県育英資金の緊急採用奨学生として育英資金を貸与する。

9 給食措置

(1) 児童、生徒の対策

市及び市教育委員会は、被害状況報告に基づいて、災害発生に伴う要保護及び準要保護児童、生徒給食費補助金の申請を行うとともに、応急給食を実施する。

(2) 物資対策

市は、被害を受けた物資の状況を市学校給食会に報告するとともに、各教育事務所を経由して県教育委員会に速やかに報告する。県教育委員会は、被害物資量を把握し、県学校給食会等に対して物資の手配等を指導する。

10 保健衛生

市教育委員会は、医療救護班と緊密な連絡をとり、第28節「防疫、保健衛生活動」に従い適切な応急措置を行う。

(1) 被災教職員、児童、生徒の保健管理

災害が発生したときは、災害情報の収集に努め、感染症発生のおそれがあるときは、医療救護班と連絡を密にして防疫組織を確立し、器具資材を整備して予防教育を行う。

また、災害の状況により被災学校の教職員、児童、生徒に対し、感染症予防接種及び健康診断を実施する。

(2) 被災学校の環境衛生

災害が発生し、浸水等による被害のあった場合は、医療救護班の協力を得て、特に感染症の予防に努めるとともに、環境衛生の整備改善に協力する。

11 教職員の健康管理

応急対応が長期化することにより教職員への負担が大きくなることから、職員ローテーションや他校等からの応援体制を組むなどして、身体的、精神的な健康管理に留意する。

12 避難所協力

学校は、学校施設が避難所となった場合は、市町など防災関係機関と十分に連携を取り、円滑な開設・運営に協力する。

また、防災関係機関や自主防災組織と定期的に会議を開催するなど、学校と地域が連携した防災訓練の実施、学校が避難所となる場合の具体的な対策、学校機能を維持、再開させる場合の方策、児童生徒等の地域への貢献等について、あらかじめ具体的に協議しておく。

13 記録等

市は、学用品の供給を実施したときは、次の書類を整理保存しておく。

- ・学用品給与台帳

14 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることを勘案して、地震発生直後から所轄の指定文化財について被害状況を調査把握し、必要な応急措置を行う。

(1) 応急措置

ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図る。

イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を市又は市教育委員会を經由して県教育委員会に報告する。

ウ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、民間団体の協力を得て、文化財の搬出、修復・保全、一時保管等の応急措置を講ずる。その際、市又は市教育委員会は、必要に応じて、助言、指導する。

エ 文化財に被害が発生した場合であっても、人命に関わる被害が発生したときには、被災者の救助を優先する。

(2) 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が措置する。

(3) 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認されたときには、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣公共団体への派遣要請等により十分な人員を確保する。

3.3.33 応急金融対策

担 当 課	商工課
-------	-----

第33節 応急金融対策

1 基本方針

津波災害時、被災地において、通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、住民の生活の安定を図る。

2 通貨の円滑な供給の確保

(1) 通貨の確保

市内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じて金融機関の必要現金の確保について要請を行う。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡を取り、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう要請を行う。

また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう要請する。

3 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請を行う。

ア 払戻しの取扱い

預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対して、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行う。

イ 貸出等の特別取扱い

被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行う。

ウ 被災関係手形の措置

被災地の手形交換所において、被災関係手形について、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡り処分の猶予等の特別措置をとる。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置をとる。

(2) 金融措置に関する広報

金融機関の営業再開、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換措置等については、金融機関と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

3.3.34 農林水産物災害応急対策

担 当 課	農林課
-------	-----

第34節 農林水産物災害応急対策

1 基本方針

市は、災害から農林水産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

2 農作物関係

(1) 水稻改植用苗の確保

用排水施設の損傷などにより生じた水害、干ばつ害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、市長は、県に改植用苗の補給を要請するなど、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

また、津波による浸水区域では、海水による塩害被害が生じるため、がれき処理、除塩対策などが必要となる場合は、市は農業団体等と協力して、国、県へ早期対策実現の要請を行う。

(2) 病虫害防除対策

市は、県の指示により、能美小松営農推進協議会の定める計画に基づき、土木・住宅班が防除を実施する。

(3) 防除器具の確保

市は、管内の防除器具を整備し、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に際し、集中的に防除器具の使用ができるよう努める。

3 畜産関係

災害時における家畜及び畜産関係の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

(1) 家畜の防疫及び診療

災害時において発生する家畜の伝染性疾病に対処するため、被災地区の家畜及び畜舎等に対して、市は県及び関係団体等の協力を得て、必要な防疫を実施する。

ア 死亡した家畜に対する措置

災害により死亡した家畜については、家畜の所有者又は管理者は、法令に基づく所定の死亡獣畜取扱場において、遺体を焼却又は埋却する。

イ 被害家畜及び被災畜舎等に対する措置

家畜の伝染性疾病の発生が予想される場合は、県に対し家畜防疫班及び消毒班の派遣を要請する。

ウ 家畜に対する診療

市長は、災害時のため家畜が診療を正常に受けられないときは、県に対し家畜診療班の派遣を要請する。

(2) 家畜の避難

飼育者は、浸水等により災害の発生が予想されるとき、又は発生したときは、家畜を安全な場所に避難させる。

また、市は、必要があるときは避難所の選定、避難の方法等について計画しておく。

(3) 飼料の確保

災害等により飼料の確保が困難となったときは、市長は、県に対し飼料の供給を要請する。

4 林産関係

災害による林産物の被害の拡大を防止するための応急対策として、次の措置を講ずる。

- (1) 異常降雨に際しては、伐採木の流出を防ぐため、関係者はそれぞれ伐採木の早期搬出及び工場等に集積した木材の係留を行うなどの措置を講ずる。
- (2) 台風等による立木の倒壊があった場合は、早急に林地外に搬出し、整理して病虫害発生の予防措置をとるよう関係者に徹底する。

3.3.35 労務の供給対策

担 当 課	危機管理課
-------	-------

第35節 労務の供給対策

1 基本方針

災害応急対策を実施するため、必要な要員を確保し、応急対策を円滑かつ確実に推進する。

2 動員等の順序

災害対策要員は、おおむね次の順序で動員を行う。

- (1) ボランティアの動員
- (2) 労務者の雇用
- (3) 関係者の強制従事

3 応援の要請

災害の程度によりボランティア又は労務者による作業が不可能なとき、又は人員が不足を生じた場合には、県等に対し次の事項を示して、応援及び派遣を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 要請する従事場所及び集合場所
- (3) 作業内容
- (4) 人員及び従事期間
- (5) その他必要な事項

4 ボランティアの編成及び作業内容等

ボランティアは、おおむね次の団体等で編成し、作業に従事する。また、作業を行う場所には、各団体別に編成し、名称を付し団長、班長等を置く。

- (1) ボランティアの編成
 - ア 青年団、壮年団
 - イ 婦人会
 - ウ 各種団体及びその他有志
- (2) ボランティアの作業内容
 - ア 炊出し、その他災害救助活動の協力
 - イ 清掃及び防疫
 - ウ 災害応急対策用物資、資材及び生活必需品物資等の輸送
 - エ 応急復旧作業場における危険を伴わない軽易な作業
- (3) ボランティアの奉仕を受けたときは、次の事項を記録整備する。
 - ア ボランティアの名称及び人員氏名
 - イ 奉仕した作業内容及び期間

ウ その他の参考事項

5 労務者の雇用

災害応急対策の実施が災害対策本部員及び奉仕団の動員で不足し、又は特殊作業のため、技術的な労力が必要なときは、労務者を雇用する。

(1) 労務者の雇用の範囲

ア 被災者の避難のための人夫

市長の指示による避難で誘導人夫を必要とするとき。

イ 医療、助産のための移送人夫

医療班では処理できない重症患者、若しくは医療班が到着するまでの間に医療処置を必要とする患者を、病院等に運ぶため、又は医療班の移動に伴い人夫を必要とするとき。

ウ 被災者の救出

被災者を救出するために人夫を必要とするとき、及び被災者救出に必要な機械器具、資材の操作又は後始末に人夫を必要とするとき。

エ 食料、飲料水の供給

食料、飲料水等供給のための機械器具その他資材の操作、遺体の洗浄、消毒等の処理並びに遺体の仮安置所までの輸送に人夫を必要とするとき。

オ 救助物資の支給

被服、寝具、その他の生活必需品、学用品、医薬品、衛生材料及び炊出し用品の整理、輸送配分に人夫を必要とするとき。

カ 遺体の搜索、処理

遺体の搜索及びその搜索に要する機械器具その他資材の操作、遺体の洗浄、消毒等の処理並びに遺体の仮安置所までの輸送に人夫を必要とするとき。

キ その他の場合

上記以外で救助作業をするために人夫を必要とするときは、次の事項を付して県へ要請する。

(ア) 人夫を雇用する目的又は救助項目

(イ) 人夫の所要人数

(ウ) 雇用する期間

(エ) 人夫を必要とする理由

(オ) 人夫を必要とする地域

(2) 労務者の雇用の期間

各救助作業の実施期間中とする。

6 労務者の従事命令等

災害応急対策実施のため人員が、一般奉仕団の動員及び労務者の雇用等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、又は緊急の必要があると認められるときは、従事命令、又は協力命令を執行する。

(1) 対象作業

対 象 作 業	命令区分	根 拠 法 律	執 行 者
災害応急対策作業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害救助法 24 災害対策基本法 71	知 事
	協力命令	災害救助法 25 災害対策基本法 71	市 長 (委任を受けた場合のみ)
災害応急対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法 65. 1	市 長
		災害対策基本法 65. 2	警察官、海上保安官
		警察官職務執行法 4	警察官
消 防 作 業	〃	消防法 29. 5	消防吏員、消防団員
消 防 作 業	〃	水防法 17	水防管理者、 消防本部長、水防団長

(2) 対象者

命令区分及び作業対象	対 象 者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官等の従事命令（災害応急対策全般）	市域内の住民又は当該応急処置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令（災害応急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他の関係者
従事命令（消防作業）	火災の現場付近にある者
従事命令（水防作業）	区域内に居住する者又は水防の現場にある者

(3) 従事命令等の執行

強制従事の執行については、災害救助法に基づく災害救助のための従事命令及び協力命令並びに災害対策基本法に基づく、その他応急対策のための従事命令及び協力命令とする。

なお警察官等が従事命令を発した場合は、次の機関に通知等をする。

ア 災害対策基本法第 65 条第 2 項に基づいて執行したときは、市長に通知するとともに、所轄長に報告する。

イ 警察官職務執行法第 4 条に基づいて執行したときは、警察署長に報告し、順序を経て公安委員会に報告する。

(4) 公用令書の交付

従事命令、又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、次の命令書を交付する。

ア 災害救助法による従事、協力命令

イ 同上命令の取消命令

ウ 災害対策基本法による従事、協力命令

エ 同上命令の変更命令

オ 同上命令の取消命令

(5) 損害補償

従事命令、又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、県の地域防災計画の定めるところにより、損害補償又は扶助金を支給する。

7 記録簿

市は、労務者を雇用したとき及び奉仕団の奉仕を受けたときは、次の書類、帳簿を整理しておく。

- ・奉仕実施者名簿
- ・労務者雇い上げ名簿
- ・奉仕団の名称及び人員又は氏名
- ・奉仕した作業内容及び期間
- ・その他参考事項

第4章 復旧・復興計画

3.4.1 公共施設災害の復旧

担 当 課

土木課、まち整備課、上下水道課、農林課、各課

第1節 公共施設災害の復旧

1 基本方針

津波災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後に災害復旧事業の実施責任者が、各施設の原形復旧に併せて災害の再度発生防止のため施設の新設、改良を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

2 実施責任者

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

3 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
- ウ 砂防設備災害復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 下水道公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 公園公共土木施設災害復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 上水道施設災害復旧事業計画

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(9) その他の災害復旧事業計画

4 復旧事業の方針

(1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を早期に実施するため、市は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧事業計画の作成

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国の災害査定が早急に行えるよう努める。

(3) 災害緊急調査の実施

広域にわたる大災害、又は人身事故発生等の特別な災害の場合には、国の緊急調査が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因等を考慮し、災害の再度発生防止に留意し、また、速やかに効果が上がるように関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 小災害の措置について

公共土木施設災害復旧事業等の対象とならない小災害については、将来再び出水等の際に災害の発生のおそれがあると認められるものは、市、県単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

5 職員の確保

災害復旧に係る職員の不足を生ずるときは、被災を免れた他の市町から関係職員の派遣を求めてこれに対処する。この場合において、市町相互間において協議が整わないときは、県にあつせん又は調整を要請する。

市町相互間の職員派遣の円滑を期するため、災害対策基本法第33条（派遣職員に関する資料の提出等）に準じて、市は職員に関する資料を県に提出するとともに、当該資料を市町相互に交換する。

3.4.2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

担 当 課	財政課、各課
-------	--------

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

1 基本方針

災害復旧事業には、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づき援助される事業がある。災害復旧事業費は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査に基づき決定されるので、関係機関は、迅速な資料の提出等必要な措置を講ずる。

2 助成制度

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担又は補助する事業は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）に基づく事業
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）に基づく事業
- (3) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づく事業
- (4) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく事業
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく事業
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく事業
- (7) 予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく事業
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する事業
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく事業

3 激甚災害の早期指定

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、市は、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、第4条）
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
 - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（激甚法第5条）

- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（激甚法第6条）
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条）
- エ 天災による被害農林水産業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（激甚法第8条）
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（激甚法第9条）
- カ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（激甚法第10条）
- キ 共同利用小型漁船の建造費の補助（激甚法第11条）
- ク 森林災害復旧事業に対する補助（激甚法第11条の2）
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）
 - イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号・《改題》平11法222・旧・中小企業近代化資金等助成法）による貸付金等の償還期間等の特例（激甚法第13条）
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第14条）
- (4) その他の特別の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第16条）
 - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（激甚法第17条）
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（激甚法第19条）
 - エ 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による国の貸付の特例（激甚法第20条）
 - オ 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）
 - カ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（激甚法第22条）
 - キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（激甚法第24条）
 - ク 雇用保険法（昭和41年法律第132号）による求職者給付の支給に関する特例（激甚法第25条）

3.4.3 被災者への支援

担 当 課

総務課、財政課、税務債権課、福祉課、子育て支援課、まち整備課、農林課、商工課、社会福祉協議会、各課

第3節 被災者への支援

1 基本方針

市及び防災関係機関は、災害発生後の住民の生活の安定を図るため、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。

また、災害復旧事業の融資制度等の広報に努めるとともに、相談窓口を設置するなど迅速な復興援助の措置を講ずる。

加えて、各種支援制度の窓口を一元化するとともに、申請窓口での混雑が予想される場合は、申請受付日を設定するなど、被災者の負担軽減に努める。

2 農林漁業制度金融の確保

市は、災害により損失を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）又は農林漁業者の組織する団体（以下「被害組合」という。）に対し、農林漁業の経営等に必要な資金及び災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延期措置等について指導斡旋を行う。

また、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）に基づく利子補給並びに損失補償を行い、農林漁業の生産力の維持、増進と経営の安定を図る。このため、市は、次の措置を講ずる。

- (1) 農業（漁業）協同組合及び信用農業（漁業）協同組合連合会が、被害農林漁業者又は被害組合に対して行う経営資金のつなぎ融資の指導斡旋を行う。
- (2) 被害農林漁業者又は被害組合に対して天災融資法による経営資金の融資措置の促進、利子補給並びに損失補償を実施する。
- (3) 被害農林漁業者に対する（株）日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）に基づく災害復旧資金の融通及び既往貸付期限の延長措置の指導あっせんを行う。

3 中小企業融資の確保

市は、被災した中小企業者の施設の復旧に要する資金及び事業資金の融資が円滑に行われて、早期に経営の安定が得られるようにするため、次の措置を講ずる。

- (1) （株）日本政策金融公庫、（株）商工組合中央金庫の「災害特別融資枠」の設定を促進するため、関係機関に対して要請を行う。
- (2) 地元金融機関に対して中小企業向融資の特別配慮を要請し、協力を求める。
- (3) 信用力の低い中小企業者に対する融資の円滑化を図るため、信用保証協会に対して保証審査の弾力化等を要請する。
- (4) 中小企業者の負担を軽減し、復興を促進するため、激甚法の指定を受けるための必要な措置

を講ずる。

4 住宅金融支援機構資金のあっせん

(1) 災害復興住宅資金

市は、被災地の滅失家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、被災者に対して、当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被災状況等調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入の促進を図る。この場合、資金の融資を早くするために、市は、被災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努める。

(2) 地すべり関連住宅資金

市は、地すべり等防止法第 24 条第 3 項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとする者に対する融資の斡旋について、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

5 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得者の速やかな自力更生を支援するため、生活福祉融資貸付制度について民生委員・児童委員及び市社会福祉協議会による周知を行い、市社会福祉協議会が窓口となり、県社会福祉協議会の貸付申請を行う。

6 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付

市は、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦の速やかな自力更生を支援するため、母子福祉資金及び寡婦福祉資金などの制度の周知を行い、子育て支援課が窓口となり、県へ申請する。

7 災害援護資金の貸付

市は、「能美市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）」の定めるところにより、災害救助法による救助又は災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）で定める災害により被害を受けた世帯に対して、災害援護資金の貸付を行う。

8 災害弔慰金等の支給

市は、「能美市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）」の定めるところにより、災害により死亡した市民の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

9 災害障害見舞金の支給

市は、「能美市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年条例第 16 号）」の定めるところにより、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に定める程度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

10 被災者生活再建支援制度の活用

県は、被災者生活再建支援法（平成 10 年 5 月 22 日法律第 66 号）に定める自然災害によりその

生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することとしているため、市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を図る。

11 県の対応

県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に定める自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対して、自立した生活の開始を支援するため、被災者生活再建支援金を支給する。

12 制度の周知

市は、被災者の早期生活再建を図るため、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

3.4.4 被災者の生活確保のための緊急措置

担 当 課

税務債権課、市民サービス課、まち整備課、総務課、危機管理課、生活環境課、各課

第4節 被災者の生活確保のための緊急措置

1 基本方針

大津波の発生は、多数の死傷者、家屋の倒壊等の住家の喪失及び環境破壊等をもたらし、住民を極度の混乱におとし入れることとなる。

このため、市及び防災関係機関等は、相互に協力して被災者の生活の確保、社会経済活動の早期回復に努める。

2 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

市は、県が災害救助法に基づく被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成するため、必要に応じて被災者に関する情報の提供を要請する。

3 生活相談

(1) 相談窓口の設置

市は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、拠点避難所等に生活相談窓口を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。

(2) 住宅再建に関する相談

住宅再建に関する相談については、市及び関係団体が連携協力し、総合的な相談窓口を設置し、速やかに周知する。

(3) 広域避難者への対応

市は、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の市町村との協力のうえ、必要な情報や支援・サービスを提供する。

4 こころのケア活動の継続

こころのケアが継続的に必要な住民に対して、自立して健康な生活を送ることができるよう、市及び関係機関が連携し、必要な支援を継続的に切れ目なく実施する。

5 罹災証明の交付

市は、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写

真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

市だけで対応できない場合は、応援協定等に基づいて実施する。

6 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 被災により他に転職を希望する者に対しては、公共職業安定所は、本人の希望、適正等を考慮して適当な求人を開拓して積極的に就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、産業技術専門校等の職業能力開発施設において職業訓練を実施することとなっており、市はこれに協力するとともに、制度の周知を行う。

7 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長の措置を講ずるとともに、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 公営住宅等の整備

市は、災害により住居を滅失又は焼失した低所得者の被災者に対する住宅確保支援策として、必要に応じて公営住宅等の整備、公営住宅等の特定入居等を行うものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときには、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定を受け、早期の建設を図る。

9 国有財産の無償借受等

国有財産を災害復旧や、避難住民受入のための仮設住宅の建設等の用に供する場合など、応急対策の用に供する場合、市は国に対し無償借受等の申請を行う。

10 災害廃棄物の処理等

- (1) 市は、事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分方法を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行う。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、効率的に搬出を行う。

また、一般廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

- (2) 市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の市町への協力要請を行う。

3.4.5 災害義援金及び義援物資の配分	
担 当 課	総務課、福祉課、社会福祉協議会、各課

第5節 災害義援金及び義援物資の配分

1 基本方針

被災者あて寄託された義援金及び義援物資については、被害状況に応じた配分計画をたて、確実、迅速に配分を行う。

2 義援物資の募集

市は、受入を希望する義援物資を具体的に示したうえで募集するものとする。

また、市は、義援物資の受入・管理・配分窓口を一元化することにより、義援物資が被災者に迅速、効率的に届く体制とする。

3 義援金及び義援物資の受付

義援金品の受付は、健康福祉部において行う。

4 義援金の配分

(1) 義援金の配分は、配分委員会を設置し決定する。

(2) 被災者への義援金品の引渡しは、町会・町内会長、民生児童委員及び日赤奉仕団等各種団体の協力を得て行う。

5 義援金及び義援物資の輸送

県又は日本赤十字社から送付された義援金品については、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て被災者に配分する。

6 義援物資保管場所

市は、義援品の保管場所（倉庫等）について、あらかじめ計画しておく。

【資料編 物資集積所・救援隊野営地・遺体安置所等一覧表】

3.4.6 復興計画

担 当 課

財政課、各課

第6節 復興計画

1 基本方針

被災地の復興にあたっては、地域コミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮した上で、被災者の生活再建を支援し、再度の災害の防止と施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な環境づくりに努める。

2 基本方向の決定

市は、被災の状況や地域の特性、関係公共施設管理者や市民の意向を勘案して、迅速な原状回復を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、必要な場合には復興計画を作成する。また、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

なお、特定大規模災害による被害を受けた場合は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることができる。

3 計画的復興の進め方

- (1) 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建は、大規模事業となることから、関係機関と十分協議し、計画的に復興を進める。
- (2) 市は、復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、県との連携などにより、必要な体制を整備する。
- (3) 市は、再度の災害防止により快適な都市環境を目指し、市民の安全と環境確保等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

その際、計画作成段階で、都市のあるべき姿を明確にし、住民の理解をもとめるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるように、環境整備に努める。

- (4) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第 5 章 複合災害対策

第1節 基本方針

本章は、同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（以下、「複合災害」という。）における、予防対策、応急対策、復旧対策について示すものである。

なお、市及び防災関係機関は、平素から備えを充実するとともに、能美市地域防災計画各編に記載する対策の内容を踏まえるとともに複合災害への対応に留意し、所要の措置を講じる。

第2節 災害予防対策

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市における通信連絡設備の整備

ア 県と市、防災関係機関及びオフサイトセンターの間を結ぶ衛星系防災行政無線施設及びIMSを活用した地上系通信施設

イ その他携帯電話、衛星電話等の移動通信機器

(2) 通信連絡体制の確立

各機関は、緊急時における各機関内部及び各機関相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、操作方法の習熟と通信連絡設備等の適正な管理に努めるとともに、通信連絡体制の整備において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮して、平常時から代替ルートの確保に努めるほか、災害時にも活用できるような非常用電源の確保等の停電対策等を講じる。

さらに、各機関は、北陸地方非常通信協議会との連携に努め、西日本電信電話株式会社災害時優先電話及び無線電話等の配備について確認し、運用方法等の習熟に努める。

2 複合災害時の災害予防体制の整備

(1) 市は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して適切に対応するため、災害業務の機能分担を行い、互いに連携すること、また、要員や資機材等の資源配分に関して調整を行うこと、外部からの支援を早期に要請すること等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 市は、複合災害対応により業務が集中する部署では、複合災害に備えたバックアップ体制を整備する。

3 複合災害を想定した訓練の実施

市は、県、国、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて住民等の防災意識の高揚を図るため、複合災害を想定した訓練の実施に努める。

なお、訓練を実施するにあたっては、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第3節 災害応急対策

1 活動体制の確立

- (1) 市は、複合災害によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合などで、県が必要と認める場合は、市長からの要請を待たずに職員の派遣、又は国、他都道府県、他市町等に応援を要請・指示を行う。
- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、県の現地対策本部との合同会議を行うなど、同様の配慮を行う。

2 情報の収集・連絡

市は、国や県、防災関係機関と協力し、複合災害時においても情報連絡体制を確保し、被災情報等の収集・連絡を行う。

3 避難対策

- (1) 市は、県とともに情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、代替となる避難経路及び避難場所等の確保を図る。
- (2) 広域避難の実施にあたっては、県が示す避難先等を踏まえ対応する。
- (3) 市は、避難経路付近で家屋の倒壊等の危険性が想定される場合には、避難誘導の実施にあたり十分留意する。

4 緊急輸送車両等の確保及び必需物資の調達

市は、県とともに情報収集により得られた道路や避難場所等の被災状況をもとに、警察署本部や道路管理者と連携し、代替となる輸送経路や輸送手段を確保する。

5 緊急時医療措置

市は、大規模自然災害等への対応による医師やその他要員及び機器等に不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合は、県を通じて、国、他の都道府県、関係機関等に対し要請を行うなど体制の確保を図る。

第4節 災害復旧対策

複合災害として発生する災害の種類に応じて、能美市地域防災計画の本編第4章、及び各災害編の災害復旧対策の内容を踏まえて対応する。